

# 越谷市地域防災計画資料編

令和5年3月

越谷市防災会議



資料編目次

番号	資料名	本編関連箇所		ページ
		編-章-節-第	ページ	
資料 1	越谷市防災会議条例	2-2-8-1	105	1
資料 2	越谷市防災会議運営規程	2-2-8-1	105	3
資料 3	越谷市自主防災組織育成費補助金交付要綱	2-2-4-2	82	4
資料 4	第一次特定緊急輸送道路・第一次緊急輸送道路	2-2-8-6	109	12
資料 5	第二次緊急輸送道路	2-2-8-6	109	14
資料 6	防災無線局移動系一覧	2-2-8-7	110	16
資料 7	耐震性防火用貯水槽設置場所一覧及び配置図	2-2-8-9	115	20
資料 8	人工透析実施医療機関一覧	2-2-8-12	119	23
資料 9	避難場所一覧	2-2-8-13	121	24
資料 10	避難所一覧	2-2-8-13	121	27
資料 11	避難所・避難場所等の配置図	2-2-8-13 2-2-8-14	121 134	30
資料 12	耐震性飲料用貯水槽設置場所一覧及び配置図	2-2-8-14	129	32
資料 13	防災備蓄倉庫設置場所一覧及び配置図	2-2-8-13	134	34
資料 14	文化財の現況	2-2-8-19	141	36
資料 15	越谷市災害対策本部条例	2-3-1-1	151	38
資料 16	越谷市災害対策本部要綱	2-3-1-1	151	39
資料 17	越谷市における災害対策活動の実施に関する要領	2-3-1-1 2-3-1-2 2-3-1-3 2-3-5-1 3-3-8-1	152 153 155 159 191 421	49
資料 18	参集職員名簿（別紙様式 1）	2-3-1-2	153	62
資料 19	被害概況報告書（報告様式 1）	2-3-1-3	160	63
資料 20	発生速報（様式第 1 号）	2-3-2-2	173	64
資料 21	経過速報（様式第 2 号）	2-3-2-2	173	65
資料 22	被害状況調（様式第 3 号）	2-3-2-2	173	66
資料 23	市町村放送要請依頼用紙（様式 2）	2-3-3-3	181	68
資料 24	自衛隊災害派遣要請依頼書、撤収要請依頼書	2-3-4-2 2-3-4-5	184 186	70
資料 25	ヘリコプター離着陸場一覧	2-3-4-3 2-3-10-3	186 218	72
資料 26	災害時応援協定締結先市町一覧	2-3-5-1	190	73
資料 27	中核市災害時相互応援に関する協定書	2-3-5-1	190	75

番号	資料名	本編関連箇所		ページ
		編-章-節-第	ページ	
資料 28	災害時における相互応援に関する協定（群馬県高崎市）	2-3-5-1	190	79
資料 29	災害時における相互応援に関する協定（福島県二本松市）	2-3-5-1	190	81
資料 30	災害時における埼玉県内市町村間の相互応援に関する基本協定	2-3-5-1	190	83
資料 31	災害に対する相互応援及び協力に関する協定（草加市・越谷市・八潮市・三郷市・吉川市・松伏町）	2-3-5-1	190	91
資料 32	災害時における避難場所相互利用に関する協定（さいたま市（旧岩槻市））	2-3-5-1	190	93
資料 33	災害時における避難場所相互利用に関する協定（春日部市）	2-3-5-1	190	94
資料 34	災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準について	2-3-7-3	199	95
資料 35	救助の特例等申請様式（様式 1～様式 25）	2-3-7-3	199	99
資料 36	消防機構図	2-3-8-1	201	112
資料 37	消防通信系統図	2-3-8-1	204	113
資料 38	消防団編成図	2-3-8-2	205	114
資料 39	医師会登録医療機関一覧	2-3-10-2	216	115
資料 40	初動対応期の医療救護所設置場所	2-3-10-2	216	125
資料 41	県内の災害拠点病院	2-3-10-3	218	126
資料 42	避難所状況報告書・避難者名簿（報告様式 2）	2-3-11-5	227	127
資料 43	越谷市被災建築物応急危険度判定要領	2-3-19-1	276	129
資料 44	応急仮設住宅設置事業に係る様式（様式 1～5）	2-3-19-4	279	132
資料 45	応急仮設住宅設計図（標準設計）	2-3-19-4	279	135
資料 46	罹災（申告書受理）証明書交付申請書・罹災（申告書受理）証明書	2-4-3-1	322	137
資料 47	被災証明書交付申請書兼被災証明書	2-4-3-1	322	140
資料 48	越谷市災害弔慰金の支給等に関する条例	2-4-3-4	332	141
資料 49	越谷市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則	2-4-3-4	332	148
資料 50	越谷市災害見舞金等支給条例	2-4-3-4	332	165
資料 51	越谷市災害見舞金等支給条例施行規則	2-4-3-4	332	168
資料 52	埼玉県・市町村被災者安心支援に関する基本協定	2-4-3-5	339	172
資料 53	埼玉県・市町村生活再建支援金に関する要綱	2-4-3-5	339	174
資料 54	埼玉県・市町村家賃給付金に関する要綱	2-4-3-5	339	179
資料 55	埼玉県・市町村人的相互応援に関する要綱	2-4-3-5	339	183
資料 56	火災警報に関する協議書	3-3-2-3	390	185
資料 57	要配慮者関連施設一覧	3-2-9-4 3-2-12-7 3-2-12-13	391 404 407	186

番号	資料名	本編関連箇所		ページ
		編-章-節-第	ページ	
資料 58	民間航空機事故時の連絡通報体制	5-2-3-2	491	207
資料 59	自衛隊・米軍航空機事故時の連絡通報体制	5-2-3-2	491	208
資料 60	緊急事態区分と措置	5-2-4-1	495	209
資料 61	運用上の介入レベルと防護措置	5-2-4-1	495	211

## ○越谷市防災会議条例

(昭和38年9月23日条例第19号)

改正 昭和46年8月10日条例第29号

昭和49年4月24日条例第21号

昭和55年3月26日条例第3号

平成3年9月27日条例第25号

平成4年7月7日条例第28号

平成12年3月31日条例第7号

平成25年3月25日条例第6号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第16条第6項の規定に基づき、越谷市防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 越谷市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもつて組織する。

- 2 会長は、市長をもつて充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次の各号に掲げる者をもつて充てる。
  - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者
  - (2) 埼玉県知事の部内の職員のうちから市長が任命する者
  - (3) 埼玉県警察の警察官のうちから市長が任命する者
  - (4) 市長がその部内の職員のうちから指名する者
  - (5) 教育長
  - (6) 消防長、消防署長及び消防団長
  - (7) 越谷・松伏水道企業団の職員のうちから市長が任命する者
  - (8) 指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員のうちから市長が任命する者
  - (9) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が任命する者
- 6 前項の委員の定数は、40人以内とする。
- 7 第5項第8号及び第9号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 8 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、埼玉県の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者の中から、市長が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。(議事等)

第5条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議にはかつて定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和46年条例第29号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和49年条例第21号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和55年条例第3号）

この条例は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則（平成3年条例第25号）抄

（施行期日）

1 この条例は、平成3年10月1日から施行する。

附 則（平成4年条例第28号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年条例第7号）抄

（施行期日）

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成25年条例第6号）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日以後、改正後の第3条第5項の規定により新たに任命された委員の任期は、改正後の同条第7項本文の規定にかかわらず、平成26年3月31日までとする。

## ○越谷市防災会議運営規程

昭和49年3月26日

防災会議告示第1号

改正 昭和55年1月22日防災会議告示第1号

昭和56年3月31日防災会議告示第1号

平成3年10月1日防災会議告示第2号

平成18年2月24日防災会議告示第1号

平成28年3月23日防災会議告示第1号

令和3年3月11日防災会議告示第1号

## (目的)

第1条 この規程は、越谷市防災会議条例（昭和38年条例第19号）第5条の規定に基づき、越谷市防災会議（以下「防災会議」という。）の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

## (会議)

第2条 防災会議は、会長が招集する。

2 前項の招集は、委員に対して招集の日時、場所、会期及び議案を告知するものとする。

3 防災会議の議長は、会長があたる。

4 防災会議は、過半数の委員が出席しなければ開くことができない。

5 防災会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

## (専門委員)

第3条 専門委員は、防災会議に出席し、意見を述べることができる。

## (会長の専決処分)

第4条 会長は、緊急その他やむを得ない理由により防災会議を招集することができないときは、防災会議の権限に属する事務を専決処分することができる。

2 前項の規定により、専決処分したときは、会長は、次の防災会議にこれを報告し、承認を求めなければならない。

## (庶務)

第5条 防災会議の庶務は、危機管理室において処理する。

## (公表等の方法)

第6条 地域防災計画を作成し、又は修正した場合の公表その他防災会議が行う公表は、越谷市公告式条例（昭和47年条例第6号）の例による。

## 附 則

この規程は、告示の日から施行する。

附 則（昭和55年防災会議告示第1号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（昭和56年防災会議告示第1号）

この告示は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則（平成3年防災会議告示第2号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年防災会議告示第1号）

この告示は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成28年防災会議告示第1号）

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和3年防災会議告示第1号）

この告示は、令和3年4月1日から施行する。



## 越谷市自主防災組織育成費補助金交付要綱

〔 昭和56年5月16日  
告示第18号 〕

改正 平成5年3月31日告示第30号 平成7年9月29日告示第36号  
平成13年3月30日告示第45号 平成22年8月24日告示第261号

## (目的)

第1条 この要綱は、自主防災組織等が防災活動を行う上に必要な防災備蓄倉庫の設置、防災資器材等の購入、防災訓練等に対し、自主防災組織育成費補助金（以下「補助金」という。）を交付し、もって市民の自主的な防災意識の普及及び高揚を図ることを目的とする。

## (用語の意義)

第2条 この要綱において、自主防災組織等とは、自治会等を単位として市民が自主的にその地域の防災対策の確立のために組織する団体で、自主防災組織設立届（第1号様式）により市長に届け出のあったもの（以下「自主防災組織」という。）及びこれらのものが合同で防災訓練等を行う場合における複数の自主防災組織の集合体をいう。

## (補助事業)

第3条 補助の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 次号の備蓄資器材を保管するための防災備蓄倉庫の設置
- (2) 別表に掲げる備蓄資器材の購入
- (3) 別表に掲げる防災資器材の購入
- (4) 自主防災組織が単独又は合同で行う防災訓練等（市長が別に定めるところにより、当該防災訓練等の実施についてあらかじめ市長に届け出たものに限る。）

## (補助金の額等)

第4条 補助金の額は、前条第1号から第3号までに規定する事業にあつては補助事業に要する経費又は補助基準額のいずれか低い方の額に補助率を乗じて得た額、前条第4号に規定する事業にあつては補助事業に要した経費又は補助基準額のいずれか低い方の額とし、1,000円未満は切り捨てるものとする。

- 2 前項の補助基準額及び補助率は、別表のとおりとする。

## (交付申請)

第5条 補助金の交付を申請しようとする自主防災組織等の代表者（以下「申請者」という。）は、自主防災組織育成費補助金交付申請書（第2号様式）に関係書類を添えて市長に申請しなければならない。

## (交付決定通知)

第6条 市長は、前条の規定による補助金の交付申請があつたときは、内容を審査し、これを適当と認める場合は、自主防災組織育成費補助金交付決定通知書（第3号様式）により当該申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、補助金の交付を不適当と認める場合は、自主防災組織育成費補助金交付に関する通知書（第4号様式）により当該申請者に通知するものとする。

## (補助金の交付請求等)

第7条 補助金の交付を請求しようとする申請者は、前条第1項の規定による交付決定通知を受けた後に自主防災組織育成費補助金交付請求書（第5号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付請求があった場合は、第3条第1号から第3号までに規定する事業にあつては前金払により、同条第4号に規定する事業にあつては完了払により補助金を交付するものとする。

(補助金の返還)

第8条 市長は、自主防災組織等が虚偽その他不正により補助金の交付を受けたとき又は補助金の交付決定に付した条件若しくはこの要綱に違反したときは、交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(実績報告)

第9条 申請者は、補助事業が完了したときは、速やかに自主防災組織育成費補助金実績報告書(第6号様式)に関係書類を添えて市長に報告しなければならない。ただし、補助事業が防災訓練等である場合については、この限りでない。

(検査)

第10条 市長は、必要があると認めるときは、補助金を交付した自主防災組織等に対し、補助事業に係る検査を行うことができる。

## 附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (平成5年告示第30号)

(施行期日)

1 この告示は、平成5年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の越谷市自主防災組織育成費補助金交付要綱の規定は、この告示の施行の日以後に申請のあった防災資器材等の購入及び防災訓練等について適用し、同日前に申請のあった防災資器材等の購入及び防災訓練等については、なお従前の例による。

附 則 (平成7年告示第86号)

(施行期日等)

1 この告示は、平成7年10月1日から施行し、改正後の越谷市自主防災組織育成費補助金交付要綱(以下「改正後の要綱」という。)の規定(防災備蓄倉庫及び備蓄資器材に関する部分に限る。)は、平成7年4月1日から適用する。

(適用区分)

2 改正後の要綱の規定は、この告示の施行の日以後に申請のあった補助金について適用し、同日前に申請のあった補助金については、なお従前の例による。

附 則 (平成13年告示第45号)

(施行期日)

1 この告示は、平成13年4月1日から適用する。

(適用区分)

2 改正後の別表の規定は、この告示の施行の日以後に申請のあった補助金について適用し、同日前に申請のあった補助金については、なお従前の例による。

附 則 (平成22年告示第261号)

この告示は、平成22年9月1日から施行する。

別表(第3条、第4条関係)

各補助事業の補助基準額等

1 防災備蓄倉庫の設置

規 格	補助基準額	補助率
アルミ製品、二次製品等耐火性のもの	1,200,000円	$\frac{3}{4}$

2 備蓄資器材の購入

品 名	補助基準額	補助率
発電機、投光機、コードリール、救急セット、真空パック毛布、水運搬袋、カマドセット、トランジスタメガホン、万能斧、担架、ヘルメット、腕章、誘導旗、鳶口、スコップ	600,000円	$\frac{3}{4}$

3 防災資器材の購入

品 名	補助基準額	補助率
強力ライト、メガホン、つるはし、梯子、ロープ、バール、運搬車、浄水機、消火器、その他の防災資器材	200,000円	$\frac{1}{2}$

4 防災訓練等

防災訓練等に参加した世帯数	補助基準額
500世帯未満	20,000 円
500世帯以上 1,000世帯未満	30,000 円
1,000世帯以上	50,000 円

第1号様式(第2条関係)

自主防災組織設立届

年 月 日

越谷市長 宛

自主防災組織名

代表者氏名

自主防災組織を設立したので、下記のとおり届け出ます。

記

自主防災組織名	
事務所の所在地	住所 氏名 電話
設立年月日	年 月 日
本部長	住所 氏名 電話
副本部長	住所 氏名 電話
世帯数	世帯
添付書類	1 規約 2 自主防災組織の編成表 3 防災計画

第2号様式(第5条関係)

令和 年度越谷市自主防災組織育成費補助金交付申請書

令和 年 月 日

越谷市長 宛

自主防災組織等名  
代 表 者 住 所  
代 表 者 氏 名  
電 話

令和 年度越谷市自主防災組織育成費補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 補助事業名
- 2 交付申請額 金 円
- 3 自主防災組織育成費補助金に関する調書(別紙)

別紙

自主防災組織育成費補助金に関する調書

1 自主防災組織等の概要

自主防災組織名	
世帯数	世帯

2 設置又は購入予定の防災備蓄倉庫、備蓄資器材及び防災資器材

設置又は購入予定	令和	年	月	日
防災備蓄倉庫、備蓄資器材又は防災資器材の内訳				
合計	円			
添付書類	防災備蓄倉庫、備蓄資器材又は防災資器材の見積書			

3 防災訓練等の内訳

防災訓練等実施日	令和	年	月	日
参加世帯数及び人数	世帯		人	
訓練等に要した経費	合計		円	
添付書類	諸経費の領収書			

第5号様式(第7条関係)

令和 年度越谷市自主防災組織育成費補助金交付請求書

令和 年 月 日

越谷市長 宛

自主防災組織等名  
代表者住所  
代表者氏名  
電 話

令和 年 月 日付け越危管第 号で補助金の交付決定  
通知を受けましたので、下記のとおり補助金の交付を請求します。

記

1 請求額 金 円

2 補助金振込先

金融機関名	銀行・信用金庫・農協 本店・支店
預金口座名義	フリガナ
預金口座番号	普通・当座 No.

第6号様式(第9条関係)

令和 年度越谷市自主防災組織育成費補助金実績報告書

令和 年 月 日

越谷市長 宛

自主防災組織等名  
 代表者住所  
 代表者氏名  
 電 話

令和 年 月 日付け越危管第 号で交付決定の通知を受けた  
 越谷市自主防災組織育成費補助金に係る実績を次のとおり報告します。

補助事業名					
防災備蓄倉庫、備蓄 資器材又は防災資 器材の内訳	品 名	規 格	数 量	単 価	金 額
				円	円
合 計	円				
購 入 期 日	令和 年 月 日				
添 付 書 類	1 補助事業に係る支出証拠書類 2 補助事業により整備した防災備蓄倉庫等の 保管場所又は配置場所を明らかにした書類				
検 査 職 員 氏 名					



## 第一次特定緊急輸送道路

管理者	路線番号	路線名	区間
県指定			
国交省	4	一般国道4号	市内全域
国交省	4	一般国道4号 (越谷春日部 <sup>ハ</sup> イ <sup>ハ</sup> ス)	足立越谷線交点～市境
埼玉県	463	一般国道463号 (越谷浦和 <sup>ハ</sup> イ <sup>ハ</sup> ス)	国道4号交点～市境

## 第一次緊急輸送道路

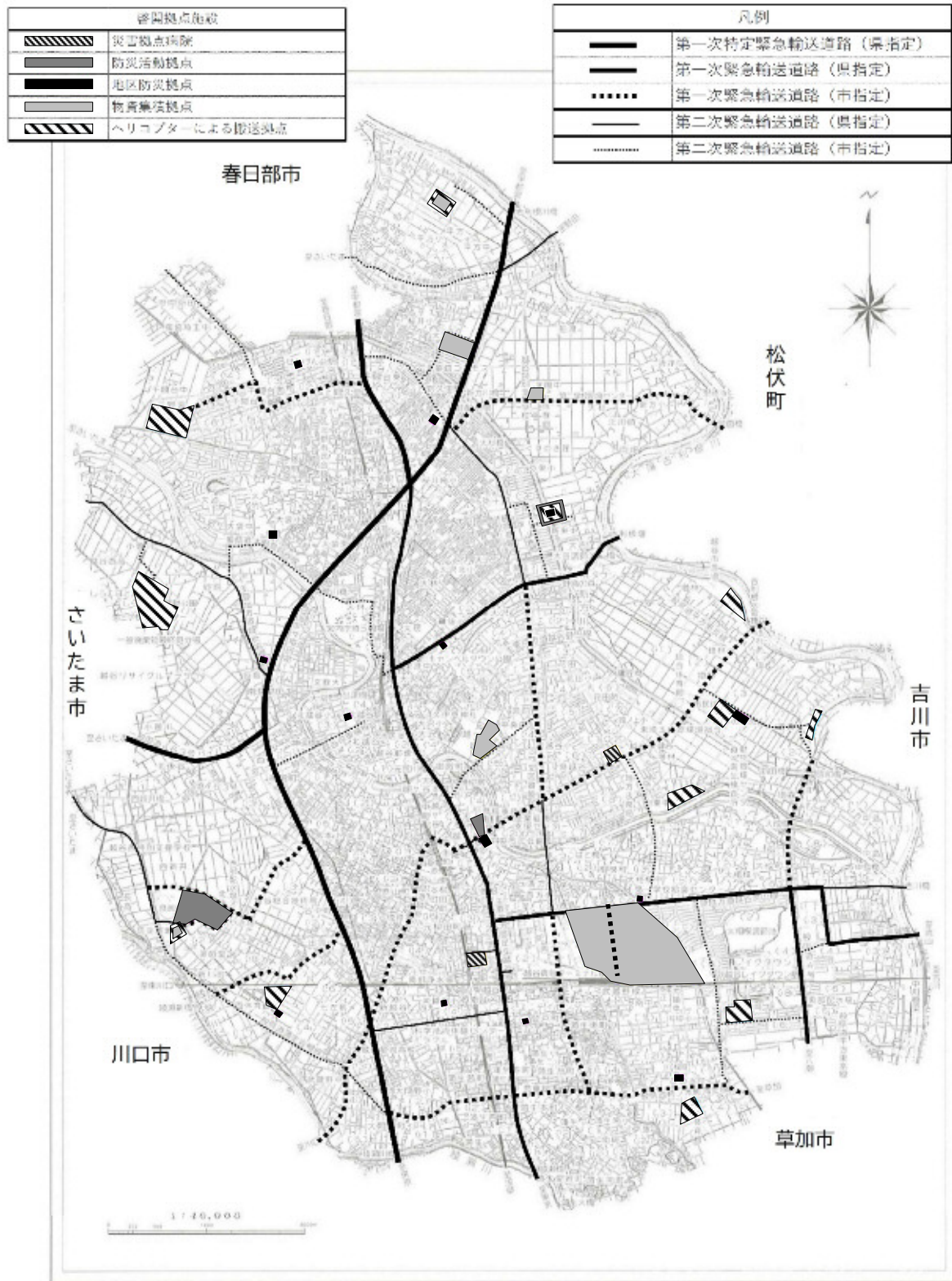
管理者	路線番号	路線名	区間
県指定			
国交省	4	一般国道4号 東埼玉道路	越谷流山線交点～市境
埼玉県	19	越谷野田線	足立越谷線交点～市境
埼玉県	49	足立越谷線	国道4号交点～市境
埼玉県	52	越谷流山線	足立越谷線交点～市境
市指定			
国交省	4	一般国道4号 東埼玉道路	越谷流山線交点～平方東京線交点
埼玉県	115	越谷八潮線	越谷野田線交点～市道1130号線交点 越谷流山線交点～柿木町蒲生線交点
埼玉県	161	越谷川口線	国道4号交点～市境
埼玉県	324	蒲生岩槻線	国道4号交点～足立越谷線交点
埼玉県	380	柿ノ木町蒲生線	足立越谷線交点～市境
越谷市	1020	市道1020号線	市道1031号線交点～市道20992号線交点
越谷市	1031	市道1031号線	市道2060号線交点～市道1020号線交点
越谷市	1060	市道1060号線	全域 越谷八潮線交点～市境
越谷市	1130	市道1130号線	市道70002号線交点～市境
越谷市	1141	市道1141号線	市道60840号線交点～市道60269号線交点 市道60269号線交点～蒲生岩槻線交点
越谷市	1160	市道1160号線	全域 国道4号交点～蒲生岩槻線交点
越谷市	2060	市道2060号線	国道4号交点～市道1031号線交点
越谷市	20992	市道20992号線	市道1020号線交点～市道20992号線
越谷市	51199	市道51199号線	全域 越谷停車場線交点～国道4号交点
越谷市	60268	市道60268号線	市道1141号線交点～市道60118号線交点
越谷市	60269	市道60269号線	全域 市道1141号線交点～市道1141号線 交点
越谷市	60840	市道60840号線	国道4号交点～市道1141号線交点

管理者	路線番号	路線名	区間
越谷市	70002	市道70002号線	越谷停車場線～市道1130号線交点
越谷市	80092	市道80092号線	越谷流山線～市道80087号線交点

## 第二次緊急輸送道路

管理者	路線番号	路線名	区間
県指定			
埼玉県	48	越谷岩槻線	国道4号交点～市境
埼玉県	52	越谷流山線	平方東京線交点～市境
埼玉県	80	野田岩槻線	一般国道4号(越谷春日部バイパス)交点～市境
埼玉県	115	越谷八潮線	一般国道4号(越谷春日部バイパス)交点～越谷野田線交点 市道1130号線交点～越谷流山線交点
埼玉県	161	越谷川口線	一般国道4号交点～足立越谷線交点
埼玉県	324	蒲生岩槻線	市道60786号線交点～市境
越谷市	1130	市道1130号線	足立越谷線交点～市道40001号線
越谷市	40001	市道40001号線	市道1130号線～市道80585号線交点
越谷市	60268	市道60268号線	蒲生岩槻線交点～市道60118号線交点
越谷市	70114	市道70114号線	足立越谷線交点～市道70639号線交点
越谷市	80079	市道80079号線	足立越谷線交点～市道80082号線交点
市指定			
埼玉県	19	越谷野田線	足立越谷線交点～大野島越谷線交点
埼玉県	80	野田岩槻線	一般国道4号(越谷春日部バイパス)～市境
埼玉県	102	平方東京線	一般国道4号東埼玉道路～交点市道2180号線交点
埼玉県	324	蒲生岩槻線	一般国道4号交点～市道60268号線交点
埼玉県	325	大野島越谷線	越谷野田線交点～市道1091号線
埼玉県	405	北越谷停車場線	一般国道4号交点～市道2241号線交点
越谷市	1010	市道1010号線	一般国道4号(越谷春日部バイパス)交点～市道10561号線交点
越谷市	1031	市道1031号線	市道1020号線交点～市境
越谷市	1040	市道1040号線	市道10326号線交点～市道1050号線交点
越谷市	1050	市道1050号線	一般国道4号(越谷春日部バイパス)交点～一般国道4号交点
越谷市	1091	市道1091号線	大野島越谷線交点～越谷岩槻線交点
越谷市	1120	市道1120号線	足立越谷線交点～八潮越谷線交点
越谷市	1182	市道1182号線	越谷流山線交点～柿木町蒲生線交点
越谷市	2100	市道2100号線	市道10016号線交点～市道30845号線交点
越谷市	2140	市道2140号線	市道60557号線交点～市道60829号線
越谷市	2180	市道2180号線	市道1130号線～市境
越谷市	2200	市道2200号線	市道1130号線交点～越谷流山線交点
越谷市	2320	市道2320号線	市道1182号線～一般国道4号東埼玉道路交点
越谷市	10326	市道10326号線	一般国道4号(越谷春日部バイパス)～市道1040号線交点
越谷市	30845	市道30845号線	八潮越谷線交点～越谷野田線交点
越谷市	60557	市道60557号線	全域 市道60765号線～市道2140号線交点
越谷市	60765	市道60765号線	越谷岩槻線交点～市道60557号線交点
越谷市	60829	市道60829号線	全域 市道2140号線交点～市道60871号線交点
越谷市	80579	市道80579号線	全域 一般国道4号東埼玉道路交点～越谷流山線交点

越谷市緊急輸送道路図



No	機器種別	設置場所	備考 (住所・車両ナンバー等)
1	統制台	危機管理室	越ヶ谷4-2-1
2	遠隔制御器	庁議室	越ヶ谷4-2-1
3	遠隔制御器	河川課	越ヶ谷4-2-1
4	半固定型	地域医療課（保健センター）	東越谷10-31
5	半固定型・FAX	消防局指令課	大沢2-10-15
6	半固定型・FAX	越谷・松伏水道企業団総務課	越ヶ谷3-5-22
7	半固定型・FAX	株式会社N T T東日本ー関 信越	蒲生寿町9-2
8	半固定型・FAX	東京電力株式会社草加セン ター	草加市松江1-25-11
9	半固定型・FAX	東彩ガス株式会社	越ヶ谷1-14-1
10	半固定型・FAX	一般社団法人越谷市医師会	東越谷10-31
11	半固定型・FAX	越谷市立病院庶務課	東越谷10-47-1
12	半固定型・FAX	越谷市保健所	東越谷10-31
13	半固定型・FAX	桜井地区センター	下間久里792-1
14	半固定型・FAX	新方地区センター	大吉470-1
15	半固定型・FAX	増林地区センター	増林3-4-1
16	半固定型・FAX	大袋地区センター	大竹160-2
17	半固定型・FAX	荻島地区センター	南荻島190-1
18	半固定型・FAX	出羽地区センター	七左町4-248-1
19	半固定型・FAX	蒲生地区センター	登戸町33-16
20	半固定型・FAX	川柳地区センター	川柳町2-485
21	半固定型・FAX	大相模地区センター	相模町3-42-1
22	半固定型・FAX	大沢地区センター	東大沢1-12-1
23	半固定型・FAX	北越谷地区センター	北越谷4-8-35
24	半固定型・FAX	南越谷地区センター	南越谷4-21-1
25	半固定型・FAX	越ヶ谷地区センター	越ヶ谷4-1-1
26	半固定型・FAX	第一学校給食センター	相模町3-48-1
27	半固定型・FAX	第二学校給食センター	大杉470
28	半固定型・FAX	第三学校給食センター	砂原520
29	半固定型・FAX	老人福祉センターくすのき荘	大杉655
30	半固定型・FAX	老人福祉センターけやき荘	新川町2-55
31	半固定型・FAX	老人福祉センターゆりのき荘	増林3-2-2
32	半固定型・FAX	老人福祉センターひのき荘	川柳町2-507-1

No	機器種別	設置場所	備考 (住所・車両ナンバー等)
33	半固定型・FAX	児童館コスモス	千間台東2-9
34	半固定型・FAX	児童館ヒマワリ	蒲生旭町11-35
35	半固定型・FAX	越谷科学技術センターミラクル	新越谷1-59
36	半固定型・FAX	北部市民会館	恩間181-1
37	半固定型・FAX	越谷コミュニティセンター	南越谷1-2876-1
38	半固定型・FAX	総合体育館	増林2-33
39	半固定型・FAX	西体育館	七左町4-223
40	半固定型・FAX	南体育館	川柳町4-20
41	半固定型・FAX	北体育館	大杉510
42	半固定型・FAX	越ヶ谷小学校	中町1-41
43	半固定型・FAX	大沢小学校	大沢2-13-21
44	半固定型・FAX	新方小学校	北川崎178
45	半固定型・FAX	桜井小学校	大泊1140
46	半固定型・FAX	大袋小学校	大竹147
47	半固定型・FAX	荻島小学校	南荻島902
48	半固定型・FAX	出羽小学校	谷中町2-69
49	半固定型・FAX	蒲生小学校	蒲生旭町1-84
50	半固定型・FAX	大相模小学校	大成町2-1
51	半固定型・FAX	増林小学校	増林2-512
52	半固定型・FAX	川柳小学校	川柳町1-471-1
53	半固定型・FAX	南越谷小学校	南越谷4-21-1
54	半固定型・FAX	蒲生第二小学校	蒲生旭町1-75
55	半固定型・FAX	東越谷小学校	東越谷6-1040
56	半固定型・FAX	大沢北小学校	大林580
57	半固定型・FAX	大袋北小学校	袋山515
58	半固定型・FAX	蒲生南小学校	南町1-8-1
59	半固定型・FAX	北越谷小学校	北越谷3-10-38
60	半固定型・FAX	大袋東小学校	袋山1750
61	半固定型・FAX	平方小学校	平方2784
62	半固定型・FAX	弥栄小学校	北川崎725
63	半固定型・FAX	大間野小学校	大間野町2-115
64	半固定型・FAX	宮本小学校	宮本町5-85
65	半固定型・FAX	西方小学校	西方2-12-1
66	半固定型・FAX	鷺後小学校	東大沢2-1-1
67	半固定型・FAX	明正小学校	川柳町1-401

No	機器種別	設置場所	備考 (住所・車両ナンバー等)
68	半固定型・FAX	千間台小学校	千間台西5-4
69	半固定型・FAX	桜井南小学校	下間久里226
70	半固定型・FAX	花田小学校	花田4-14-1
71	半固定型・FAX	城ノ上小学校	増林6066-1
72	半固定型・FAX	中央中学校	宮前1-18-1
73	半固定型・FAX	東中学校	東越谷9-3160
74	半固定型・FAX	西中学校	神明町2-385
75	半固定型・FAX	南中学校	川柳町1-198
76	半固定型・FAX	北中学校	袋山870
77	半固定型・FAX	富士中学校	新越谷1-85
78	半固定型・FAX	北陽中学校	大松450
79	半固定型・FAX	栄進中学校	大沢659-1
80	半固定型・FAX	光陽中学校	川柳町1-498
81	半固定型・FAX	平方中学校	平方2115
82	半固定型・FAX	武蔵野中学校	大間野町4-357
83	半固定型・FAX	大袋中学校	大竹236
84	半固定型・FAX	新栄中学校	大吉435
85	半固定型・FAX	大相模中学校	相模町3-165
86	半固定型・FAX	千間台中学校	三野宮1141
87	車載型	危機管理室	越谷400さ64 キャラバン
88	車載型	庁舎管理課 1号車	越谷410さ6901 キャラバン
89	車載型	庁舎管理課 3号車	越谷400さ187 ライトバン
90	車載型	庁舎管理課 5号車	越谷400さ188 ファミリアバン
91	車載型	庁舎管理課 6号車	越谷400さ189 ライトバン
92	車載型	庁舎管理課 7号車	越谷400さ190 プロボックス
93	車載型	庁舎管理課 8号車	越谷100さ99 ダイナ
94	車載型	庁舎管理課 12号車	越谷400さ192 プロボックス
95	車載型	庁舎管理課 13号車	越谷400さ193 ADバン
96	車載型	庁舎管理課 14号車	越谷400さ194 ADバン
97	車載型	庁舎管理課 15号車	越谷400さ195 ADバン
98	車載型	庁舎管理課 16号車	越谷400さ196 ADバン
99	車載型	庁舎管理課 17号車	越谷400さ197 ADバン
100	車載型	庁舎管理課 18号車	越谷400さ198 ADバン
101	車載型	庁舎管理課 25号車	越谷400さ199 エルフ
102	車載型	庁舎管理課 26号車	越谷400さ200 キャラバン
103	車載型	庁舎管理課 27号車	越谷400さ201 キャラバン

No	機器種別	設置場所	備考 (住所・車両ナンバー等)
104	車載型	庁舎管理課 28号車	越谷400さ202 ボンゴ
105	車載型	庁舎管理課 カローラハイブリッド	越谷500さ7446 カローラ
106	車載型	庁舎管理課 プリウス	越谷300さ1316 プリウス
107	車載型	道路総務課	越谷410さ71 ADバン
108	車載型	道路総務課	越谷400う69 エブリィ
109	車載型	道路総務課	越谷483う70 エブリィ
110	車載型	道路建設課	越谷483い84 エブリィ
111	車載型	道路建設課	越谷410さ401 ADバン
112	車載型	道路建設課	越谷410さ106 ADバン
113	車載型	河川課	越谷300さ728 RV R
114	車載型	河川課	越谷300さ727 エクストレイル
115	車載型	下水道事業課	越谷400さ105 アトラスクレーン付
116	車載型	下水道経営課	越谷480あ771 エブリィ
117	車載型	下水道事業課	越谷400さ1572 ADバン
118	車載型	維持管理課	越谷100さ151 エルフ深ダンプ
119	車載型	維持管理課	越谷100さ150 エルフ平ダンプ
120	車載型	維持管理課	越谷100さ105 ローダーダンプ
121	車載型	維持管理課	越谷100さ104 エルフクレーン付
122	車載型	維持管理課	越谷110ね3 いすゞ深ダンプ
123	車載型	維持管理課	越谷100さ753 マツダ平ダンプ
124	車載型	維持管理課	越谷100さ1130 イスズエルフ平ダンプ
125	車載型	維持管理課	越谷800さ78 NV200バネット
126	車載型	維持管理課	越谷800さ76 ADバン
127 ~184	携帯型	危機管理室	
185	携帯型	学校管理課	
186	携帯型	教育センター	



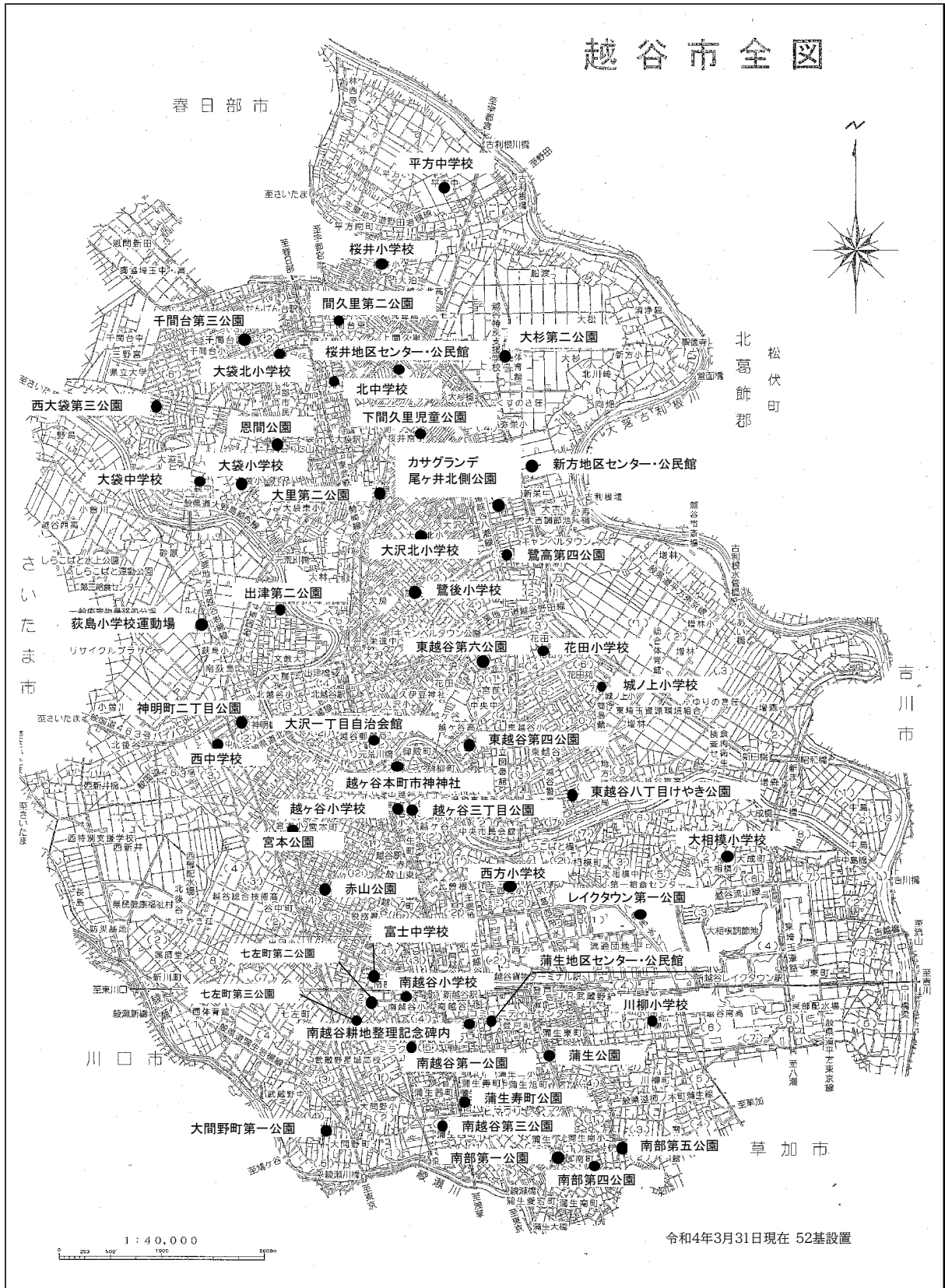
耐震性防火用貯水槽（100m<sup>3</sup>）設置場所一覧

令和4年3月現在

NO.	設置場所	所在地
1	南越谷耕地整理記念碑内	南越谷1-5
2	下間久里児童公園	下間久里278-1
3	千間台第三公園	千間台西2-15
4	東越谷第四公園	東越谷5-6
5	宮本公園	宮本町5-81
6	南越谷第一公園	南越谷5-21
7	南部第四公園	南町3-8
8	鷺高第四公園	東大沢3-33
9	西方小学校	西方2-12-1
10	大袋小学校	大竹147
11	越ヶ谷小学校	中町1-41
12	川柳小学校	川柳1-471-1
13	南越谷第三公園	蒲生西町2-16
14	東越谷第六公園	花田1-31
15	南部第五公園	伊原2-9
16	荻島小学校運動場	南荻島1555
17	鷺後小学校	東大沢2-1-1
18	北中学校	袋山870
19	大袋北小学校	袋山515
20	越ヶ谷本町市神神社	越ヶ谷本町8-11
21	蒲生公園	蒲生東町2069
22	蒲生寿町公園	蒲生寿町2627-1
23	南部第一公園	南町2-1
24	カサグランデ尾ヶ井北側公園	弥十郎552-1
25	桜井小学校	大泊1140
26	南越谷小学校	南越谷4-21-1
27	大沢一丁目自治会館	大沢1-7-21
28	花田小学校	花田4-14-1
29	平方中学校	平方2115
30	富士中学校	七左町2-85
31	蒲生地区センター・公民館	登戸町33-16
32	越ヶ谷三丁目公園	越ヶ谷3-4728-1
33	出津第二公園	南荻島3540-1
34	新方地区センター・公民館	大吉470-1
35	大相模小学校	大成町2-1
36	桜井地区センター・公民館	下間久里792-1
37	大袋中学校	大竹236
38	西中学校	神明町2-385
39	大沢北小学校	大林580
40	東越谷八丁目けやき公園	東越谷八丁目地内
41	西大袋第三公園	大道地内
42	城ノ上小学校	増林6066
43	赤山公園	赤山町3-128-1
44	七左第二公園	七左町二丁目地内
45	間久里第二公園	千間台東3-3
46	恩間公園	大字恩間151

47	大里第二公園	大字大里 2 9 2 - 1
48	大杉第二公園	大字大杉 5 4 8 - 1
49	神明町二丁目公園	神明町二丁目 3 4 5
50	レイクタウン第一公園	レイクタウン一丁目 1 3
51	七左第三公園	新越谷二丁目 4
52	大間野町第一公園	大間野町四丁目 5 1 - 1

# 越谷市全図



1:40,000  
0 250 500 1000 2000m

令和4年3月31日現在 52基設置

令和 4 年 3 月現在

医療機関名	所在地	電話番号
獨協医科大学埼玉医療センター	南越谷 2-1-50	965-1111
(医) 社団協友会 慶和病院	千間台西 2-12-8	978-0033
(医) 道心会 埼玉東部循環器病院※	大沢 3187-1	960-7100
埼玉クリニック	相模町 3-217-1	961-7700
越谷大袋クリニック	袋山 1557-25	978-1611
獨協医科大学 埼玉医療センター附属越谷クリニック	弥生町 17-1 越谷ツインシティ A シティ 4F	965-1385

※埼玉東部循環器病院は、入院した患者が透析の必要がある場合にのみ実施しており、外来での透析は行っていない。

資料：埼玉県医療機能情報提供システム

令和4年3月現在

No	地区	名称	所在地	電話番号	指定緊急避難場所		
					地震	洪水	大規模な火事
1	桜井	桜井地区センター	下間久里792-1	970-7600	○	○	○
2	桜井	桜井交流館	大泊730-2	976-0992		○	
3	桜井	大沢北交流館	大里326-1	979-9955	○	○	○
4	桜井	児童館コスモス	千間台東2-9	978-1515	○	○	○
5	桜井	桜井小学校	大泊1140	974-5397	○	○	○
6	桜井	桜井南小学校	下間久里226	976-6614	○	○	○
7	桜井	平方小学校	平方2784	976-1586	○	○	○
8	桜井	平方中学校	平方2115	977-3451	○	○	○
9	桜井	越谷北高等学校	大泊500-1	974-0793	○	○	○
10	桜井	平方公園	平方2402		○		○
11	新方	新方地区センター	大吉470-1	971-0800	○	○	○
12	新方	老人福祉センター くすのき荘	大杉655	979-6600	○	○	○
13	新方	北体育館	大杉510	975-2012		○	
14	新方	新方小学校	北川崎178	974-6779	○	○	○
15	新方	弥栄小学校	北川崎725	976-1588	○	○	○
16	新方	北陽中学校	大松450	975-4591	○	○	○
17	新方	新栄中学校	大吉435	976-6615	○	○	○
18	新方	越谷特別支援学校	船渡500	975-2111	○	○	○
19	新方	大杉公園	大杉518		○		○
20	大袋	大袋地区センター	大竹160-2	975-3952		○	
21	大袋	千間台記念会館	千間台西1-9-9	976-3006	○	○	○
22	大袋	北部市民会館	恩間181-1	978-5311	○	○	○
23	大袋	大袋北交流館	袋山565-4	971-1010	○	○	○
24	大袋	大袋小学校	大竹147	974-7756	○	○	○
25	大袋	大沢北小学校	大林580	976-4384	○	○	○
26	大袋	大袋北小学校	袋山515	975-3211	○	○	○
27	大袋	大袋東小学校	袋山1750	975-4918	○	○	○
28	大袋	千間台小学校	千間台西5-4	976-1001	○	○	○
29	大袋	北中学校	袋山870	975-1009	○	○	○
30	大袋	大袋中学校	大竹236	975-3830	○	○	○
31	大袋	千間台中学校	三野宮1141	977-8778	○	○	○
32	大袋	獨協埼玉中学高等 学校	恩間新田316	977-5441	○		○
33	大袋	埼玉県立大学	三野宮820	971-0500	○	○	○
34	大袋	千間台第四公園	千間台西4-2		○		○
35	荻島	越谷西高等学校	野島460-1	977-4155	○	○	○
36	荻島	荻島地区センター	南荻島190-1	974-9555	○	○	○
37	荻島	荻島小学校	南荻島902	976-5974	○	○	○
38	荻島	越谷西特別支援学校	西新井850-1	962-0272	○	○	○
39	荻島	文教大学	南荻島3337	974-8811	○	○	○
40	荻島	しらこぼと運動公園	砂原39		○		○

No	地区	名称	所在地	電話番号	指定緊急避難場所		
					地震	洪水	大規模な火事
41	荻島	しらこぼと水上公園	小曾川985	977-5111	○		○
42	荻島	県民健康福祉村	北後谷82	963-7111	○		○
43	出羽	出羽地区センター	七左町4-248-1	940-7521	○	○	○
44	出羽	老人福祉センター けやき荘	新川町2-55	965-5822	○	○	○
45	出羽	西体育館	七左町4-223	986-0066	○	○	○
46	出羽	出羽小学校	谷中町2-69	962-2029	○	○	○
47	出羽	大間野小学校	大間野町2-115	985-3382	○	○	○
48	出羽	宮本小学校	宮本町5-85	965-2273	○	○	○
49	出羽	西中学校	神明町2-385	976-5868	○	○	○
50	出羽	武蔵野中学校	大間野町4-357	987-9651	○	○	○
51	出羽	越谷総合技術高等学校	谷中町3-100-1	966-4155	○	○	○
52	出羽	出羽公園	七左町4-222		○		○
53	大沢	大沢地区センター	東大沢1-12-1	976-5800	○	○	○
54	大沢	大沢小学校	大沢2-13-21	974-8522	○	○	○
55	大沢	鷺後小学校	東大沢2-1-1	977-3454	○	○	○
56	大沢	栄進中学校	大沢659-1	975-5551	○	○	○
57	大沢	鷺高第五公園	東大沢5-10		○		○
58	北越谷	北越谷地区センター	北越谷4-8-35	976-5758	○	○	○
59	北越谷	北越谷小学校	北越谷3-10-38	975-6931	○	○	○
60	北越谷	北越谷第五公園	北越谷5-482		○		○
61	越ヶ谷	中央市民会館	越ヶ谷4-1-1	966-6622	○	○	○
62	越ヶ谷	越ヶ谷小学校	中町1-41	963-0180	○	○	○
63	越ヶ谷	中央中学校	宮前1-18-1	962-9180	○	○	○
64	越ヶ谷	越ヶ谷高等学校	越ヶ谷2788-1	965-3421	○	○	○
65	越ヶ谷	緑の森公園	越ヶ谷2579		○		○
66	南越谷	南越谷地区センター	南越谷4-21-1	990-1200	○	○	○
67	南越谷	南越谷交流館	南越谷5-15-4	986-7100		○	
68	南越谷	赤山交流館	赤山町3-128-1	963-1551	○	○	○
69	南越谷	科学技術体験センター	新越谷1-59	961-7171	○	○	○
70	南越谷	南越谷小学校	南越谷4-21-1	988-5582	○	○	○
71	南越谷	富士中学校	新越谷2-85	966-0317	○	○	○
72	南越谷	南越谷第一公園	南越谷5-21		○		○
73	増林	増林地区センター	増林3-4-1	962-2855	○	○	○
74	増林	老人福祉センター ゆりのき荘	増林3-2-2	992-6601	○	○	○
75	増林	総合体育館	増林2-33	964-4321	○	○	○
76	増林	東小林記念会館	東越谷3-10-7			○	
77	増林	増林小学校	増林2-512	962-2740	○	○	○
78	増林	東越谷小学校	東越谷6-1040	964-0675	○	○	○
79	増林	花田小学校	花田4-14-1	966-7273	○	○	○
80	増林	城ノ上小学校	増林6066-1	960-3000	○	○	○
81	増林	東中学校	東越谷9-3160	962-2366	○	○	○
82	増林	越谷東高等学校	増林5670-1	966-8566	○	○	○

No	地区	名称	所在地	電話番号	指定緊急避難場所		
					地震	洪水	大規模な火事
83	増林	東越谷第二公園	東越谷3-14		○		○
84	増林	越谷総合公園	増林3-1		○		○
85	増林	増林公園	増林3989-2		○		○
86	蒲生	蒲生地区センター	登戸町33-16	988-0600	○	○	○
87	蒲生	蒲生交流館	蒲生寿町4-9	988-0960		○	
88	蒲生	南部交流館	南町1-22-13	988-8579	○	○	○
89	蒲生	児童館ヒマワリ	蒲生旭町11-35	986-3715	○	○	○
90	蒲生	蒲生小学校	蒲生旭町1-84	985-6612	○	○	○
91	蒲生	蒲生第二小学校	蒲生旭町1-75	985-6812	○	○	○
92	蒲生	蒲生南小学校	南町1-8-1	985-8281	○	○	○
93	蒲生	南部第四公園	南町3-8		○		○
94	蒲生	越谷コミュニティセンター	南越谷1-2876-1	985-1111	○	○	○
95	川柳	川柳地区センター	川柳町2-485	987-8213		○	
96	川柳	老人福祉センター ひのき荘	川柳町2-507-1	973-7903	○	○	○
97	川柳	南体育館	川柳町4-20	987-8438	○	○	○
98	川柳	川柳小学校	川柳町1-471-1	986-3243	○	○	○
99	川柳	明正小学校	川柳町1-401	987-7560	○	○	○
100	川柳	南中学校	川柳町1-198	986-1031	○	○	○
101	川柳	光陽中学校	川柳町1-498	987-7940	○	○	○
102	川柳	越谷南高等学校	レイクタウン 7-9	988-5161	○	○	○
103	川柳	叡明高等学校	レイクタウン 7-2-1	990-2210	○		○
104	川柳	川柳公園	川柳町4-15-1		○		○
105	大相模	大相模地区センター	相模町3-42-1	988-7370	○	○	○
106	大相模	大相模小学校	大成町2-1	985-2362	○	○	○
107	大相模	西方小学校	西方2-12-1	965-2275	○	○	○
108	大相模	大相模中学校	相模町3-165	987-2111	○	○	○
109	大相模	レイクタウンスポーツ公園	レイクタウン 5-10		○		○
110	大相模	見田方遺跡公園	レイクタウン 8-2		○		○
111	大相模	越谷流通公園	流通団地3-4		○		○

令和4年3月現在

No	地区	名称	所在地	電話番号
1	桜井	桜井地区センター	下間久里792-1	970-7600
2	桜井	桜井交流館	大泊730-2	976-0992
3	桜井	大沢北交流館	大里326-1	979-9955
4	桜井	児童館コスモス	千間台東2-9	978-1515
5	桜井	桜井小学校	大泊1140	974-5397
6	桜井	桜井南小学校	下間久里226	976-6614
7	桜井	平方小学校	平方2784	976-1586
8	桜井	平方中学校	平方2115	977-3451
9	桜井	越谷北高等学校	大泊500-1	974-0793
10	新方	新方地区センター	大吉470-1	971-0800
11	新方	老人福祉センターくすのき荘	大杉655	979-6600
12	新方	北体育館	大杉510	975-2012
13	新方	新方小学校	北川崎178	974-6779
14	新方	弥栄小学校	北川崎725	976-1588
15	新方	北陽中学校	大松450	975-4591
16	新方	新栄中学校	大吉435	976-6615
17	新方	越谷特別支援学校	船渡500	975-2111
18	大袋	大袋地区センター	大竹160-2	975-3952
19	大袋	千間台記念会館	千間台西1-9-9	976-3006
20	大袋	北部市民会館	恩間181-1	978-5311
21	大袋	大袋北交流館	袋山565-4	971-1010
22	大袋	大袋小学校	大竹147	974-7756
23	大袋	大沢北小学校	大林580	976-4384
24	大袋	大袋北小学校	袋山515	975-3211
25	大袋	大袋東小学校	袋山1750	975-4918
26	大袋	千間台小学校	千間台西5-4	976-1001
27	大袋	北中学校	袋山870	975-1009
28	大袋	大袋中学校	大竹236	975-3830
29	大袋	千間台中学校	三野宮1141	977-8778
30	大袋	埼玉県立大学	三野宮820	971-0500
31	荻島	越谷西高等学校	野島460-1	977-4155
32	荻島	荻島地区センター	南荻島190-1	974-9555
33	荻島	荻島小学校	南荻島902	976-5974
34	荻島	越谷西特別支援学校	西新井850-1	962-0272
35	荻島	文教大学	南荻島3337	974-8811
36	出羽	出羽地区センター	七左町4-248-1	940-7521
37	出羽	老人福祉センターけやき荘	新川町2-55	965-5822
38	出羽	西体育館	七左町4-223	986-0066
39	出羽	出羽小学校	谷中町2-69	962-2029
40	出羽	大間野小学校	大間野町2-115	985-3382
41	出羽	宮本小学校	宮本町5-85	965-2273



No	地区	名称	所在地	電話番号
42	出羽	西中学校	神明町2-385	976-5868
43	出羽	武蔵野中学校	大間野町4-357	987-9651
44	出羽	越谷総合技術高等学校	谷中町3-100-1	966-4155
45	大沢	大沢地区センター	東大沢1-12-1	976-5800
46	大沢	大沢小学校	大沢2-13-21	974-8522
47	大沢	鷺後小学校	東大沢2-1-1	977-3454
48	大沢	栄進中学校	大沢659-1	975-5551
49	北越谷	北越谷地区センター	北越谷4-8-35	976-5758
50	北越谷	北越谷小学校	北越谷3-10-38	975-6931
51	越ヶ谷	中央市民会館	越ヶ谷4-1-1	966-6622
52	越ヶ谷	越ヶ谷小学校	中町1-41	963-0180
53	越ヶ谷	越ヶ谷高等学校	越ヶ谷2788-1	965-3421
54	越ヶ谷	中央中学校	宮前1-18-1	962-9180
55	南越谷	南越谷地区センター	南越谷4-21-1	990-1200
56	南越谷	南越谷交流館	南越谷5-15-4	986-7100
57	南越谷	赤山交流館	赤山町3-128-1	963-1551
58	南越谷	科学技術体験センター	新越谷1-59	961-7171
59	南越谷	南越谷小学校	南越谷4-21-1	988-5582
60	南越谷	富士中学校	新越谷2-85	966-0317
61	南越谷	越谷コミュニティセンター	南越谷1-2876-1	985-1111
62	増林	増林地区センター	増林3-4-1	962-2855
63	増林	老人福祉センターゆりのき荘	増林3-2-2	992-6601
64	増林	総合体育館	増林2-33	964-4321
65	増林	東小林記念会館	東越谷3-10-7	
66	増林	増林小学校	増林2-512	962-2740
67	増林	東越谷小学校	東越谷6-1040	964-0675
68	増林	花田小学校	花田4-14-1	966-7273
69	増林	城ノ上小学校	増林6066-1	960-3000
70	増林	東中学校	東越谷9-3160	962-2366
71	増林	越谷東高等学校	増林5670-1	966-8566
72	蒲生	蒲生地区センター	登戸町33-16	988-0600
73	蒲生	蒲生交流館	蒲生寿町4-9	988-0960
74	蒲生	南部交流館	南町1-22-13	988-8579
75	蒲生	児童館ヒマワリ	蒲生旭町11-35	986-3715
76	蒲生	蒲生小学校	蒲生旭町1-84	985-6612
77	蒲生	蒲生第二小学校	蒲生旭町1-75	985-6812
78	蒲生	蒲生南小学校	南町1-8-1	985-8281
79	川柳	川柳地区センター	川柳町2-485	987-8213
80	川柳	老人福祉センターひのき荘	川柳町2-507-1	973-7903
81	川柳	南体育館	川柳町4-20	987-8438
82	川柳	川柳小学校	川柳町1-471-1	986-3243
83	川柳	明正小学校	川柳町1-401	987-7560
84	川柳	南中学校	川柳町1-198	986-1031
85	川柳	光陽中学校	川柳町1-498	987-7940
86	川柳	越谷南高等学校	レイクタウン7-9	988-5161

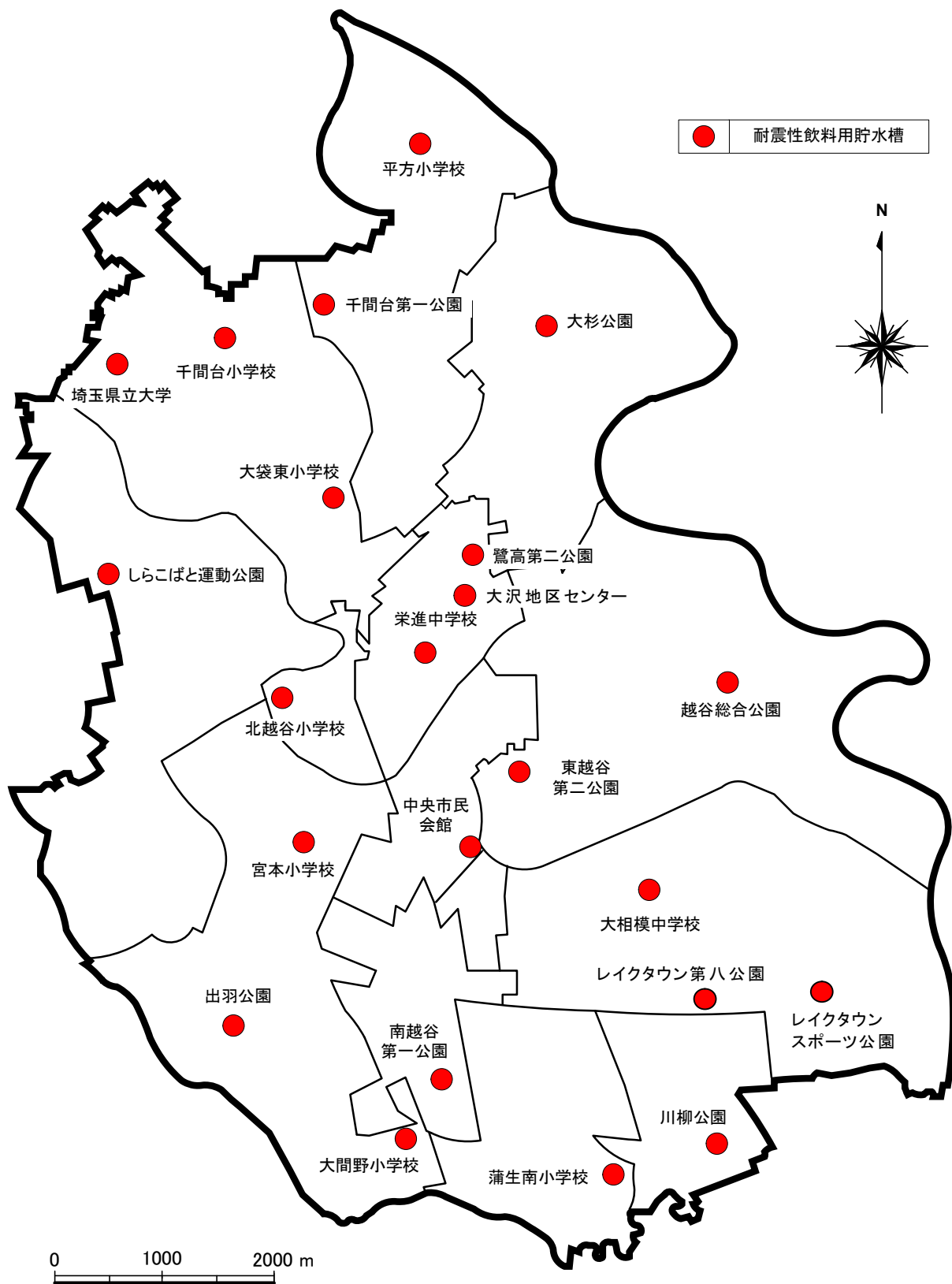
No	地区	名称	所在地	電話番号
87	大相模	大相模地区センター	相模町3-42-1	988-7370
88	大相模	大相模小学校	大成町2-1	985-2362
89	大相模	西方小学校	西方2-12-1	965-2275
90	大相模	大相模中学校	相模町3-165	987-2111





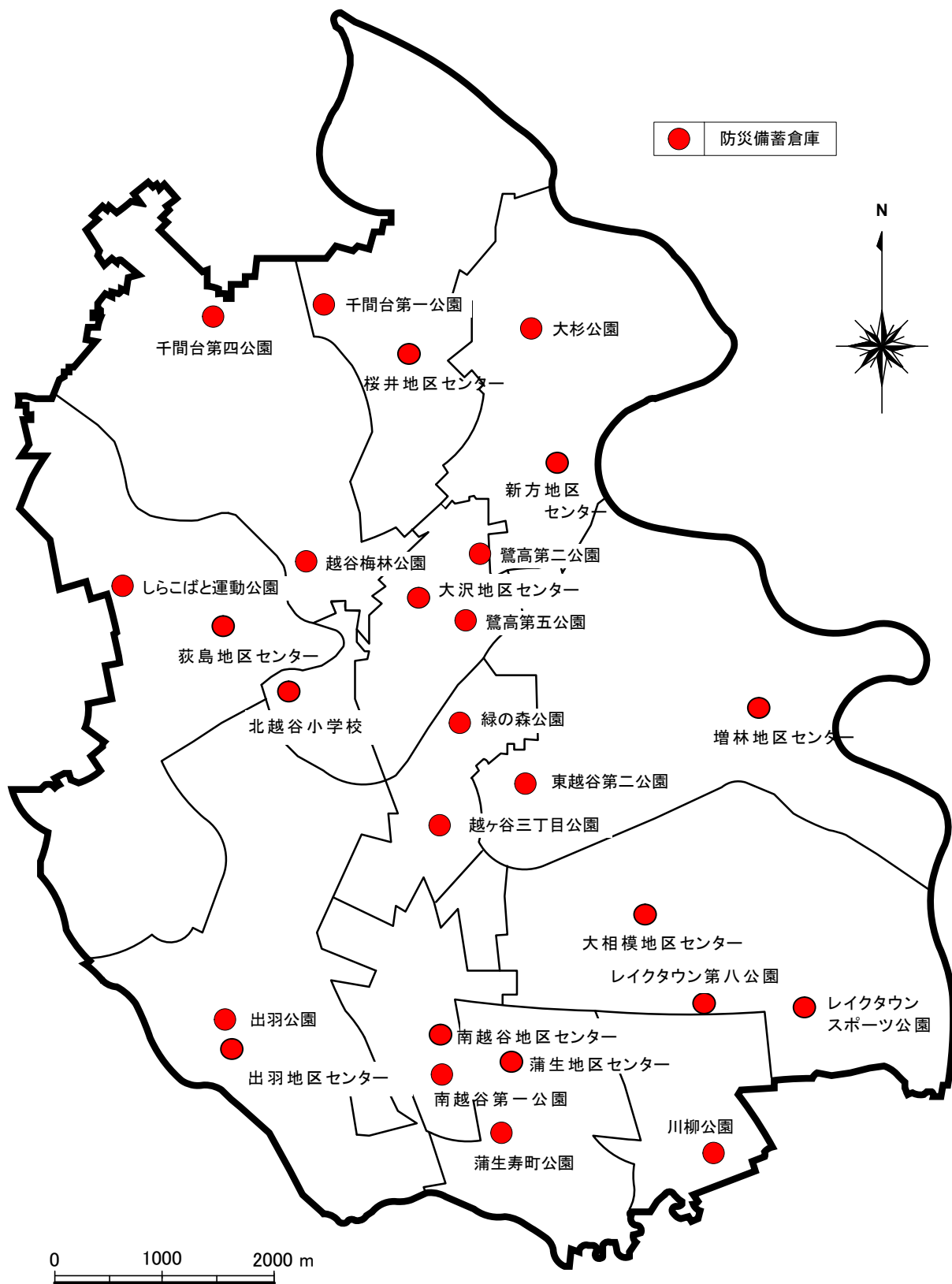
令和4年3月現在

NO.	設置場所	所在地
1	蒲生南小学校	南町1-8-1
2	大袋東小学校	袋山1750
3	越谷総合公園	増林3-1
4	大杉公園	大杉518
5	大間野小学校	大間野町2-115
6	北越谷小学校	北越谷3-10-38
7	平方小学校	平方2784
8	千間台小学校	千間台西5-4
9	栄進中学校	大沢659-1
10	中央市民会館	越ヶ谷4-1-1
11	大相模中学校	相模町3-165
12	宮本小学校	宮本町5-85
13	川柳公園	川柳町4-15-1
14	東越谷第二公園	東越谷3-14
15	南越谷第一公園	南越谷5-21
16	出羽公園	七左町4-222
17	しらこぼと運動公園	砂原39
18	鷺高第二公園	東大沢3-3
19	千間台第一公園	千間台東1-14
20	埼玉県立大学	三野宮820
21	レイクタウンスポーツ公園	レイクタウン5-10
22	レイクタウン第八公園	レイクタウン7-6



令和4年3月現在

NO.	設置場所	所在地
1	鷺高第五公園	東大沢5-10
2	南越谷第一公園	南越谷5-21
3	千間台第四公園	千間台西4-2
4	蒲生寿町公園	蒲生寿町15
5	東越谷第二公園	東越谷3-14
6	川柳公園	川柳町4-15-1
7	緑の森公園	越ヶ谷2232-1
8	大杉公園	大杉518
9	出羽公園	七左町4-222
10	越ヶ谷三丁目公園	越ヶ谷3-4728-1
11	しらこぼと運動公園	砂原39
12	越谷梅林公園	大林203-1
13	鷺高第二公園	東大沢3-3
14	千間台第一公園	千間台東1-14
15	レイクタウンスポーツ公園	レイクタウン5-10
16	レイクタウン第八公園	レイクタウン7-6
17	蒲生地区センター	登戸町33-16
18	新方地区センター	大吉470-1
19	桜井地区センター	下間久里792-1
20	南越谷地区センター	南越谷4-21-1
21	荻島地区センター	南荻島190-1
22	増林地区センター	増林3-4-1
23	大相模地区センター	相模町3-42-1
24	出羽地区センター	七左町4-248-1
25	北越谷小学校	北越谷3-10-38
26	大沢地区センター	東大沢1-12-1





## (国指定文化財)

No.	種別・種類	名 称	所 在 地	指定年月日
1	記・天	越ヶ谷のシラコバト	越谷市周辺	昭31.1.14
2	美・彫	木造地藏菩薩立像	野島32	平28.8.17

## (県指定文化財)

No.	種別・種類	名 称	所 在 地	指定年月日
1	有・彫	木造伝正観音菩薩坐像	増林3818(林泉寺)	昭56.3.27
2	有・考	廿一仏板石塔婆	増森1775	昭36.3.1
3	無民	下間久里の獅子舞	下間久里・香取神社 (下間久里獅子舞連中)	昭54.3.27
4	記・史	蒲生の一里塚	蒲生愛宕町876 (蒲生愛宕町自治会)	昭60.3.5
5	記・天	久伊豆神社のフジ	越ヶ谷1700(久伊豆神社)	昭16.3.31
6	記・旧	平田篤胤仮寓跡	越ヶ谷1700(久伊豆神社)	昭38.8.27
7	無民	北川崎の虫追い	北川崎・川崎神社 (北川崎自治会)	平20.3.14

## (市指定文化財)

No.	種別・種類	名 称	所 在 地	指定年月日
1	有・建	大聖寺の山門	相模町6-442(大聖寺)	昭42.1.11
2	有・建	旧東方村中村家住宅	レイクタウン9-51	昭50.5.2
3	有・絵	斎藤豊作遺作「風景」	東越谷4-9-1(市立図書館)	昭47.10.25
4	有・絵	鳥文斎栄之筆「瓦曾根溜井 図」	東越谷4-9-1(市立図書館)	昭50.5.2
5	有・工	野島浄山寺の大鰐口	野島32(浄山寺)	昭42.1.11
6	有・工	懸仏	中町7-2(中町浅間神社)	昭47.10.25
7	有・工	林泉寺の香炉	増林3818(林泉寺)	昭61.2.26
8	有・彫	安国寺の円空仏	大泊910(安国寺)	昭50.5.2
9	有・彫	西福院の円空仏	谷中町3-90(西福院)	昭61.2.26
10	有・彫	弘福院の円空仏	北越谷1-21-26(弘福院)	昭63.2.27
11	有・彫	木造阿弥陀如来立像	大泊910(安国寺)	昭57.2.23
12	有・彫	木造阿弥陀如来坐像	大松60(清浄院)	平2.2.20
13	有・彫	木造阿弥陀如来坐像	大松60(清浄院)	平2.2.20
14	有・彫	木造会田七左衛門夫婦坐像	七左町7-278(観照院)	昭57.2.23
15	有・彫	木造地藏菩薩立像	瓦曾根1-5-43(照蓮院)	昭57.2.23
16	有・彫	木造釈迦如来涅槃像	越ヶ谷2549(天嶽寺)	昭57.2.23
17	有・彫	香取神社の彫刻	大沢3-13-38(香取神社)	昭58.3.31
18	有・彫	銅造五智如来立像	北越谷4-8-5(浄光寺)	昭61.2.26
19	有・彫	銅造阿弥陀如来立像	増林3818(林泉寺)	平18.3.23
20	有・古	北条氏繁掟書	相模町6-442(大聖寺)	昭45.3.23
21	有・古	伊奈備前差添書	越ヶ谷本町5-19	昭45.3.23
22	有・古	本陣資料一括(福井家文書)	埼玉県立文書館	昭47.10.25
23	有・古	浄山寺の朱印状	野島32(浄山寺)	昭47.10.25
24	有・古	代々の朱印状	平方249(林西寺)	昭47.10.25
25	有・古	寺領寄進朱印状	宮本町2-54(迎撰院)	昭58.3.31
26	有・古	観智国師書状	大泊910(安国寺)	昭59.9.27
27	有・古	西方村旧記	東越谷4-9-1(市立図書館)	平3.3.28
28	有・考	建長元年板碑	御殿町3-36	昭45.3.23
29	有・考	文明3年十三仏板碑	増林2687(勝林寺)	昭47.10.25

No.	種別・種類	名 称	所 在 地	指定年月日
30	有・考	文和3年六字名号板碑	相模町5丁目櫻堂墓地	昭47.10.25
31	有・考	貞治6年七字題目板碑	大道280-6	昭47.10.25
32	有・考	天文22年弥陀三尊画像板碑	大成町2-122	昭47.10.25
33	有・考	承応2年庚申塔	大成町1-2254	昭47.10.25
34	有・考	廿一仏板石塔婆	東町5-238(金剛寺)	昭60.9.27
35	有・歴	徳川家康の夜具	相模町6-442(大聖寺)	昭58.3.31
36	有・歴	清蔵院の山門	蒲生本町13-41(清蔵院)	昭59.9.27
37	有・歴	一乗院の建具	三野宮618(一乗院)	昭59.9.27
38	有・歴	会田家歴代の墓所	神明町1-83	昭61.2.26
39	有・歴	呑龍上人供養墓石	平方249(林西寺)	昭62.1.29
40	有・歴	平田篤胤奉納大絵馬	越ヶ谷1700(久伊豆神社)	昭62.1.29
41	有・歴	越谷吾山供養墓石	越ヶ谷2549(天嶽寺)	平4.11.28
42	有・歴	窮民救済の碑	瓦曾根1-5-43(照蓮院)	平6.3.28
43	有・歴	越巻中新田の産社祭礼帳	新川町2-78(産社講総代)	平7.4.28
44	有・歴	越ヶ谷順正会関連資料	東越谷4-9-1(市立図書館) 越ヶ谷4-2-1(市役所)	平9.3.28
45	有・歴	三ノ宮卯之助銘の力石	越ヶ谷1700(久伊豆神社) 三野宮333(三野宮香取神社) 三野宮235	平25.3.29
46	有民	第六天の算額	下間久里60	昭50.5.2
47	有民	「観音堂の縁日風景」絵馬	大泊104(安国寺)	昭59.9.27
48	無民	越谷の木遣歌	(越谷市木遣保存会)	平2.2.20
49	記・史	見田方遺跡	東町4丁目(越谷市)	昭42.1.11
50	記・史	清浄院開山塚	大松60(清浄院)	昭52.1.25
51	記・史	越谷吾山句碑	越ヶ谷1700(久伊豆神社)	昭58.3.31
52	記・名	久伊豆神社社叢	越ヶ谷1700(久伊豆神社)	昭42.1.11
53	記・天	林泉寺駒止のマキ	増林3818(林泉寺)	昭42.1.11
54	記・天	ラクウショウ	越ヶ谷2566 (越谷アリタキ植物園)	昭42.1.11
55	記・天	有瀧家のタブノキ	中町8-26	昭42.1.11
56	記・天	大聖寺のタブノキ	相模町6-442(大聖寺)	昭58.3.31
57	記・天	浅間神社のケヤキ	中町7	昭58.3.31
58	記・天	中村家のイチヨウ	東越谷1-13	昭58.3.31
59	記・天	聖徳寺のイチヨウ	北川崎18(聖徳寺)	昭59.9.27
60	記・天	森家のイチヨウ	平方1376	平元.3.31
61	記・天	田中家のクスノキ	川柳町2-251-1	昭62.1.29
62	記・天	中村家のクスノキ	大成町2-331-1	昭63.2.27
63	記・旧	越ヶ谷御殿跡	御殿町3番周辺	昭47.10.25
64	記・旧	千徳丸供養塔	瓦曾根(照蓮院)	昭50.5.2

凡例		
美・彫	美術工芸品	彫刻
有・建	有形文化財	建造物
有・絵	有形文化財	絵画
有・彫	有形文化財	彫刻
有・工	有形文化財	工芸品
有・古	有形文化財	古文書
有・考	有形文化財	考古資料
有・歴	有形文化財	歴史資料
有 民	有形民俗文化財	
無 民	無形民俗文化財	
記・史	記念物	史跡
記・旧	記念物	旧跡
記・名	記念物	名勝
記・天	記念物	天然記念物

## ○越谷市災害対策本部条例

(昭和46年12月27日条例第48号)

改正 平成12年3月31日条例第7号

平成25年3月25日条例第7号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2第8項の規定に基づき、越谷市災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(本部長及び副本部長)

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、災害対策本部員（以下「部員」という。）を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長をたすけ、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

(部の設置等)

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する部員がこれに当たる。

3 部長は、上司の命を受け、部の事務を掌理し、所属部員を指揮監督する。

(部員)

第4条 部に属すべき部員は、災害対策本部長が指名する。

2 部員は、上司の命を受け、部の事務に従事する。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年条例第7号）抄

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成25年条例第7号）

この条例は、公布の日から施行する。

## 越谷市災害対策本部要綱

## (趣旨)

第1条 この要綱は、越谷市災害対策本部（以下「本部」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

## (職員の責務)

第2条 すべて市の職員は、市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、本部の活動に協力しなければならない。（設置及び廃止）

第3条 本部は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定による越谷市地域防災計画の定めるところにより、その必要性を認めるときに市長が設置するものとし、災害の拡大するおそれが解消し、かつ、災害に対する応急対策及び応急復旧がおおむね完了したと認めるときに廃止するものとする。（本部長、副本部長及び本部員）

第4条 本部に次の各号に掲げる職員を置き、当該各号に定める者をもって充てる。

- (1) 災害対策本部長（以下「本部長」という。） 市長
- (2) 災害対策副本部長（以下「副本部長」という。） 副市長、教育長
- (3) 災害対策本部員（以下「本部員」という。） 越谷市組織規則（昭和46年規則第11号）に規定する危機管理監、越谷市部設置条例（昭和48年条例第48号）に規定する部及び室の長、保健所長、市立病院長、市立病院副院長、市立病院事務部長、会計管理者、消防長、議会事務局長、教育総務部長、学校教育部長、監査委員事務局長・公平委員会事務局長

## (本部会議)

第5条 災害予防及び災害応急対策の総合的な基本方針は、本部会議において決定する。

- 2 本部会議は、本部長が招集する。
- 3 本部会議は、本部長、副本部長及び本部員で構成する。

4 本部長が必要と認める場合には、本部会議に防災関係機関の職員の出席を求めることができる。

(本部分室)

第6条 災害予防及び災害応急対策の効果的实施を図るため、本部分室を置く。

2 本部分室は、危機管理室に設置する。

3 本部分室に本部分室長を置き、危機管理室長をこれに充てる。

4 本部分室に次の班を置く。

(1) 庶務班

(2) 情報収集班

(3) 電話対応班

(部及び班の設置)

第7条 災害予防及び災害応急対策の業務を実施するため、本部に別表に掲げる部を置き、部に別表に掲げる班を置くものとする。

2 部及び班の事務分掌は、それぞれ別表に定めるとおりとする。

3 本部に事務統括・調整責任者として危機管理監を置く。事務統括・調整責任者は、本部長の命を受け、自然災害その他の危機管理を統括し、各部所管事務を調整するとともに、各部長その他の職員を指揮監督する。

4 部に部長及び副部長、班に班長を置き、別表に掲げる職にある者をこれに充てる。

5 班長は上司の命を受け、所属職員を指揮監督し、班の事務に従事する。

6 第1項から第3項までの規定にかかわらず、本部長が災害対策上特別の必要があると認めるときは、本部の組織及び事務分掌に限らず指示することができる。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、本部長が別に定める。

## 附 則

1 この要綱は、平成13年9月10日から施行する。

2 越谷市災害対策本部組織要綱（昭和56年10月1日）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第7条関係）

別表(第7条関係)

部名	部長	副部長	班名	班長	事務分掌	
統括調整部 （危機管理室）	危機管理監	危機管理 消防監	本部分室 庶務班	危機管理室長	1本部の設置及び廃止に関する事 2防災会議との連絡に関する事 3本部会議に関する事 4関係機関に対する協力、応援要請又は連絡に関する事 5自衛隊派遣要請に関する事 6災害調査の企画及び実施に関する事 7各部との連絡調整に関する事 8災害情報の記録及び集計に関する事 9被害状況の記録及び集計に関する事 10関係機関及び各部への災害情報の連絡に関する事 11災害予算の執行及び経理に関する事 12罹災証明書の発行に関する事 13災害救助法に関する事	
				情報収集班	危機管理室長	1情報収集に関する事
				電話対応班	危機管理室長	1電話対応に関する事
統括調整第2部（総合政策部）	総合政策部長	副部長又は副部長相当職	庶務援助班	政策課長 南越谷にぎわい推進室長	1本部分室庶務班の応援に関する事 2他部・他班の応援に関する事	
秘書・広報部 （市長公室）	市長公室長	市長公室参事	秘書班	秘書課長	1本部及び部内各班との連絡調整に関する事 2部内職員の動員に関する事 3部内の災害対応の記録に関する事 4本部長、副本部長の秘書に関する事 5来賓、見舞者等の応接に関する事 6義援金品（日本赤十字社又は社会福祉協議会のものは除く）等の受付に関する事 7一般協力者及び団体に対する報奨に関する事	
			システム管理班	行政デジタル推進課長	1ネットワーク回線、業務システム等の被害調査及び応急対策に関する事 2他部・他班の応援に関する事	
			広報班	広報シティプロモーション課長 人権男女・共同参画推進課長	1市民への各種災害広報に関する事 2市民への各種予報及び避難勧告等の伝達に関する事 3報道関係者に対する災害情報の提供に関する事 4帰宅困難者への情報提供・収集に関する事 5災害写真の撮影に関する事	
受援・輸送部（総務部・選挙管理委員会事務局）	総務部長 選挙管理委員会事務局長	総務部参事	受援班	法務課長兼選挙管理委員会事務局次長 人事課長 安全衛生管理課長 工事検査課長	1本部及び部内各班との連絡調整に関する事 2部内職員の動員に関する事 3部内の災害対応の記録に関する事 4他自治体等からの受援に関する事 5応急活動従事職員及び協力者の動員把握・連絡に関する事 6本部員の手当に関する事 7本部員等の公務災害補償に関する事 8他部・他班の応援に関する事	
			輸送班	総務課長 庁舎管理課長 契約課長	1車、舟の調達、配車・舟に関する事 2物資及び器材の輸送計画に関する事 3救援物資、資器材、本部員等の輸送に関する事 4物品の調達及び購入に関する事 5応援物資の受入れに関する事 6仮設電話の設置に関する事 7電話交換業務に関する事 8所管施設の被害調査及び応急対策に関する事 9他部・他班の応援に関する事	



部名	部長	副部長	班名	班長	事務分掌
収容部(福祉部)	福祉部長	副部長又は副部長相当職	収容統括班 ボランティア対応班	福祉総務課長 生活福祉課長 障害福祉課長	1本部との連絡調整に関する事 2部内職員の動員に関する事 3部内の災害対応の記録に関する事 4所管施設の被害調査及び応急対策に関する事 5被災者の救援計画に関する事 6避難所の設置に関する事 7避難所の維持管理及び収容者の保護に関する事 8救援活動の記録に関する事 9避難所職員の派遣計画及び関係部班との連絡調整に関する事 10日本赤十字社等の義援金品の受付に関する事 11義援金品等の保管及び配分に関する事 12災害見舞金及び弔慰金等の支給に関する事 13行方不明者の届出及び受理に関する事 14応急仮設住宅の入居者の選定に関する事 15物資調達に関する関係部班との連絡調整に関する事 16身元不明又は引き取り人のない遺体に関する事 17ボランティアに関する事 18要配慮者に関する事
収容第2部(行財政部)	行財政部長	副部長又は副部長相当職	収容班	行政管理課長 公共施設マネジメント推進課長 市民税課長 収納課長	1本部及び部内各班との連絡調整に関する事 2部内職員の動員に関する事 3部内の災害対応の記録に関する事 4避難所の運営等に関する事 5避難所への被災者及び帰宅困難者の誘導に関する事 6被災者及び避難所職員に対する食料及び物資の配給に関する事 7収容部の応援に関する事
			財政班	財政課長	1災害予算の編成及び資金の調達に関する事 2会計班との連絡に関する事 3他部・他班の応援に関する事
			家屋調査班	資産税課長	1被害家屋調査に関する事 2本部分室庶務班との連絡に関する事 3他部・他班の応援に関する事
収容第3部(市民協働部)	市民協働部長	副部長又は副部長相当職	収容班	市民活動支援課長	1本部及び部内各班との連絡調整に関する事 2部内職員の動員に関する事 3部内の災害対応の記録に関する事 4所管施設における被災者収容に関する事 5収容部との連絡調整に関する事 6所管施設の被害調査及び応急対策に関する事 7地区ごとの情報収集・提供に関する事 8所管施設の避難所開設に関する事 9外国人に対する情報提供に関する事 10本部分室庶務班の応援に関する事 11他部・他班の応援に関する事
			交通安全・市民相談班	くらし安心課長	1交通安全対策に関して、関係各機関及び団体との連絡調整並びに実施に関する事 2各種相談の取りまとめに関する事 3他部・他班の応援に関する事
			庶務援助班	市民課長	1埋、火葬に関する事 2遺体安置所の設置に関する事 3罹災証明書の発行の補助に関する事 4他部・他班の応援に関する事
			収容班	北部出張所長 南部出張所長	1避難所の運営等に関する事 2所管施設の被害調査及び応急対策に関する事 3他部・他班の応援に関する事
収容第4部(地域共生部)	地域共生部長	副部長又は副部長相当職	収容班	地域共生推進課長 地域包括ケア課長 介護保険課長	1本部との連絡調整に関する事 2部内職員の動員に関する事 3部内の災害対応の記録に関する事 4所管施設の被害調査及び応急対策に関する事 5避難所の運営等に関する事 6避難所への被災者誘導に関する事 7被災者及び避難所職員に対する食料及び物資の配給に関する事 8収容部の応援に関する事

部名	部長	副部長	班名	班長	事務分掌
収容第5部 (子ども家庭部)	子ども家庭部長	副部長又は副部長相当職	収容班	子ども施策推進課長 子ども福祉課長 保育入所課長 保育施設課長 青少年課長	1本部との連絡調整に関する事 2部内職員の動員に関する事 3部内の災害対応の記録に関する事 4所管施設の被害調査及び応急対策に関する事 5避難所の運営等に関する事 6避難所への被災者誘導に関する事 7被災者及び避難所職員に対する食料及び物資の配給に関する事 8収容部の応援に関する事
保健医療部(保健医療部)	保健医療部長	副部長又は副部長相当職	医療救助班	地域医療課長 健康づくり推進課長 国民年金課長	1本部及び部内各班との連絡調整に関する事 2部内職員の動員に関する事 3部内の災害対応の記録に関する事 4所管施設の被害調査及び応急対策に関する事 5医療救護所等の設置に関する事 6被災者の医療・助産の企画及び調整に関する事 7被災者の保健衛生活動に関する事 8医師会との連絡調整及び医療救護班編成と出勤に関する事 9医薬品及び医療救護資器材等の購入計画に関する事 10 調達物資の配分に関する事 11 他部・他班の応援に関する事
		保健所長	保健衛生班	保健総務課長 感染症保健対策課長 生活衛生課長 衛生検査課長	1感染症予防対策その他保健衛生対策に関する事 2救護食品の監視指導及び試験検査に関する事 3防疫活動に関する事 4防疫材料の調整補給に関する事 5そと昆虫類の駆除に関する事 6飲料水の検査に関する事 7炊き出し、給食を提供する施設の管理指導に関する事 8食品に起因する被害発生の防止に関する事 9動物愛護及び管理に関する事 10 所管施設の被害調査及び応急対策に関する事 11 こころの健康(精神保健福祉)に関する事 12 保健医療に係る他保健所等との連絡調整に関する事 13 難病患者に関する事 14 医療機関等に関する事 15 保健衛生に係る受援に関する事 16 他部・他班の応援に関する事
環境経済部 (環境経済部・農業委員会事務局)	環境経済部長	副部長又は副部長相当職	環境班	環境政策課長	1本部及び部内各班との連絡調整に関する事 2部内職員の動員に関する事 3部内の災害対応の記録に関する事 4災害発生に伴う軽作業の実施に関する事 5危険物、薬品等の流出防止等に関する事 6放射線対策に関する事 7他部・他班の応援に関する事
			廃棄物処理班	資源循環推進課長 廃棄物指導課長	1清掃総合計画に関する事 2生活ごみ・がれきの収集及び運搬に関する事 3し尿のくみ取りに関する事 4所管施設の被害調査及び応急対策に関する事 5災害廃棄物の一時集積場所の確保に関する事 6他部・他班の応援に関する事
			食料物資調達班	経済振興課長	1被災者及び応急活動従事者に対する食料調達に関する事 2被災者の寝具、肌着、日用品、炊事道具、食器、光熱器材等の調達手配及び配分に関する事 3中小企業に対する特別の助成に関する事 4収容部・輸送部との連絡調整に関する事 5所管施設の被害調査及び応急対策に関する事 6物資集積地での救援物資の管理に関する事 7他部・他班の応援に関する事



部名	部長	副部長	班名	班長	事務分掌
環境経済部 (環境経済部・農業委員 会事務局)	環境経済部長	副部長又は副部長 相当職	農業班	農業振興課長 農業委員会事務局 局長	1農業用水路の被害調査及び応急対策に関する事 2土地改良区との連絡調整に関する事 3農業関係の被害状況調査及び報告に関する事 4農畜産関係の応急援助に関する事 5農畜産関係資材の増産供給に関する事 6営農再建資金の貸付に関する事 7所管施設の被害調査及び応急対策に関する事 8土木部の応援に関する事
土木部(建設部)	建設部長	副部長又は副部長 相当職	土木道路班	道路総務課長 道路建設課長 維持管理課長	1本部及び部内各班との連絡調整に関する事 2部内職員の動員に関する事 3部内の災害対応の記録に関する事 4関係機関、団体との連絡調整に関する事 5公共土木施設、道路、橋梁等の被害調査及び応急 対策に関する事 6道路等の障害物の除去に関する事 7応急対策実施のための人員確保に関する事 8土木部に要する応急対策資材の確保に関する事 9堤防資材の点検、整備に関する事 10 他部・他班の応援に関する事
			土木治水班	河川課長 下水道経営課長 下水道事業課長	1下水道施設、河川及び排水路の被害調査及び応 急対策に関する事 2ポンプ場、排水機場の操作及び防護に関する事 3本部分室及び土木道路班との連絡調整に関する事 4被害状況の集計及び報告に関する事 5関係機関・団体との連絡調整に関する事 6他部・他班の応援に関する事
			協力班	営繕課長	1避難所設営のための応急危険度判定に関する事 2市有施設の被害調査及び応急対策に関する事 3被災住宅の障害物の除去及び応急修理に関する 事 4応急仮設住宅の建設に関する事 5他部・他班の応援に関する事
土木第2部 (都市整備部)	都市整備部長	副部長又は副部長 相当職	協力第1班	都市計画課長	1本部及び部内各班との連絡調整に関する事 2部内職員の動員に関する事 3部内の災害対応の記録に関する事 4土木部との連絡調整に関する事 5建築基準法第84条(被災市街地における建築制 限)に関する事 6土木部の応援に関する事
			協力第2班	市街地整備課 長	1土地区画整理施設の応急対策に関する事 2土木部との連絡調整に関する事 3土木部の応援に関する事
			協力第3班	公園緑地課長	1避難場所及び避難所開設に対する都市公園の応 急対策に関する事 2公園及び児童遊園施設の応急対策に関する事 3土木部の応援に関する事
			協力第4班	開発指導課長	1被災宅地危険度判定に関する事 2土木部の応援に関する事
			協力第5班	建築住宅課長	1被災建築物応急危険度判定業務における実施本 部設置に関する事 2避難所設営のための応急危険度判定に関する事 3市営住宅入居者の安否確認及び被害状況調査に 関する事 4被災住宅の障害物の除去及び応急修理に関する 事 5公営住宅へのあっせん及び民間賃貸住宅への家 賃補助に関する事 6建築基準法第 84 条の指定(被災市街地における 建築制限)に関する事 7土木部の応援に関する事

部名	部長	副部長	班名	班長	事務分掌
会計部 (会計課)	会計管理者		会計班	会計課長	1本部との連絡調整に関する事 2部内職員の動員に関する事 3部内の災害対応の記録に関する事 4災害経費の出納に関して関係部班との連絡調整に関する事 5他部の応援に関する事
医療救急部 (市立病院)	市立病院長 副院長	診療部長	救護援助班	科部長	1被災者の医療・助産に関する事 2応急救護の実施に関する事
		看護部長	看護班	看護師長	1患者の救出及び看護に関する事 2救護援助班の応援に関する事
	事務部長	事務部副部長又は副部長相当職	庶務班	庶務課長	1本部及び部内各班との連絡調整に関する事 2部内職員の動員に関する事 3部内の災害対応の記録に関する事 4所管施設の監視、被害調査及び応急対策に関する事 5医薬品及び医療用器械の調達に関する事 6他班の応援に関する事
			医事班	医事課長	1災害救助法に係る医療助成の記録及び費用の計算・集計に関する事 2他班の応援に関する事
議会調整部 (議会事務局)	議会事務局長	次長	議会調整班	議事課長	1本部との連絡調整に関する事 2部内職員の動員に関する事 3部内の災害対応の記録に関する事 4越谷市議会災害対策支援本部との連絡調整に関する事
文教部 (教育総務部・学校教育部)	教育総務部長 学校教育部長	教育総務部副部長又は副部長相当職 学校教育部副部長又は副部長相当職	総務班	教育総務課長 学校管理課長 学務課長	1本部及び部内各班との連絡調整に関する事 2部内職員の動員に関する事 3部内の災害対応の記録に関する事 4応急教育の実施者確保に関する事 5応急教育の実施場所の確保に関する事 6所管施設の被害調査及び応急対策に関する事 7避難所及び避難場所の便宜供与に関する事 8収容部との連絡調整に関する事 9プール等の管理及び飲料水・消防水利等の活用に関する事 10被災児童・生徒の衛生指導に関する事 11他部・他班の応援に関する事
			協力班	生涯学習課長	1関係民間諸団体の協力要請に関する事 2所管施設の被害調査及び応急対策に関する事 3指定文化財の保護に関する事 4避難所の運営等に関する事 5他部・他班の応援に関する事
	収容班	スポーツ振興課長	1所管施設における被災者収容に関する事 2収容部との連絡調整に関する事 3所管施設の被害調査及び応急対策に関する事 4他部・他班の応援に関する事		
		図書館長	1所管施設の被害調査及び応急対策に関する事 2他部・他班の応援に関する事		
	指導班	指導課長 教育センター所長	1応急教育の方法及び指導に関する事 2被災児童・生徒に対する学用品給与に関する事 3他部・他班の応援に関する事		
	給食援助班	給食課長	1応急給食に関する事 2所管施設の被害調査及び応急対策に関する事 3物資調達に関する関係部班との連絡調整に関する事 4他部・他班の応援に関する事		
協力部 (監査委員事務局・公平委員会事務局)	監査委員事務局長・公平委員会事務局長		協力班	監査課長	1本部との連絡調整に関する事 2部内職員の動員に関する事 3部内の災害対応の記録に関する事 4災害経費の出納に関して関係部班との連絡調整に関する事 5他部の応援に関する事

部名	部長	副部長	班名	班長	事務分掌
消防部 (消防局・ 消防署)	消防長	次長 消防署長	総務班	消防総務課長	1災害対策本部及び部内各班との連絡調整に関する こと 2警防対策本部の設置及び運用に関すること 3部内職員及び消防団員の招集に関すること 4収容部との連絡調整に関すること 5所管施設の被害状況の把握に関すること 6資機材、燃料及び非常食等の調達に関すること 7部内職員及び消防団員の被害状況に関すること 8応援隊の対応に関すること 9警防活動等に係る経費に関すること 10諸命令等の伝達に関すること 11他班の応援に関すること
			予防班	予防課長	1災害速報等の報告に関すること 2関係機関との連絡調整に関すること 3消防対象物及び危険物施設等の資料に関すること 4警防活動等の記録に関すること 5被害情報の記録に関すること 6災害情報の管理に関すること 7火災による罹災証明書の発行に関すること 8他班の応援に関すること
			警防班	警防課長 救急課長	1災害情報の収集に関すること 2警防活動隊の部隊運用に関すること 3応急救護所の設置及び運用に関すること 4危険物施設等の安全措置に関すること 5火災警報等の発令に関すること 6警戒区域の設定及び避難勧告等の発令に関する こと 7消防広報に関すること 8消防団員の配置に関すること 9警防活動隊、消防団等の出動指令及び連絡調整 に関すること 10医療機関との連絡調整に関すること 11防災航空隊との連絡調整に関すること 12応援要請に関すること 13通信統制に関すること 14他班の応援に関すること
			指令班	指令課長	1通報の受信に関すること 2警防班との連携に関すること 3通信指令の記録及び管理に関すること 4気象情報等の収集及び伝達に関すること 5他班の応援に関すること
			消防班	副署長	1警防活動隊の編成に関すること 2災害の警戒、防ぎよ及び調査に関すること 3現場広報に関すること 4被災者の調査、救助、搬出及び搬送に関すること 5救護、避難及び誘導に関すること 6消防用資機材・物資及び緊急車、舟等の調達・配 車に関すること 7行方不明者等の捜索に関すること 8他班の応援に関すること



## 越谷市における災害対策活動の実施に関する要領

### 第1章 総則

#### 1 目的

この要領は、越谷市における災害対策活動及び災害対策本部(以下「本部」という。)の活動を適正、かつ、円滑に遂行し、市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

### 第2章 体制

#### 1 体制の種別

災害対策活動に当たってとるべき体制(以下「体制」という。)の種別及び区分は、次のとおりとする。

##### (1)待機体制(水防体制)

各種警報発令時、災害の発生又は発生のおそれがある場合に、関係各課職員が待機する体制

##### (2)警戒体制

災害の発生又は発生のおそれがある場合に、災害対策本部要綱で定められた各部各班の活動を行う体制

##### (3)非常体制

相当規模の災害の発生が予想される場合又は相当規模の災害が発生した場合において、組織及び機能の全てをあげて活動する体制

#### 2 体制図

地震災害等に対応する体制は別表1のとおり、風水害に対応する体制は別表2のとおりとし、特に風水害に対応する体制については、下記のとおりとする。

(1)風水害時には、待機体制を水防体制と称し、水防関係課が情報収集・交換、協議、応急対策活動等を行うものとする。

(2)水防関係課は、危機管理室、広報シティプロモーション課、農業振興課、道路総務課、道路建設課、河川課、下水道経営課、下水道事業課、営繕課、維持管理課、市街地整備課、公園緑地課の12課とする。

### 3 体制の施行手続

体制の施行手続は、次のとおりとする。なお、体制施行中における事務分掌は、災害対策本部要綱の別表(第7条関係)に準ずるものとする。

#### (1)待機体制(水防体制)の施行

危機管理室長が危機管理監の指示を受け、副市長の承認を得て行うものとする。

#### (2)警戒体制の施行

危機管理監が副市長の指示を受けるとともに、本部員となる部長の意見を聞いたうえで、市長の承認を得て行うものとする。ただし、緊急を要し、当該部長の意見を聞くいとまがないときは、これを省略することができる。

#### (3)非常体制の施行

相当規模の災害の発生が予想される場合又は相当規模の災害が発生した場合において、市長が決定するものとする。

### 4 体制の解除手続

体制の解除は、施行手続の例による。

### 5 体制の施行及び解除の通知

警戒体制及び非常体制の施行又は解除が行われた場合は、危機管理室長は、直ちにこの旨を庁内放送するとともに、次に掲げる機関の長に対し、通知するものとする。

(1)埼玉県(危機管理防災部・東部地域振興センター・越谷県税事務所・越谷警察署)

(2)その他災害対策本部長が必要と認める機関

なお、報道機関及び市民への広報は、市長公室広報シティプロモーション課が行うものとする。

## 第3章 本部設置に関する事項

### 1 本部室の開設

(1)本部を設置したときは、本部室を開設することができる。

(2)本部室の開設場所は、災害の規模等に応じて危機管理監が定め、その入口に「越谷市災害対策本部」の標識を掲げるものとする。

## 2 本部分室

(1)危機管理室を本部分室とし、その入口に「越谷市災害対策本部分室」の標識を掲げるものとする。

### (2)情報収集班

ア 情報収集班は32名とし、これを8班に分け、各班4名をもって構成する。

イ 各班に班長1名を置く。

ウ 情報収集班は、毎年4月1日をもって選出するものとする。

### (3)電話対応班

ア 電話対応班は10名とする。

イ 電話対応班は、毎年4月1日をもって選出するものとする。

## 3 本部会議招集の連絡

本部会議招集の連絡は、危機管理室において、電話等により行うものとする。

## 4 本部連絡員

本部連絡員は、本部員が指名するものとし、当該本部員に随伴し、その指示を受けて当該部と連絡に当たるものとする。

## 5 命令の伝達

(1)命令の伝達は、指令をもってあてる。

(2)本部会議で決定した災害に関する重要な情報は、危機管理監が危機管理室長を通してこれを職員に周知するものとする。

## 第4章 職員の動員

### 1 職員の動員

体制の種別が決定されたときは、各課長等(本部設置時においては各班長とする。)は、直ちに必要な職員を動員して所定の体制を整えなければならない。

### 2 動員計画

職員の動員計画は、体制の種別ごとに別表1及び別表2に準じて本部を構成する部の長が定める。この場合において、勤務時間外に発生した災害についても職員が迅速に対応出来るよう、当該職員の居住地等を考慮して動員計画を作成するものとする。



### 3 職員の動員連絡

職員の動員連絡は、危機管理室から別表3のとおり、電話等により行うものとする。

### 4 職員の動員体制の整備

各課長等は、別表1及び別表2によりあらかじめ指定する職員以外の職員についても、体制に応じて迅速に動員し得るよう、職員の名簿を作成し、かつ、その通知方法を定めておくものとする。

### 5 情報収集班の動員等

情報収集班の各班長は、危機管理室から動員通知を受けたときは、それぞれの班員に連絡し、直ちに危機管理室に集合するものとする。なお、班員に不足が生じた場合は、それぞれの班において確保するものとする。

### 6 動員報告

各課長等は、配備区分の決定により職員を配備したときは、その人員を直ちに危機管理室に報告するものとする。

### 7 応援の要請

各部長は、配備された職員をもって十分に災害応急活動を実施出来ないと認めるときは、市長に対して応援の職員を要請するものとする。

### 8 被害状況の報告等

(1)各部長は、被害状況の報告を発生速報及び経過速報により、危機管理監に行うものとする。

(2)発生速報は、その概要について被害発生直後に行うものとし、経過速報は、特に指示する場合のほかは、1時間ごとに行うものとする。

### 9 災害情報及び被害状況の記録及び集計

災害情報及び被害状況の記録及び集計は、危機管理室長がこれを行うものとする。

## 第5章 応援協定の締結

### 1 協定締結先との情報交換

災害時において被災者に支給する食料、衣料、生活必需品、災害応急対策に必要な資機材等を確保するため、別表4に掲げる機関と協定を締結し、平常時から連絡先等の情報交換を行うものとする。

## 第6章 雑則

### 1 記録

各課長等は、各種指示事項及び報告等の受理及び伝達等に当たっては、軽易な事項を除きすべて記録し、これを保存するものとする。

### 2 その他

この要領に定めるもののほか、各部において必要な事項については、危機管理監と主管部長による協議のうえ定める。

#### 附 則

この要領は、昭和56年10月1日から施行する。

#### 附 則

この要領は、昭和58年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要領は、平成4年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要領は、平成6年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要領は、平成11年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要領は、平成12年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要領は、平成13年9月10日から施行する。

#### 附 則

この要領は、平成14年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要領は、平成15年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要領は、平成16年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

別表1 地震災害等対応体制

部名	部長	副部長	班名	班長	待機体制	警戒体制	非常体制	備考
統括調整部 (危機管理部)	危機管理監	危機管理消防監	庶務班	危機管理室長	12	12	全員	
			情報収集班 電話対応班	危機管理室長 危機管理室長	32 10	32 10	全員 全員	
統括調整第2部 (総合政策部)	総合政策部長	副部長又は副部長相当職	庶務援助班	政策課長	2	2	全員	
			〃	市長室にさかい推進室長	〃	〃	〃	〃
秘書・広報部 (市長公室)	市長公室長	市長公室参事	秘書班	秘書課長	2	2	全員	
			システム管理班 広報班	行政デジタル推進課長 広報・アウトリーチ課長 人財・男女共同参画推進課長	3 1	3 2	全員 全員	
要請・輸送部 (総務部)	総務部長	総務部参事	受援班	法務課長兼選挙管理 委員会事務局長次長	2	2	全員	
			〃 〃 〃 輸送班	人事課長 安全衛生管理課長 工事検査課長 総務課長	〃 〃 〃 〃	2 2 2 2	全員 全員 全員 全員	
収容部 (福祉部)	福祉部長	副部長又は副部長相当職	収容総括班・ボランティア対応班	福祉総務課長	3	3	全員	
			〃 〃 〃	生活福祉課長 障害福祉課長 行政管理課長	〃 〃 〃	2 2 2	全員 全員 全員	
収容第2部 (行政部)	行政部長	副部長又は副部長相当職	収容班	行政管理課長	2	2	全員	
			〃 〃 財政班 家屋調査班	公共施設マネジメント推進課長 市民秘書長 収納課長 財政課長 資産控課長	2 〃 〃 〃 〃	2 2 2 2 2	全員 全員 全員 全員 全員	
収容第3部 (市民協働部)	市民協働部長	副部長又は副部長相当職	収容班	市民活動支援課長	3	3	全員	
			交通安全・市民相談班 庶務援助班 収容班	くらし安心課長 市民課長 北部出張所長 南部出張所長	〃 〃 〃 〃	2 2 2 2	全員 全員 全員 全員	
収容第4部 (地域共生部)	地域共生部長	副部長又は副部長相当職	収容班	地域共生推進課長	2	2	全員	
			〃 〃	地域包括ケア課長 介護保険課長	〃 〃	2 2	全員 全員	
収容第5部 (子ども家庭部)	子ども家庭部長	副部長又は副部長相当職	収容班	子ども施策推進課長	2	2	全員	
			〃 〃 〃	子ども福祉課長 保育入所課長 保育施設課長 青少年課長	〃 〃 〃 〃	2 2 2 2	全員 全員 全員 全員	
保健医療部 (保健医療部)	保健医療部長	副部長又は副部長相当職	医療救助班	地域医療課長	2	2	全員	
			〃 〃 保健所長	健康づくり推進課長 国民年金課長 保健総務課長	〃 〃 〃	2 2 2	全員 全員 全員	
環境経済部 (環境経済部)	環境経済部長	副部長又は副部長相当職	環境班	環境政策課長	2	2	全員	
			廃棄物処理班 〃 食料物資調達班 農業班	資源循環推進課長 廃棄物指導課長 経済企画課長 農業振興課長 農産委員会事務局長	〃 〃 〃 〃 〃	2 2 2 2 5	全員 全員 全員 全員 全員	
土木部 (建設部)	建設部長	副部長又は副部長相当職	土木道路班	道路総務課長	4	9	全員	
			〃 〃 土木治水班	道路建設課長 維持管理課長 河川課長	5 2 6	8 4 12	全員 全員 全員	
土木第2部 (都市整備部)	都市整備部長	副部長又は副部長相当職	協力班	下水道経営課長	2	3	全員	
			協力第1班 協力第2班 協力第3班 協力第4班 協力第5班	下水道事業課長 営繕課長 都市計画課長 市街地整備課長 公園緑地課長 開発指導課長 建築住宅課長	2 3 2 2 2	3 8 4 3 4	全員 全員 全員 全員 全員	
会計部 (会計課)	会計管理者		会計班	会計課長		2	全員	
医療救急部 (市立病院)	市立病院長 副院長 事務部長	診療部長 看護部長 事務部長 47名(医師5名、看護師42名)	救護援助班	科部長			全員	
			看護班 庶務班 庶務班 庶務班	看護師長 庶務課長 庶務課長 庶務課長		2	全員 全員 全員	
議会調整部 (議会事務局)	議会事務局長	次長	議会調整班	議事課長		2	全員	
文教部 (教育総務部 ・学校教育部)	教育総務部長 学校教育部長	教育総務課長(11名) 学校教育課長(11名)	総務班	教育総務課長		2	全員	
			〃 〃 協力班 収容班 〃 指導班	学校管理課長 学務課長 生涯学習課長 スポーツ振興課長 図書館長 指導課長 教育センター所長	3 〃 〃 〃 〃 〃 〃	3 2 2 2 2 2 2	全員 全員 全員 全員 全員 全員 全員	
園力部 (監査委員事務局)	監査委員事務局長 ・公平委員会事務局長	公平委員会事務局長	給食援助班	給食課長		2	全員	
			協力班	監査課長		2	全員	
消防部 (消防局 ・消防署)	消防長	次長 消防署長	総務班	消防総務課長	*	*	全員	
			予防班 警防班 〃 指令班 消防班	予防課長 警防課長 救急課長 指令課長 副署長	* * * * *	* * * * *	全員 全員 全員 全員 全員	

\*…各部で必要とする人数を配置する。  
 ○待機体制:124名+遊覧所対応職員+消防職員  
 ○警戒体制:243名+遊覧所対応職員+消防職員  
 ○非常体制:全職員

※1 体制の人員の変更については、体制の施行手続に準ずる。

※2 災害対策本部の設置が予想される場合は、各部の部長もしくは副部長(部で1名)は特機する。

※3 各体制の人員については、班長を含む人員とする。なお、災害対応を行う上で、追加の人員が必要な場合はこの限りではない。



別表2 風水害対応体制

部名	部長	副部長	班名	班長	水防体制	警戒体制	非常体制	備考
統括調整部 (危機管理室)	危機管理監	危機管理副監	庶務班	危機管理室長	12	12	全員	
			情報収集班	危機管理室長	32	32	全員	
			電話対応班	危機管理室長	10	10	全員	
統括調整第2部 (総合政策部)	総合政策部長	副部長又は副部長相当職	庶務補助班	政策課長		2	2	全員
			〃	副課長にぞいし、課長		2	2	全員
秘書・広報部 (市長公室)	市長公室長	市長公室参事	秘書班	秘書課長	2	2	2	全員
			システム管理班 広報班	行政デジタル推進課長 4名 シティプロモーション推進 人新・まちづくり推進課長	3 1	3 2	3 2	全員 全員
支援・輸送部 (総務部) (選挙管理委員会事務局)	総務部長	総務部参事	受援班	法務課長兼選挙管理 委員会事務課次長		2	2	全員
			〃	人事課長		2	2	全員
			〃	安全衛生管理課長		2	2	全員
			〃	工事検査課長		2	2	全員
			〃	総務課長		2	2	全員
			〃	庁舎管理課長		2	2	全員
			〃	契約課長		2	2	全員
収容部 (福祉部)	福祉部長	副部長又は副部長相当職	収容班(特殊-ボランティア対応班)	福祉総務課長		3	3	全員
			〃	生活福祉課長		2	2	全員
収容第2部 (行財政部)	行財政部長	副部長又は副部長相当職	収容班	障害福祉課長		2	2	全員
			〃	障害福祉課長		2	2	全員
			〃	行政管理課長		2	2	全員
			〃	公民館課長(マネジメント推進課長)		2	2	全員
			〃	市民税課長		2	2	全員
			〃	収納課長		2	2	全員
			〃	財政課長		2	2	全員
収容第3部 (市民協働部)	市民協働部長	副部長又は副部長相当職	収容班	市民活動支援課長		3	3	全員
			交通安全・市民相談班	くらし安心課長		2	2	全員
			庶務補助班	市民課長		2	2	全員
収容第4部 (地域共生部)	地域共生部長	副部長又は副部長相当職	収容班	北部出張所長		2	2	全員
			〃	南部出張所長		2	2	全員
収容第5部 (子ども家庭部)	子ども家庭部長	副部長又は副部長相当職	収容班	地域共生推進課長		2	2	全員
			〃	地域包括ケア課長		2	2	全員
			〃	介護保健課長		2	2	全員
			〃	子ども施策推進課長		2	2	全員
			〃	子ども福祉課長		2	2	全員
保健医療部 (保健医療部)	保健医療部長	副部長又は副部長相当職	医療救助班	子ども福祉課長		2	2	全員
			〃	保育人相談課長		2	2	全員
			〃	保育施設課長		2	2	全員
			〃	青少年課長		2	2	全員
			〃	地域医療課長		2	2	全員
			〃	健康づくり推進課長		2	2	全員
			〃	国民年金課長		2	2	全員
環境経済部 (環境経済部) (就業委員会事務局)	環境経済部長	副部長又は副部長相当職	環境班	保健福祉課長		2	2	全員
			〃	感染症保健対策課長		2	2	全員
			〃	生活衛生課長		2	2	全員
			〃	衛生検査課長		2	2	全員
			〃	環境政策課長		2	2	全員
			〃	資源循環推進課長		2	2	全員
			〃	廃棄物指導課長		2	2	全員
土木部 (建設部)	建設部長	副部長又は副部長相当職	土木道路班	経済産業課長		2	2	全員
			〃	農業企画課長		2	2	全員
			〃	農業者委員会事務局長		2	2	全員
			〃	道路建設課長		2	2	全員
			〃	維持管理課長		2	2	全員
			〃	河川課長		2	2	全員
			〃	下水道経営課長		2	2	全員
土木第2部 (都市整備部)	都市整備部長	副部長又は副部長相当職	協力班	下水道事業課長		2	2	全員
			〃	営繕課長		2	2	全員
			〃	都市計画課長		2	2	全員
			〃	市街地整備課長		2	2	全員
			〃	公園緑地課長		2	2	全員
会計部 (会計課)	会計管理者		協力班	開発指導課長		2	2	全員
			〃	建築住宅課長		2	2	全員
			〃	会計課長		2	2	全員
			〃	会計課長		2	2	全員
			〃	会計課長		2	2	全員
医療救急部 (市立病院)	市立病院長 看護部長 事務部長	診療部長 看護部長 事務部長 事務部長又は副部長相当職	救護援助班	科目長			全員	
			〃	看護部長			全員	
			〃	庶務課長		2	2	全員
			〃	庶務課長		2	2	全員
議会調整部 (議会事務局)	議会事務局長	次長	議会調整班	庶務課長		2	2	全員
			〃	議事課長		2	2	全員
文教部 (教育総務部 ・学校教育部)	教育総務部長 学校教育部長	教育総務課長又は副部長相当職 学校教育課長又は副部長相当職	総務班	教育総務課長		2	2	全員
			〃	学校管理課長		3	3	全員
			〃	学務課長		2	2	全員
			〃	生涯学習課長		2	2	全員
			〃	スポーツ振興課長		2	2	全員
			〃	図書館長		2	2	全員
			〃	指導課長		2	2	全員
協力部 (監査委員事務局 ・公平委員会事務局)	監査委員事務局長 公平委員会事務局長		給食援助班	教育センター所長		2	2	全員
			〃	給食課長		2	2	全員
消防部 (消防局 ・消防署)	消防長	次長 消防署長	総務班	消防総務課長	*	*	全員	
			〃	予防課長	*	*	全員	
			〃	警防課長	*	*	全員	
			〃	救急課長	*	*	全員	
			〃	指令課長	*	*	全員	
			〃	副署長	*	*	全員	

\*…各部で必要とする人数を配置する。

○水防体制: 60名+避難所対応職員+消防職員

○警戒体制: 171名+避難所対応職員+消防職員

○非常体制: 全職員

※1 体制の人員の変更については、体制の移行手続きに準ずる。

※2 災害対策本部の設置が予想される場合は、各部の部長もしくは副部長(部で1名)は待機する。

※3 各体制の人員については、班長を含む人員とする。なお、災害対応を行う上で、追加の人員が必要な場合はこの限りではない。

別表3 連絡系統図



別表4 緊急時における応援協定締結先一覧

団体	協定	分野	協定締結先	協定内容
1	1	予防応急 復旧	越谷市災害対策応援協議会	予防活動、応急活動、復旧活動等の協力
2	2		越谷市建設業協会	道路・橋梁等の応急修理及び障害物の除去
3	3		埼玉県電気工事工業組合	公共施設等の電気設備等の復旧活動
4	4		越谷建築設計監理事業協同組合	公共施設の被災状況の調査、把握、応急復旧等
5	5		東京電力パワーグリッド株式会社	大規模停電からの早期復旧に係る連携
6	6	医療救護	一般社団法人越谷市医師会	医療救護活動
7	7		一般社団法人越谷市薬剤師会	医薬品等の供給
8			アルフレッサ株式会社	医薬品等の供給
9			株式会社スズケン	医薬品等の供給
10			株式会社メディセオ	医薬品等の供給
11			東邦薬品株式会社	医薬品等の供給
12	8		一般社団法人越谷市歯科医師会	歯科医療救護活動
13	9		越谷市獣医師会	動物の収容活動及び動物救護活動等
14	10		越谷市接骨師会	応急救護活動
15	11		埼玉県動物薬品器材協会	動物用医薬品等の供給
16	12	救出救助	埼玉土建一般労働組合越谷支部	倒壊建物等からの救出救援活動、収容施設等の応急補修等
17	13		有限会社サポートマーケティングサービス	特殊車両等による避難行動要支援者等の救援救助並びに物資運搬
18	14	物資供給	株式会社佐々商店	食料品等の供給
19	15		越谷蕎麦商組合	そば等の主食の供給
20	16		越谷中華料理生活衛生同業組合	中華料理等の主食の供給
21	17		味の素冷凍食品株式会社埼玉工場	冷凍食品の供給
22	18		越谷市農業協同組合	物資等の供給
23	19		埼玉県米穀小売商業組合 越谷支部	精米等の供給
24	20		株式会社丸善	食料品等の供給
25	21		越谷流通団地運営協議会	医療品、保管倉庫、輸送、自動車、住宅資材、食料品及び生活必需品等の供給
26	22		株式会社イトーヨーカ堂	生活必需品等の供給
27	23		株式会社東急ストア北越谷店	食料品及び生活必需品等の供給
28	24	株式会社マミーマート	食料品及び生活必需品等の供給	
29	25	NPO法人コメリ災害対策センター	飲料水及び日用品等の供給	
30	26	イオンリテール株式会社イオンせんげん台店	生活必需品等の供給	
31	27	イオンリテールストア株式会社イオン南越谷店	食料品及び生活必需品等の供給	
32	28	物資供給	イオンリテール株式会社北関東カンパニー	食料品及び生活必需品等の供給及び一時滞在施設の提供等

団体	協定	分野	協定締結先	協定内容	
33			イオンモール株式会社営業本部	食料品及び生活必需品等の供給及び一時滞在施設の提供等	
34	29		コカ・コーラボトラーズジャパン株式会社	飲料水等の供給	
35	30		株式会社伊藤園	飲料水の供給	
36	31		ワタキューセイモア株式会社 関東支店	寝具類等の供給	
37	32		越谷材木商組合	材木等の供給	
38	33		東彩ガス株式会社	移動式ガス発生器による燃料(ガス)の供給	
39	34		一般社団法人埼玉県LPガス協会 南東武支部	LPガス等の供給	
40	35		埼玉県石油商業組合 越谷支部	燃料等の供給	
41	36		越谷市造園業協会	燃料(薪、木材等)の提供	
42	37		株式会社セキ薬品	食料品、飲料水、生活必需品及び医療品の提供	
43	38		埼玉東部ヤクルト販売株式会社	物資の提供	
44	39		越谷小売酒販組合越谷支部	飲料水の提供	
45	40		王子コンテナ株式会社埼玉工場	段ボール製品等の提供	
46	41		避難収容	東日本旅客鉄道株式会社 大宮支社	帰宅困難者の対応
47	42			学校法人古藤学園CAD製図専門学校	帰宅困難者のための一時滞在施設の提供
48	43	株式会社森エイト ホテルサンオーク南越谷		帰宅困難者のための一時滞在施設の提供	
49	44	大森機械工業株式会社		帰宅困難者に対する一時滞在施設の提供	
50	45	株式会社ティア		帰宅困難者の支援、一時滞在施設の提供及び遺体の収容、安置等	
51	46	一般社団法人全日本冠婚葬祭互助協会		遺体の収容等及び帰宅困難者に対する支援	
52	47	越谷市介護保険サービス事業者連絡協議会		施設等の提供協力	
53	48	情報配信	JARL 越谷無線クラブ	情報等の提供	
54	49		株式会社ジェイコム埼玉・東日本	災害情報の放送	
55	50		ヤフー株式会社	災害に係る情報発信等	
56	51	株式会社エフエムこしがや	災害情報等の放送		
57	52	応急仮設住宅	越谷建設推進協同組合	応急仮設住宅の設置及び応急修理	
58	53		建設埼玉東部地区本部 越谷支部	応急仮設住宅の設置及び応急修理	
59	54		建設埼玉東部地区本部 蒲生支部	応急仮設住宅の設置及び応急修理	
60	55		公益社団法人埼玉県宅地建物取引業協会 越谷支部	民間賃貸住宅の情報提供	
61	56		株式会社デベロップ	移動式宿泊施設等の提供	
62	57	被災者相談	埼玉司法書士会	被災者等からの相談業務の実施	
63	58		埼玉県行政書士会	被災者等からの相談業務の実施	
64	59	緊急輸送	埼玉県トラック協会 越谷支部	被災者及び救援物資の輸送に伴う車両提供	



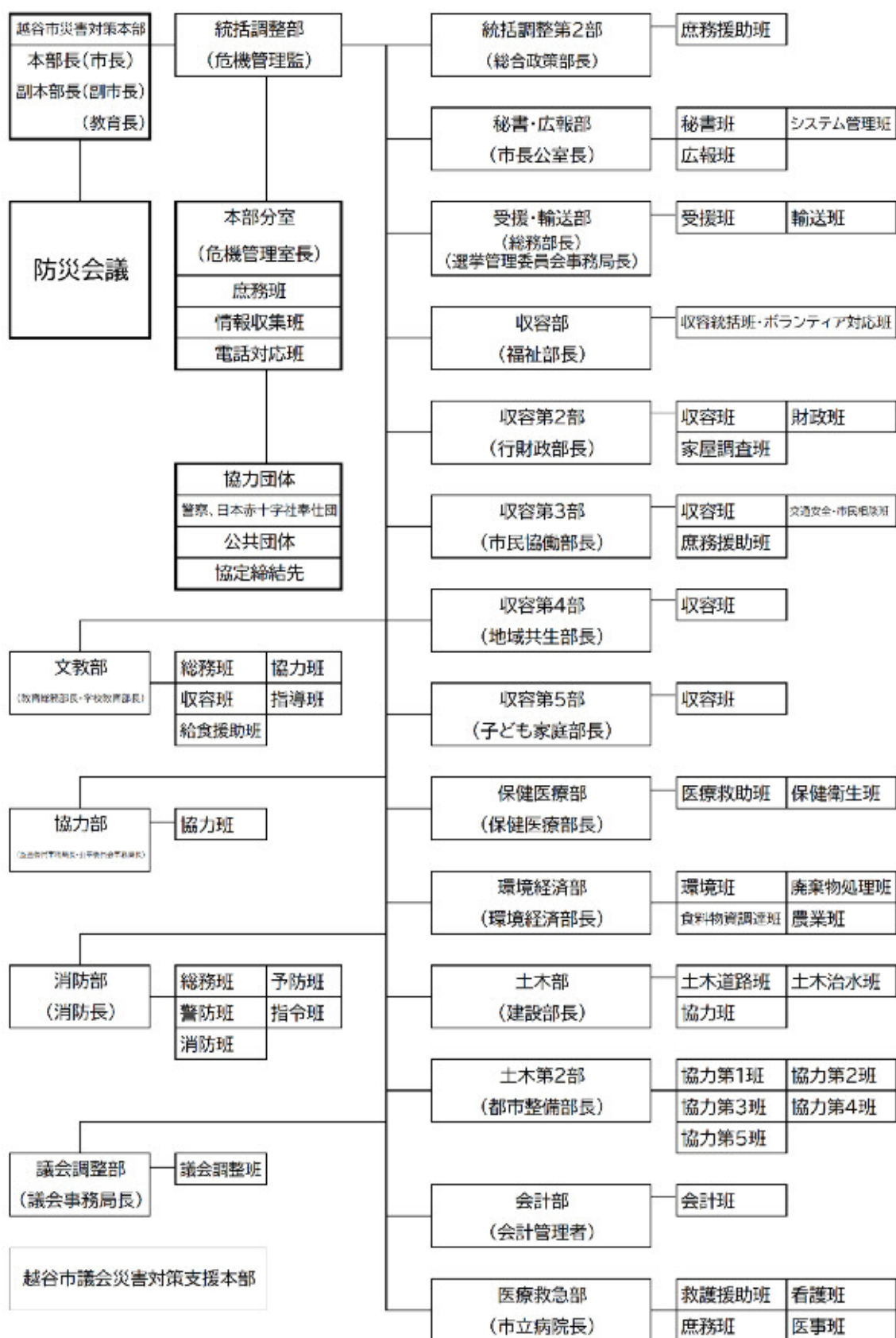
団体	協定	分野	協定締結先	協定内容
65	60	被害調査	新日本ヘリコプター株式会社	ヘリコプターの優先利用
66	61		日本郵便株式会社	情報の提供、避難所等への臨時郵便差出箱の設置等
67	62		ジャパンテック株式会社	被災状況の情報収集、河川水位の確認等
68	63		NPO 法人クライシスマッパーズ・ジャパン	無人航空機（ドローン）による被災状況調査等の支援活動
69	64	その他	越谷市環境事業協同組合	家庭系一般廃棄物の収集運搬業務
70	65		株式会社ゼンリン	地図製品等の供給等
71	66		東関東生コン協同組合	消火用水の搬送
72			南埼玉コンクリート株式会社越谷工場	
73	67		三協フロンテア株式会社	仮設事務所及び仮設トイレ等の供給
74	68		一般社団法人 AZ-COM 丸和・支援ネットワーク	支援物資等の調達活動、受付、仕分け、輸送、配給活動
75	69		イオンペット株式会社	ペットの救護活動等に関する支援

※75 団体と 69 協定を締結している。

※なお、別表 4 については、令和 4 年 3 月現在

別表 5 災害対策本部組織図

## 越谷市災害対策本部構成図



## 参集職員名簿

別紙様式1

【 年 月 日 時 分 】

NO.	課 所 名	職 名	氏 名	NO.	課 所 名	職 名	氏 名
1				26			
2				27			
3				28			
4				29			
5				30			
6				31			
7				32			
8				33			
9				34			
10				35			
11				36			
12				37			
13				38			
14				39			
15				40			
16				41			
17				42			
18				43			
19				44			
20				45			
21				46			
22				47			
23				48			
24				49			
25				50			

## 被害概況報告書

報告様式1

災 害 名					
報 告 月 日	月	日	時	分	情 報 源
報 告 者	所 属			氏 名	

	発 生 場 所				
	確 認 時 刻	年	月	日 ( )	時 分
被 害 状 況					
応 急 対 策 状 況					

※情報源＝現場確認・住民通報・民間通報・警察通報・消防等明記すること。

様式第1号

## 発 生 速 報

市町村

市町村消防本部

日	時	分受信	発信者		受信者	
1	被害発生					
2	被害場所					
3	被害程度					
4	災害に対する 措 置					
5	その他必要 事 項					

（注）内容は簡単に要を得たものとする。



様式第3号

# 被 害 状 況 調

市町村

災害の種別		発 生 地	
被害日時	自 月 日	至 月 日	
報告区分	確 定		

区 分			被 害			区 分			被 害			
人的被害	死 者		人			田畑被害	田	流失・埋没	ha			
	行方不明者		人					冠 水	ha			
	負傷者	重 傷		人				畑	流失・埋没	ha		
		軽 傷		人					冠 水	ha		
住家被害	全 壊		棟			道被路害	決 壊	箇 所				
			世帯				冠 水	箇 所				
	半 壊	棟			その他の被害	文教施設	箇 所					
		世帯				病 院	箇 所					
		人				橋りょう	箇 所					
	一部破損	棟				河 川	箇 所					
		世帯				砂 防	箇 所					
		人				清掃施設	箇 所					
	床上浸水	棟				崖くずれ	箇 所					
		世帯				鉄道不通	箇 所					
		人				被害船舶	隻					
	床下浸水	棟				水 道	戸					
世帯				電 話		回 線						
人				電 気		戸						
非住家被害	公共建物	全壊(焼)	棟		り災世帯数	世帯						
		半壊(焼)	棟		り災者数	人						
	その他	全壊(焼)	棟		火災発生	建 物						
		半壊(焼)	棟			危 険 物	件					
					そ の 他	件						





様式2

## 市町村放送要請依頼用紙

市町村名

【件名】 放送要請について（依頼）

\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日（ ） \_\_\_\_：\_\_\_\_  
市町村災害対策本部 発第 \_\_\_\_号

【本文】 災害対策基本法第57条に基づく放送要請を次のとおり要請致します。

## 1 要請理由

&lt;チェック欄&gt;

(1) 避難勧告、警報等の周知徹底を図るため (2) 災害時の混乱を防止するため (3) 

2 放送事項 \_\_\_\_\_ について  
(別紙のとおり)

## 3 放送希望日時 &lt;チェック欄&gt;

(1) 直ちに (2) 日時 

\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日（ ） \_\_\_\_：\_\_\_\_

## 4 その他

## 5 連絡先

課 所 名	担 当 名	職・氏 名	電話/メールアドレス
			Tel - - 無線番号 E-mail 内線



第 号  
令和 年 月 日  
埼玉県知事 様

越谷市長 印

自衛隊の災害派遣について（依頼）

災害対策基本法第68条の2第1項の規定により、下記のとおり自衛隊に対し、自衛隊法第83条第1項の要請をするよう依頼します。

記

1 災害の状況及び派遣を要請する事由

(1) 災害の状況

(2) 派遣を要請する事由

2 派遣を希望する期間

3 派遣を希望する区域及び活動内容

令和 年 月 日  
第 号

埼玉県知事 様

越谷市長 印

自衛隊の災害派遣部隊の撤収について（依頼）

令和 年 月 日付け 第 号で依頼した、埼玉県越谷市における への自衛隊災害派遣について、  
ため、下記のとおり部隊の撤収を求めます。

記

撤収要請日時

令和 年 月 日（ ） 時 分

No.	名 称	所在地	種 別
1	埼玉県立越谷東高等学校	大字増林 5670-1	飛行場外離着陸場 埼玉県ドクターヘリ離着陸ポイント
2	越谷防災基地	大字北後谷 4	飛行場外離着陸場 埼玉県ドクターヘリ離着陸ポイント
3	新方地区センター	大字大吉 470-1	飛行場外離着陸場 埼玉県ドクターヘリ離着陸ポイント
4	大杉公園野球場	大字大杉 518	災害時緊急離着陸場 埼玉県ドクターヘリ離着陸ポイント
5	しらこぼと運動公園野球場	大字砂原 39	災害時緊急離着陸場 埼玉県ドクターヘリ離着陸ポイント
6	埼玉県立越谷南高等学校	レイクタウン 7-9	埼玉県ドクターヘリ離着陸ポイント
7	埼玉県立大学	大字三野宮 820	埼玉県ドクターヘリ離着陸ポイント
8	出羽公園	七左町 4-223	埼玉県ドクターヘリ離着陸ポイント
9	川柳公園野球場	川柳町 4-30	埼玉県ドクターヘリ離着陸ポイント
10	平方公園野球場	大字平方 2402	埼玉県ドクターヘリ離着陸ポイント
11	総合公園多目的運動場	増林 3-1	埼玉県ドクターヘリ離着陸ポイント
12	増林公園	増林 3989-2	埼玉県ドクターヘリ離着陸ポイント
13	本田公園グラウンド	大字増森地内	埼玉県ドクターヘリ離着陸ポイント
14	南越谷グラウンド	南越谷 2-10	埼玉県ドクターヘリ離着陸ポイント

協定締結先	協定名	協定内容	締結年月日
函館市、旭川市、青森市、八戸市、秋田市、山形市、福島市、郡山市、いわき市、盛岡市、宇都宮市、川越市、川口市、船橋市、横須賀市、水戸市、柏市、前橋市、高崎市、八王子市、富山市、金沢市、福井市、甲府市、長野市、岐阜市、豊橋市、岡崎市、高槻市、枚方市、八尾市、寝屋川市、吹田市、東大阪市、姫路市、和歌山市、大津市、豊中市、明石市、西宮市、奈良市、尼崎市、鳥取市、松江市、倉敷市、呉市、福山市、下関市、高松市、松山市、高知市、長崎市、佐世保市、大分市、宮崎市、鹿児島市、久留米市、那覇市 協定締結権者 豊田市	中核市災害時相互応援に関する協定	食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供 被災者の救助、医療、防疫、施設の応急復旧等及び災害からの復興に必要な資器材及び物資の提供 救護及び救助活動に必要な車両等の提供 救護及び応急復旧及び災害からの復興に必要な職員の派遣 そのほか、特に要請があった事項	R3.4.1
高崎市	災害時における相互応援に関する協定	食料、飲料水及び生活必需物資並びにこれらの供給に必要な資器材の提供 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資器材及び物資の提供 救援及び救助活動に必要な車両等の提供 救助及び応急復旧に必要な医療職、技術職、技能職等の職員の派遣 他	H7.10.19
二本松市	災害時における相互応援に関する協定	食料、飲料水及び生活必需物資並びにこれらの供給に必要な資器材の提供 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資器材及び物資の提供 救援及び救助活動に必要な車両等の提供 救助及び応急復旧に必要な医療職、技術職、技能職等の職員の派遣 被災者の収容施設の提供 他	H8.7.2
県内全市町村	災害時における埼玉県内市町村間相互応援に関する基本協定	食料、生活必需品並びにその供給に必要な資機材の提供 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供 救援及び救助活動に必要な車両、舟艇等の提供 救助及び応急復旧に必要な医療職、技術職、技能職等の職員の派遣 他	H19.5.1

協定締結先	協定名	協定内容	締結年月日
草加市、吉川市、 八潮市、三郷市、 松伏町	災害に対する相互 応援及び 協力に関 する協定	食料、飲料水及び生活必需物資並びにこれらの供給に必要な資器材の提供 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資器材及び物資の提供 救援及び救助活動に必要な車両等の提供 救助及び応急復旧に必要な医療職、技術職、技能職等の職員の派遣 ボランティアのあつせん 被災者に対する避難所及び避難場所の相互利用 ごみ及びし尿の処理 他	H8.8.23
春日部市	災害時に おける避 難場所相 互利用に 関する協 定	避難場所相互利用	H8.12.11
さいたま市 (旧岩槻市)	災害時に おける避 難場所相 互利用に 関する協 定	避難場所相互利用	H8.12.11

## 中核市災害相互応援協定

中核市各市（以下「協定市」という）は、いずれかの市域において災害が発生し、被害を受けた都市（以下「被災市」という）が独自では十分な応急措置が実施できない場合に、被災市の要請にこたえ、当該災害により被害を受けていない市が友愛的精神に基づき、相互に応援協力し、被災市の災害応急対策、災害復旧及び災害からの復興を円滑に遂行するため、次のとおり協定を締結する。

（応援の種類）

第1条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資器材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等及び災害からの復興に必要な資器材及び物資の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- (4) 救助及び応急復旧及び災害からの復興に必要な職員の派遣
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

2 被災市は、災害による被害により被災市のホームページを利用して災害情報等の発信をすることができなくなったときは、協定市に対し、当該災害情報等を協定市のホームページに掲載することを要請することができる。

（応援要請の手続き）

第2条 応援を要請しようとする被災市は、次の事項を明らかにし、第5条に定める連絡担当部局を通じて、電話又は電信により応援を要請するものとする。この場合において、被災市は必要事項を記載した文書を後日、速やかに協定市に送付しなければならない。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1項第1号から第3号までに掲げる応援を要請する場合にあっては、物資等の品名、数量等
- (3) 前条第1項第4号に掲げる応援を要請する場合にあっては、職員の職種及び人員並びに業務内容
- (4) 応援場所及び応援場所への経路
- (5) 応援の期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

（応援の実施）

第3条 応援を要請された協定市は、法令その他特別に定めがある場合を除くほか、極力これに応じ応援活動に努めるものとする。



2 激甚な災害が発生し、通信の途絶等により被災市との連絡がとれない場合には、被災市以外の協定市相互が連絡調整し、自主応援活動を行うことができる。

(応援経費の負担)

第4条 応援に要した経費は、協定市が協議して別に定める。

(連絡担当部局)

第5条 協定市は、あらかじめ相互応援のための連絡担当部局を定め、災害が発生したときは、速やかに情報を相互に交換するものとする。

(資料の交換)

第6条 協定市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、毎年1回地域防災計画その他参考資料を相互に交換するものとする。

(会議)

第7条 この協定の運用体制を整備し、併せて協定市の防災体制の整備に資するため、中核市市長会事務担当者会議の補助機関として中核市市長会防災担当者会議を置く。

(事務局)

第8条 この協定の実施に必要な連絡調整を行うため、中核市市長会防災担当者会議の会長の属する市に事務局を設置する。

(雑則)

第9条 この協定の締結後、新たに中核市への移行によりこの協定への参加希望がある場合は、特段の事情のない限り、協定市はこれを受け入れるものとする。

(その他)

第10条 この協定は、協定市及び協定市の各機関が消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条第2項の規定により別に締結した相互応援に関する協定及び水防に係る応援に関し締結した協定等に基づく応援を排除するものではない。

第11条 この協定の締結に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項については、協定市が協議して定めるものとする。

(協定の発効)

第12条 この協定は、令和3年4月1日から効力を発生するものとする。

令和3年4月1日

松 本 市 松 本 市 長 臥 雲 義 尚

一 宮 市 一 宮 市 長 中 野 正 康

函 館 市 長	函 館 市 長	工 藤 壽 樹
旭 川 市 長	旭 川 市 長	西 川 将 人
青 森 市 長	青 森 市 長	小 野 寺 晃 彦
八 戸 市 長	八 戸 市 長	小 林 積 眞 志
秋 田 市 長	秋 田 市 長	穂 積 藤 孝 弘
山 形 市 長	山 形 市 長	佐 藤 幡 浩
福 島 市 長	福 島 市 長	木 品 川 萬 里
郡 山 市 長	郡 山 市 長	清 水 敏 男
い わ き 市 長	い わ き 市 長	高 橋 裕 明
水 戸 市 長	水 戸 市 長	谷 藤 榮 一
盛 岡 市 長	盛 岡 市 長	佐 藤 橋 善 夫
宇 都 宮 市 長	宇 都 宮 市 長	高 川 合 信
越 谷 市 長	越 谷 市 長	奥 戸 地 克 浩
川 越 市 長	川 越 市 長	松 上 秋 山 本 岡 賢 孝 雅 之 新 雄 久 正 由 康 圭 剛
船 橋 市 長	船 橋 市 長	山 富 石 森 野 村 口 藤 橋 井 根 藤 田 見 松 瀨 田 元
横 須 賀 市 長	横 須 賀 市 長	上 秋 山 富 石 森 野 村 口 藤 橋 井 根 藤 田 見 松 瀨 田 元
柏 市 長	柏 市 長	山 富 石 森 野 村 口 藤 橋 井 根 藤 田 見 松 瀨 田 元
前 橋 市 長	前 橋 市 長	山 富 石 森 野 村 口 藤 橋 井 根 藤 田 見 松 瀨 田 元
高 崎 市 長	高 崎 市 長	山 富 石 森 野 村 口 藤 橋 井 根 藤 田 見 松 瀨 田 元
八 王 子 市 長	八 王 子 市 長	山 富 石 森 野 村 口 藤 橋 井 根 藤 田 見 松 瀨 田 元
富 山 市 長	富 山 市 長	山 富 石 森 野 村 口 藤 橋 井 根 藤 田 見 松 瀨 田 元
金 沢 市 長	金 沢 市 長	山 富 石 森 野 村 口 藤 橋 井 根 藤 田 見 松 瀨 田 元
福 井 市 長	福 井 市 長	山 富 石 森 野 村 口 藤 橋 井 根 藤 田 見 松 瀨 田 元
甲 府 市 長	甲 府 市 長	山 富 石 森 野 村 口 藤 橋 井 根 藤 田 見 松 瀨 田 元
長 野 市 長	長 野 市 長	山 富 石 森 野 村 口 藤 橋 井 根 藤 田 見 松 瀨 田 元
岐 阜 市 長	岐 阜 市 長	山 富 石 森 野 村 口 藤 橋 井 根 藤 田 見 松 瀨 田 元
豊 橋 市 長	豊 橋 市 長	山 富 石 森 野 村 口 藤 橋 井 根 藤 田 見 松 瀨 田 元
岡 崎 市 長	岡 崎 市 長	山 富 石 森 野 村 口 藤 橋 井 根 藤 田 見 松 瀨 田 元
吹 田 市 長	吹 田 市 長	山 富 石 森 野 村 口 藤 橋 井 根 藤 田 見 松 瀨 田 元
高 槻 市 長	高 槻 市 長	山 富 石 森 野 村 口 藤 橋 井 根 藤 田 見 松 瀨 田 元
枚 方 市 長	枚 方 市 長	山 富 石 森 野 村 口 藤 橋 井 根 藤 田 見 松 瀨 田 元
八 尾 市 長	八 尾 市 長	山 富 石 森 野 村 口 藤 橋 井 根 藤 田 見 松 瀨 田 元
寝 屋 川 市 長	寝 屋 川 市 長	山 富 石 森 野 村 口 藤 橋 井 根 藤 田 見 松 瀨 田 元
東 大 阪 市 長	東 大 阪 市 長	山 富 石 森 野 村 口 藤 橋 井 根 藤 田 見 松 瀨 田 元
姫 路 市 長	姫 路 市 長	山 富 石 森 野 村 口 藤 橋 井 根 藤 田 見 松 瀨 田 元

和歌山市	和歌山市長	尾花正啓
大津市	大津市長	佐藤健司
豊中市	豊中市長	長内繁樹
明石市	明石市長	泉房穂
西宮市	西宮市長	石井登志郎
奈良市	奈良市長	仲川げん
尼崎市	尼崎市長	稲村和美
鳥取市	鳥取市長	深澤義彦
松江市	松江市長	松浦正敬
倉敷市	倉敷市長	伊東香織
呉市	呉市長	新原芳明
福山市	福山市長	枝広直幹
下関市	下関市長	前田晋太郎
高松市	高松市長	大西秀人
高山市	高山市長	野志克仁
高知市	高知市長	岡崎誠也
長崎市	長崎市長	田上富久
佐世保市	佐世保市長	朝長則男
大分市	大分市長	佐藤樹一郎
宮崎県	宮崎市長	戸敷正
鹿児島市	鹿児島市長	下鶴隆央
久留米市	久留米市長	大久保勉
那覇市	那覇市長	城間幹子

協定締結権者

豊田市長	豊田市長	太田稔彦
------	------	------

## 災害時における相互応援に関する協定

群馬県高崎市（以下「甲」という。）と埼玉県越谷市（以下「乙」という。）とは、災害時における甲及び乙の相互応援について、次のとおり協定する。

## （趣旨）

第1条 この協定は、災害が発生し、甲又は乙が独自では被災者救援等の応急処置が実施できない場合における甲及び乙の相互応援について、必要な事項を定めるものとする。

## （連絡体制）

第2条 甲及び乙は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当課を定め、災害が発生したときは、速やかに連絡するとともに、必要な情報を相互に交換するものとする。

## （応援の内容）

第3条 応援の内容は、次のとおりとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需物資並びにこれらの供給に必要な資器材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資器材及び物資の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- (4) 救助及び応急復旧に必要な医療職、技術職、技能職等の職員の派遣
- (5) その他被災者救援等の応急処置に必要なもの

## （応援要請の手続）

第4条 甲及び乙は、応援を受けようとするときは、次の事項を明らかにし、第2条の連絡担当課を通じて、電話、ファクシミリ等により応援を要請し、後日速やかに文書を送付するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号から第3号までに掲げる資器材、物資等の品名、規格、数量等
- (3) 前条第4号の職員の職種別人員
- (4) 応援場所及び応援場所までの経路
- (5) 応援を必要とする期間
- (6) その他応援に関し、必要な事項

## （物資の輸送等）

第5条 応援に必要な物資、資器材、職員等の輸送は、原則として応援を行う市が行うものとする。

## （経費の負担）

第6条 応援に要する経費の負担は、法令その他別に定めがあるものを除くほか、次のとおりとする。

- (1) 職員の派遣に要する経費 応援を行う市が負担
- (2) 前号に掲げるもののほか応援物資の調達その他応援に要する経費 応援を受ける市が負担

- 2 応援を受けた市が前項第2号の経費を支弁するいとまがない場合、応援を行った市は、当該経費を一時立て替えて支弁するものとする。

(情報の交換等)

第7条 甲及び乙は、この協定に基づく相互応援が円滑に行われるよう必要な情報を相互に交換するものとする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施に関し必要な事項は、甲及び乙がその都度協議して定めるものとする。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、平成7年10月19日から平成17年10月18日までとする。

- 2 前項の期間満了の1月前までに、甲又は乙いずれの側からもこの協定改定の意思表示がないときは、更に5年間有効期間を延長するものとし、以後この例による。

この協定の成立を証するため本書2通を作成し、甲乙署名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成7年10月19日

甲 群馬県高崎市高松町1番地  
高崎市  
高崎市長

乙 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号  
越谷市  
越谷市長

## 災害時における相互応援に関する協定

埼玉県越谷市（以下「甲」という。）と福島県二本松市（以下「乙」という。）とは、災害時における甲及び乙の相互応援について、次のとおり協定する。

## （趣旨）

第1条 この協定は、災害が発生し、甲又は乙が独自では被災者救援等の応急処置が実施できない場合における甲及び乙の相互応援について、必要な事項を定めるものとする。

## （連絡体制）

第2条 甲及び乙は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当課を定め、災害が発生したときは、速やかに連絡するとともに、必要な情報を相互に交換するものとする。

## （応援の内容）

第3条 応援の内容は、次のとおりとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需物資並びにこれらの供給に必要な資器材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資器材及び物資の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- (4) 救助及び応急復旧に必要な医療職、技術職、技能職等の職員の派遣
- (5) 被災者の収容施設の提供
- (6) その他被災者救援等の応急処置に必要なもの

## （応援要請の手続き）

第4条 甲及び乙は、応援を受けようとするときは、次の事項を明らかにし、第2条の連絡担当課を通じて、電話、ファクシミリ等により応援を要請し、後日速やかに文書を送付するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号から第3号までに掲げる資器材・物資等の品名、規格、数量等
- (3) 前条第4号の職員の職種別人員
- (4) 応援場所及び応援場所までの経路
- (5) 応援を必要とする期間
- (6) その他応援に関し、必要な事項

## （物資の輸送等）

第5条 応援に必要な物資、資器材、職員等の輸送は、原則として応援を行う市が行うものとする。

## （経費の負担）

第6条 応援に要する経費の負担は、法令その他別に定めがあるものを除くほか、次のとおりとする。

- (1) 職員の派遣に要する経費は、応援を行う市の負担とする。

(2) 前号に掲げるもののほか応援物資の調達その他応援に要する経費は、応援を受ける市の負担とする。

2 応援を受けた市が前項第2号の経費を支弁するいとまがない場合、応援を行った市は、当該経費を一時立て替えて支弁するものとする。

(情報の交換等)

第7条 甲及び乙は、この協定に基づく相互応援が円滑に行われるよう必要な情報を相互に交換するものとする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施に関し必要な事項は、甲及び乙がその都度協議して定めるものとする。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、平成8年7月2日から平成9年7月1日までとする。

2 前項の期間満了の3月前までに、甲又は乙いずれの側からもこの協定改定の意思表示がないときは、更に1年間有効期間を延長するものとし、以後この例による。

この協定の成立を証するため本書2通を作成し、甲乙署名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成8年7月2日

甲 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号  
越谷市  
越谷市長

乙 福島県二本松市金色403番地の1  
二本松市  
二本松市長

## 災害時における埼玉県内市町村間の相互応援に関する基本協定

## (目的)

第1条 この協定は、埼玉県内の地域に災害対策基本法(昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。)第2条第1号に規定する災害(以下「災害」という。)が発生し、被災市町村のみでは十分な応急対策及び復旧対策を実施することができない場合において、災対法第67条第1項による市町村相互の応援が迅速かつ円滑に実施されるよう、埼玉県内の全ての市町村が相互に協力することを確認し、相互応援に関する基本的な事項を定める。

## (応援の種類)

第2条 この協定による応援の種類は次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 食料、生活必需品並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両、舟艇等の提供
- (4) 救助及び応急復旧に必要な医療職、技術職、技能職等の職員の派遣
- (5) 被災者の一時収容のための施設の提供
- (6) 被災傷病者の受入れ
- (7) 遺体の火葬のための施設の提供
- (8) ボランティア受付及び活動調整
- (9) 被災児童及び生徒の応急教育の受入れ
- (10) 前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

## (応援要請の手続き)

第3条 被災市町村の長は、単一の他の市町村の長に応援を要請しようとする場合には、次の各号に掲げる事項を明らかにして電話等により応援を要請する。

- (1) 被害の状況
- (2) 応援の種類
- (3) 応援の具体的な内容及び必要量
- (4) 応援を希望する期間
- (5) 応援場所及び応援場所への経路
- (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

2 被災市町村の長は、複数の市町村の長に同時に応援を要請しようとする場合には、前項に掲げる事項を明らかにして電話等により埼玉県知事(以下「知事」という。)に対し応援要請の依頼を行い、知事は、他の市町村の長に対して速やかに要請内容を伝達する。

3 被災市町村の長は、応援する市町村の長に対し、速やかに要請文書を提出する。



(応援の実施)

第4条 前条第1項の規定により応援要請を受けた市町村の長は、応援の内容を電話等により要請した被災市町村の長及び知事に連絡し、応援を実施する。ただし、特別な事情により応援できない場合は、その旨を直ちに電話等により連絡する。

2 前条第2項の規定により要請内容の伝達を受けた市町村の長は、受諾の可否を速やかに決定し、応援の可否及び応援を実施する場合は、その内容を知事に対し電話等により連絡するとともに応援を実施する。

(応援の調整)

第5条 知事は、前2条に定める相互応援が迅速かつ円滑に実施されるよう応援の調整を行うことができる。

(情報の交換等)

第6条 市町村は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、必要な情報等を相互に交換するとともに、平常時から応援の受入れ体制の整備に努める。

(その他)

第7条 この協定は、埼玉県広域消防相互応援協定のほか、市町村間の相互応援に関する他の協定を妨げない。

2 この協定の実施に関して必要な事項については、その都度協議して定める。

附則

1 この協定は、平成19年5月1日から施行する。

2 この協定の成立は、埼玉県知事及び県内全市町村長の同意書をもって証する。

平成19年5月1日

## 災害時の相互応援に関する実施要領

### 1 定義

この要領において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害であり、地震、津波、暴風、豪雨等の異常な自然現象だけではなく、航空機の墜落、列車衝突転覆等の大規模事故による被害も含む。

### 2 県、市町村の連絡先

災害時の市町村間の相互応援が迅速かつ円滑に実施されるよう、県は、年度当初に「県及び市町村の勤務時間及び勤務時間外の連絡先一覧」を作成し、市町村に配布する。

### 3 応援手続き

#### (1) 単一の市町村に要請する場合（協定第3条第1項）

##### ① 要請

被災市町村は、災害時相互応援連絡表（様式1）に必要事項を記入し、応援を要請する市町村に県防災行政無線若しくは NTT 回線のファックスで送付し、送付したことを電話で連絡する。

##### ② 応援の可否の連絡

要請を受けた市町村は、応援の可否を被災市町村に県防災行政無線若しくは NTT 回線で回答する。

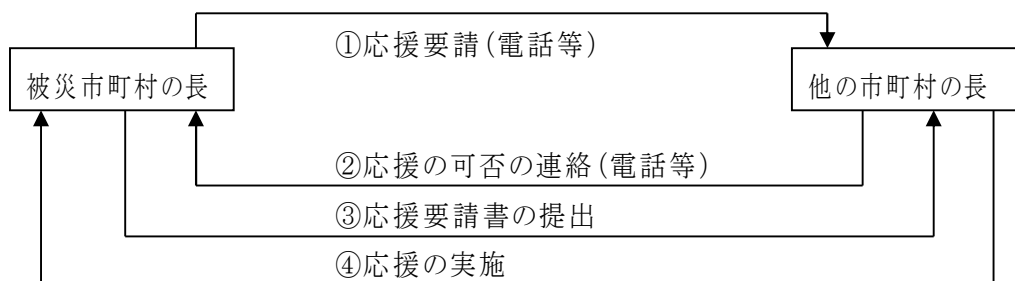
あわせて、受信した様式1に可能な応援を加除して、県防災行政無線若しくは NTT 回線のファックスで送付する。

##### ③ 依頼文書の提出

被災市町村は、受信した様式1を添付して、応援を実施する市町村に応援要請書（様式3）を送付する。

##### ④ 応援の実施

応援を実施する市町村は、様式3の応援を実施する。



(2) 複数市町村に同時に応援を要請する場合（協定第3条第2項）

① 要請

被災市町村は、災害時相互応援連絡表（様式2）に必要事項を記入し、県に県防災行政無線若しくはNTT回線のファックスで送付し、送付したことを電話で連絡する。

② 要請伝達

県は、様式2を県防災行政無線の一斉FAXで全市町村に送信する。

③ 応援の可否の連絡（電話等）

受信した市町村は、応援の可否を検討する。応援ができない市町村はその旨を、応援が可能な市町村は、様式2を加除し、応援が可能な内容を県に県防災行政無線若しくはNTT回線で回答する。

④ 連絡

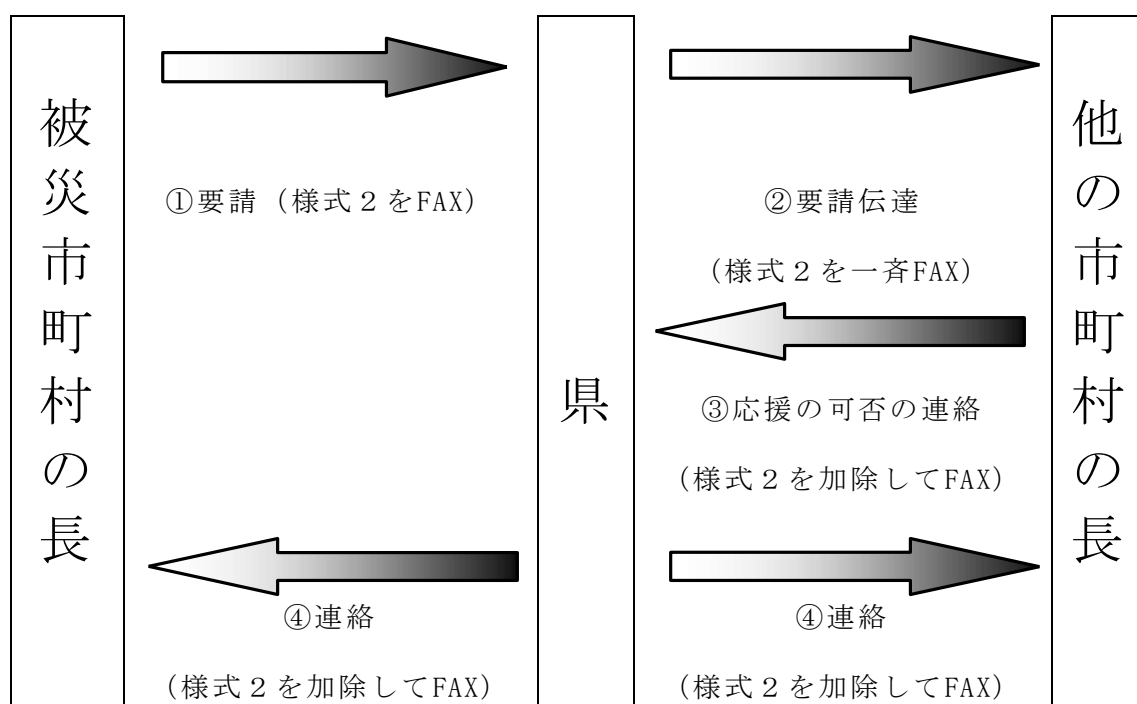
県は、提出された様式2を確認して、必要な調整を行う。県は、調整した内容を様式2に記載して、応援が可能な市町村及び被災市町村に県防災行政無線若しくはNTT回線で送付する。

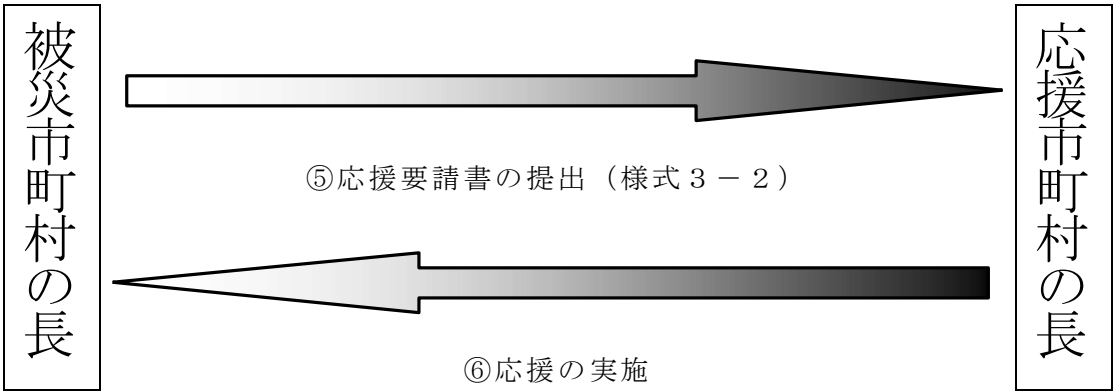
⑤ 応援要請書の提出

被災市町村は、県から受信した様式2を添付して、応援を実施する市町村に応援要請書（様式3-2）を送付する。

⑥ 応援の実施

応援市町村は、様式3-2の応援を実施する。





様式1 (応援要請・個別の場合 直接応援市町村へ)

## 災害時相互応援連絡表

要請側市町村 連絡者	埼 玉 県 連 絡 者	応援側市町村 連絡者
担当課 氏名 電話 FAX	担当課 氏名 電話 FAX	担当課 氏名 電話 FAX

次のとおり応援を要請（実施）します。

要請市町村	
応援市町村	
要 請 日 時	年 月 日 (午前・午後 時 分)
被害の状況	
応援の内容	① 被災市町村は、要請する応援の種類・応援の具体的な内容及び必要量を具体的に記入する。 必要に応じて別葉とすること。 ② 受信した市町村は、応援の可否を判断して、応援できる内容・数量を書き加え、被災市町村に返信する。
応援希望時期	
応援場所	
応援経路	
その他 必要事項	

## 災害時相互応援連絡表

要請側市町村 連絡者	埼 玉 県 連 絡 者	応援側市町村 連絡者
担当課 氏名 電話 FAX	担当課 氏名 電話 FAX	担当課 氏名 電話 FAX

次のとおり応援を要請（受諾）します。

要請市町村	
応援市町村	
要 請 日 時	年    月    日（午前・午後    時    分）
被害の状況	
応援の内容	① 被災市町村は、要請する応援の種類・応援の具体的な内容及び必要量を具体的に記入する。 必要に応じて別葉すること。 ② 受信した市町村は、応援の可否を判断して、応援できる内容・数量を書き加え、県に返信する。
応援希望時期	
応援場所	
応援経路	
その他 必要事項	

様式 3 (応援要請書)

文 書 番 号  
年 月 日

応援要請書

市町村長 様

市町村長

災害時における埼玉県内市町村間の相互応援に関する基本協定第 3 条第 1 項に基づき、別添様式 1 のとおり応援を要請します。

様式 3 - 2 (応援要請書)

文 書 番 号  
年 月 日

応援要請書

市町村長 様

市町村長

災害時における埼玉県内市町村間の相互応援に関する基本協定第 3 条第 2 項に基づき、別添様式 2 のとおり応援を要請します。

## 災害に対する相互応援及び協力に関する協定

草加市、越谷市、八潮市、三郷市、吉川市及び松伏町（以下「5市1町」という。）は、災害に対する相互応援及び協力について、次のとおり協定する。

### （趣旨）

第1条 この協定は、大規模な災害が発生した場合における5市1町の相互応援及び協力（以下「応援」という。）を円滑に遂行するために必要な事項を定めるものとする。

### （連絡体制）

第2条 5市1町の応援に関する連絡担当課は、別表のとおりとし、この協定が災害時において有効に機能するよう平常時より連絡を密にとり、災害が発生した場合は、速やかに連絡するとともに、必要な情報を相互に交換するものとする。

### （応援の内容）

第3条 応援の内容は、次のとおりとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需物資並びにこれらの供給に必要な資器材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資器材及び物資の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- (4) 救助及び応急復旧に必要な医療職、技術職、技能職等の職員の派遣
- (5) ボランティアのあっせん
- (6) 被災者に対する避難所及び避難場所の相互利用
- (7) ごみ及びし尿の処理
- (8) その他被災者救援等に必要なもの

### （応援要請の手続き）

第4条 5市1町は、応援を要請するときは、次の事項を明らかにし、第2条の連絡担当課を通じて、電話、ファクシミリ等により応援を要請し、後日速やかに文書を送付するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号から第3号までに掲げる資器材、物資等の品名、規格、数量等
- (3) 前条第4号の職員の職種別人員
- (4) 応援場所及び応援場所までの経路
- (5) 応援を必要とする期間
- (6) その他応援に関し必要な事項

### （物資等の輸送）

第5条 応援に必要な物資、資器材、職員等の輸送は、原則として応援を行う市又は町（以下「応援市町」という。）が行うものとする。

### （経費の負担）

第6条 応援に要する経費の負担は、法令その他別に定めがあるものを除くほか、次のとおりとする。



(1) 職員の派遣に要する経費は、応援市町が負担するものとする。

(2) 前号に掲げるもののほか応援物資の調達その他応援に要する経費は、原則として応援を要請した市又は町（以下「要請市町」という。）が負担するものとする。

2 要請市町が前項第2号の経費を支弁するいとまがない場合、応援市町は、当該経費を一時立て替えて支弁するものとする。

（協議）

第7条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施に関し必要な事項については、5市1町がその都度協議して定めるものとする。

（適用）

第8条 この協定は、平成8年8月23日から適用する。

この協定の成立を証するため、本書6通を作成し、当事者署名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成8年8月23日

草加市高砂一丁目1番1号  
草加市  
草加市長

越谷市越ヶ谷四丁目2番1号  
越谷市  
越谷市長

八潮市中央一丁目2番地1  
八潮市  
八潮市長

三郷市花和田648番地1  
三郷市  
三郷市長

吉川市大字関20番地  
吉川市  
吉川市長

北葛飾郡松伏町大字松伏2424番地  
松伏町  
松伏町長

災害時における避難場所相互利用に関する協定

越谷市（以下「甲」という。）とさいたま市（以下「乙」という。）は、災害時における甲及び乙の指定する避難場所の相互利用について次のとおり協定する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害が発生し、市民が緊急に避難をする必要が生じた場合、甲及び乙の指定する避難場所の相互利用について必要な事項を定めるものとする。

（連絡体制）

第2条 甲及び乙は、あらかじめ避難場所の相互利用に関する連絡担当課を別表のとおりとし、災害が発生し、市民が緊急に避難をする必要が生じた場合は、速やかに連絡するとともに必要な情報を交換するものとする。

（相互利用する避難場所の範囲）

第3条 甲及び乙の市民は、災害時において緊急に避難をする必要が生じた場合、甲及び乙の指定するすべての避難場所を利用することができる。

（被災者への救護等）

第4条 甲及び乙が管理する避難場所に避難している甲及び乙の市民に対して、すべて同等に救護活動等を行うものとする。

（経費の負担）

第5条 第4条の規定に基づき、甲及び乙が救護活動等を実施した場合、当該避難場所を管理する市は、当該市民が居住する市に対し、経費の負担を請求することができる。

（情報、意見の交換）

第6条 甲及び乙は、この協定に基づく避難場所の相互利用が円滑に行われるよう必要な情報及び意見を交換するものとする。

（協議）

第7条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施に関し、必要な事項は、甲及び乙がその都度協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成8年12月11日

甲 越谷市越ヶ谷四丁目2番1号  
越谷市  
市長

乙 さいたま浦和区常盤六丁目4番4号  
さいたま市  
市長

## 災害時における避難場所相互利用に関する協定

越谷市（以下「甲」という。）と春日部市（以下「乙」という。）は、災害時における甲及び乙の指定する避難場所の相互利用について次のとおり協定する。

## （趣旨）

第1条 この協定は、災害が発生し、市民が緊急に避難をする必要が生じた場合、甲及び乙の指定する避難場所の相互利用について必要な事項を定めるものとする。

## （連絡体制）

第2条 甲及び乙は、あらかじめ避難場所の相互利用に関する連絡担当課を別に定め、災害が発生し、市民が緊急に避難をする必要が生じた場合は、速やかに連絡するとともに必要な情報を交換するものとする。

## （相互利用する避難場所の範囲）

第3条 甲及び乙の市民は、災害時において緊急に避難をする必要が生じた場合、甲及び乙の指定するすべての避難場所を利用することができる。

## （被災者への救護等）

第4条 甲及び乙が管理する避難場所に避難している甲及び乙の市民に対して、すべて同等に救護活動等を行うものとする。

## （経費の負担）

第5条 前条の規定に基づき、甲及び乙が救護活動等を実施した場合、当該避難場所を管理する市は、当該市民が居住する市に対し、経費の負担を請求することができる。

## （情報、意見の交換）

第6条 甲及び乙は、この協定に基づく避難場所の相互利用が円滑に行われるよう必要な情報及び意見を交換するものとする。

## （協議）

第7条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施に関し、必要な事項は、甲及び乙がその都度協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成18年1月27日

甲 越谷市越ヶ谷四丁目2番1号  
越谷市  
市長

乙 春日部市中央六丁目2番地  
春日部市  
市長

資料34 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準について  
【本編関連箇所：2-3-7-3】

災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準

（平成13年埼玉県告示第393号）最終改正：令和2年2月28日告示第133号

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与する。	（基本額） 避難所設置費 1人1日当たり 330円以内  （加算額） 冬季 別に定める額を加算 高齢者等の要配慮者等に供与する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から7日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	1 規格：応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定 2 限度額：1戸当たり5,714,000円以内 3 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる（規模、費用は別に定めるところによる）	災害発生の日から20日以内着工	1 平均1戸当たり29.7㎡、2,530,000円以内であればよい。 2 数人以上の高齢者等の要配慮者に供与する応急仮設住宅を設置できる。 3 供与期間 最高2年以内 4 民間賃貸住宅の借り上げによる設置を対象とする。
炊き出しその他による食品の給与	1 避難所に収容された者 2 全半壊（焼）、流失、床上浸水で炊事できない者	1 1人1日あたり1,160円以内	災害発生の日から7日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 （1食は1/3日）
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者（飲料水及び炊事のための水であること。）	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内	輸送費、人件費は別途計上

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考					
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊（焼）、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、又は毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季(4～9月)冬季(10～3月)の季別は災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内	災害発生の日から10日以内	1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること					
		区分	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算	
		全壊 全焼 流失	夏	18,800	24,200	35,800	42,800	54,200	7,900
			冬	31,200	40,400	56,200	65,700	82,700	11,400
		半壊 半焼 床上浸水	夏	6,100	8,300	12,400	15,100	19,000	2,600
冬	10,000		13,000	18,400	21,900	27,600	3,600		
医 療	医療の途を失った者（応急の処置）	1 救護班…使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所…社会保険診療報酬の額以内 3 施術者協定料金の額以内	災害発生の日から14日以内	患者等の移送費は、別途計上					
助 産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者（出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者）	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産婦による場合は、慣行料金の100分の80以内の額	分べんした日から7日以内	妊婦等の移送費は、別途計上					
災害にかかった者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内	1 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う。 2 輸送費、人件費は、別途計上					
災害にかかった住宅の応急修理	住家が半壊（焼）し、自らの資力により応急修理をすることができない者 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要な最小限度の部分 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 300,000円以内 上記に掲げる世帯以外の世帯 595,000円以内	災害発生の日から1ヵ月以内						

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
学用品の給与	住家の全壊（焼） 流失、半壊（焼） 又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損し、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒（特別支援学校の小学部児童及び中学部生徒も含む。）及び高等学校等生徒	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は次の金額以内 小学校児童 4,500円 中学校生徒 4,800円 高等学校等生徒 5,200円	災害発生の日から（教科書） 1ヵ月以内 （文房具及び通学用品） 15日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。 ※ 高等学校等生徒とは、高等学校、中等教育学校の後期過程（定時制の課程及び通信制の課程を含む）のほか、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。
埋 葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1体当たり 大人（12歳以上） 215,200円以内 小人（12歳未満） 172,000円以内	災害発生の日から 10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の搜索	行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から 10日以内	1 輸送費、人件費は、別途計上 2 災害発生後3日を経過したものは一応死亡した者と推定している。
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）をする。	（洗浄、消毒等） 1体当たり3,500円以内 - 既存建物借上費 通常の実費 既存建物以外 1体当たり 5,400円以内 - 検案 救護班以外は慣行料金	災害発生の日から 10日以内	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	1世帯当たり 137,900円以内	災害発生の日から 10日以内	

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
輸送費及び賃金職員等雇上費	1 被災者の避難 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の捜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
	範 囲	費用の限度額	期 間	備 考
実費弁償	災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者	1人1日当たり 医師、歯科医師 21,500円以内 薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技師、歯科衛生士 15,000円以内 保健師、助産師、看護師、准看護師 15,500円以内 土木技術、建築技術者 15,100円以内 救急救命士 14,700円以内 大工 21,300円以内 左官 26,500円以内 とび職 26,400円以内	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額

※この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事は、厚生労働大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

## 救助の特例等申請様式

- (1) 申請は、当該救助種類の期間の満了する日の前日までにとりあえず電話又はFAX等で行い事後すみやかに書面申請すること。
- (2) 申請書の日付は、電話又はFAX等で申請した日とし、申請書及び承認書並びに聴取書等の関係書類は整理保管しておくこと。
- (3) 救助の種類毎の特例申請は、次のとおりでその内容については、「災害救助の実務」(通称赤本)を参照すること。
- (4) 前項の特例は、厚生労働大臣の承認を得て通知するものであるから真にやむを得ない場合にのみ申請すること。

## 様式1

第 号  
令和 年 月 日

埼玉県知事様

市町村長名 印

## 避難所開設期間の延長承認申請書

月 日 地方に発生した による 害は、その被害が極めて甚大であって、り災者の被害は深刻を極めて、避難所の開設期間である 日間では、避難所を閉鎖し自宅に復帰させることが困難な実情にありますので、次のとおり開設期間の延長を御承認下さるよう申請します。

## 記

- 1 延長を要する期間
- 2 期間の延長を要する具体的理由
- 3 期間の延長を要する避難所ごとの収容人員
- 4 その他



様式2

第 号

令和 年 月 日

埼 玉 県 知 事 様

市町村長名 印

### 応急仮設住宅設置戸数限度の引上げ承認申請書

月 日 地方を襲った による 害は、その被害が極めて大きく、り災者の実情は深刻の様相を増し、加えて住民の経済能力、住宅事情等も極めて悪く、基準の設置戸数のみでは、低所得者の保護の万全を期することが困難な実情でありますので、次のとおり設置戸数の限度を引上げられたく、事情御賢察の上御承認下さるよう申請します。

#### 記

- 1 設置戸数の引上げ数 ((1)-(2))
  - (1) 設置戸数の総数 戸
  - (2) 設置基準戸数 戸 (全壊(焼)、流失世帯 戸×30%)
- 2 設置戸数の引上げを要する具体的理由
- 3 全壊(焼)、流失世帯に対する住宅復旧計画
- 4 応急仮設住宅に収容を要する者の名簿
- 5 その他

様式3

第 号

令和 年 月 日

埼 玉 県 知 事 様

市町村長名 印

### 応急仮設住宅着工期間の延長承認申請書

月 日 地方に発生した による 害は、その被害が極めて甚大であって、応急仮設住宅の着工期間である20日間では、着工が困難な実情にありますので、次のとおり着工期間の延長を御承認下さるよう申請します。

#### 記

- 1 延長を要する期間
- 2 期間の延長を要する具体的理由
- 3 期間の延長を要する地区ごとの応急仮設住宅の設置戸数
- 4 その他

様式4

第 号

令和 年 月 日

埼 玉 県 知 事 様

市町村長名 印

### 炊出し期間の延長承認申請書

月 日 地方を襲った による 害は、その被害が極めて甚大であって、り災者の被害は深刻を極め炊出し期間である 日間では炊出しを打切り自宅炊事に切換えることが極めて困難でありますので、次のとおり炊出し期間の延長を御承認下さるよう申請します。

#### 記

- 1 延長を要する期間
- 2 期間の延長を要する具体的理由
- 3 期間の延長を要する炊出所ごとの給与人員
- 4 その他

様式5

第 号

令和 年 月 日

埼 玉 県 知 事 様

市町村長名 印

### 飲料水供給期間の延長承認申請書

月 日 地方を襲った による 害は、その被害が極めて甚大であって、り災者の被害は深刻を極め飲料水の供給期間である 日間では供給を打切ることが極めて困難でありますので、次のとおり期間の延長を御承認下さるよう申請します。

#### 記

- 1 延長を要する期間
- 2 期間の延長を要する具体的理由
- 3 期間の延長を要する地区ごとの供給人員
- 4 その他

様式6

第 号

令和 年 月 日

埼 玉 県 知 事 様

市町村長名 印

被服寝具生活必需品の給与の季別変更承認申請書

月 日 地方を襲った による 害は、その被害が甚大であ  
って、り災者の被害は深刻を極め、夏季の基準ではこの冬をしのぎ得ない実情にあり  
ますので、次のとおり冬季基準に変更願いたく御承認下さるよう申請します。

記

1 冬季基準を適用すべき数

被 害 別	被 害 数		季別の変更を要する数		備 考
	世 帯 数	人 員	世 帯 数	人 員	
全壊(焼)流失					
半壊(焼)床上浸 水					
計					

- 2 季別の変更を要する具体的理由
- 3 変更額と夏季基準額との差額概算
- 4 義援金品等の状況

様式7

第 号

令和 年 月 日

埼 玉 県 知 事 様

市町村長名 印

被服寝具生活必需品の給与限度額の変更承認申請書

月 日 地方に発生した による 害は、その被害が極めて  
大きく、り災者の被害状況は極めて深刻でありまして基準額ではこの冬をしのぎ得ない  
実情にありますので、次のとおり限度額を引上げられたく事情御賢察のうえ御承認  
下さるよう申請します。

記

- 1 変更を要する限度額
- 2 変更を要する具体的理由
- 3 変更を要する地区ごとの世帯数
- 4 変更額と基準額の差額概算
- 5 その他

様式8

第 号

令和 年 月 日

埼 玉 県 知 事 様

市町村長名 印

被服、寝具生活必需品の給与期間の延長承認申請書

月 日 地方に発生した による 害は、その被害が甚大であって、給与期間である 日間では給与することが困難でありますので次のとおり給与期間の延長を御承認下さるよう申請します。

記

- 1 延長を要する期間
- 2 期間の延長を要する具体的理由
- 3 期間の延長を要する地区ごとの世帯数
- 4 その他

様式9

第 号

令和 年 月 日

埼 玉 県 知 事 様

市町村長名 印

医療期間の延長承認申請書

月 日 地方を襲った による 害は、その被害が極めて甚大であって、り災者の被害は深刻を極め医療期間である 日間では医療を打切ることが困難な実情でありますので次のとおり医療期間の延長を御承認下さるよう申請します。

記

- 1 延長を要する期間
- 2 期間の延長を要する具体的理由
- 3 期間の延長を要する地区又は医療機関ごとの患者数
- 4 その他

様式10

第 号  
令和 年 月 日

埼 玉 県 知 事 様

市町村長名 印

### 助産期間の延長承認申請書

月 日 地方を襲った による 害は、その被害が極めて甚大であって、り災者の被害は深刻を極め助産期間である分べんの日から 日間では、助産を打切ることが困難な実情にありますので次のとおり助産期間の延長を御承認下さるよう申請します。

#### 記

- 1 延長を要する期間
- 2 期間の延長を要する具体的理由
- 3 期間の延長を要する地区または助産機関ごとの助産を要する人員

様式11

第 号  
令和 年 月 日

埼 玉 県 知 事 様

市町村長名 印

### 災害にかかった者の救出期間の延長承認申請書

月 日 地方を襲った による 害は、その被害が極めて甚大であり、救出期間である 日間では救出が困難な状態にありますので、次のとおり救出期間の延長を御承認下さるよう申請します。

#### 記

- 1 延長を要する期間
- 2 期間の延長を要する具体的理由
- 3 期間の延長によって救出されるべき人員及びその状況
- 4 その他

第 号  
令和 年 月 日

埼 玉 県 知 事 様

市町村長名 印

住宅の応急修理戸数限度の引上げ承認申請書

月 日 地方を襲った による 害は、その被害規模が極めて大きく、り災者の実情は深刻の様相を増し、加えて住民の経済能力、住宅事情等も極めて悪く、基準の修理戸数のみでは、人心の安定を図り、り災者の保護の万全を期することが困難な実情にありますので次のとおり修理戸数の限度引上げを御承認下さるよう申請します。

記

- 1 修理戸数の引上げ数 ((1)-(2)) 戸
  - (1) 修理戸数の総数 戸
  - (2) 修理基準戸数 戸 (半壊(焼)世帯 戸×30%)
- 2 修理戸数の引上げを要する具体的理由
- 3 半壊(焼)世帯に対する応急修理計画
- 4 応急修理対象者名簿
- 5 その他

第 号  
令和 年 月 日

埼 玉 県 知 事 様

市町村長名 印

住宅の応急修理期間の延長承認申請書

月 日 地方に発生した による 害は、その被害が極めて甚大であって、応急修理期間である1ヶ月間では、修理が困難な実情にありますので、次のとおり修理期間の延長を御承認下さるよう申請します。

記

- 1 延長を要する期間
- 2 期間の延長を要する具体的理由
- 3 期間の延長を要する地区ごとの応急修理戸数
- 4 その他

様式14

第 号  
令和 年 月 日

埼 玉 県 知 事 様

市町村長名 印

生業資金貸与世帯数限度の引上げ承認申請書

月 日 地方を襲った による 害は、その被害が極めて大きく、かつ、り災者の経済能力も悪く、基準の貸与世帯数では人心の安定を図り、り災者の保護の万全を期することが困難な実情にありますので、次のとおり貸与世帯数の限度引上げを御承認下さるよう申請します。

記

- 1 引上げを要する貸与世帯数 ((1)-(2)) 世帯  
(1) 貸与世帯数の総数 世帯  
(2) 貸与基準世帯数 世帯 (全壊(焼)、流身世帯 戸×25%)
- 2 貸与世帯の引上げを要する具体的理由
- 3 他の貸付金制度による貸付との関連
- 4 その他

様式15

第 号  
令和 年 月 日

埼 玉 県 知 事 様

市町村長名 印

生業資金貸与期間の延長承認申請書

月 日の による被害は、極めて甚大であって生業資金の貸与期間である1月間(先般承認を得た日の延長期間)ではその貸与を終了することができませんので、次のとおり貸与期間の延長を御承認下さるよう申請します。

記

- 1 延長を要する期間
- 2 期間の延長を要する具体的理由
- 3 期間の延長を要する地区ごとの世帯数
- 4 その他

様式16

第 号

令和 年 月 日

埼 玉 県 知 事 様

市町村長名 印

学用品給与期間の延長承認申請書

月 日の による被害は、極めて甚大であって、基準で示された教科書（文房具及び通学用品）の給与期間 間では、給与が終了いたしかねますので、次のとおり、給与期間の延長を御承認下さるよう申請します。

記

- 1 延長を要する期間
- 2 期間の延長を要する具体的理由
- 3 期間の延長を要する地区又は学校ごとの児童生徒数
- 4 その他

様式17

第 号

令和 年 月 日

埼 玉 県 知 事 様

市町村長名 印

埋葬期間の延長承認申請書

月 日 地方を襲った による 害は、その被害規模が極めて甚大であり、埋葬期間である 日間では埋葬を打切ることが困難な実情にありますので、次のとおり埋葬期間の延長を御承認下さるよう申請します。

記

- 1 延長を要する期間
- 2 期間の延長を要する具体的理由
- 3 期間の延長を要する地区ごとの埋葬を要する死体数
- 4 その他



様式18

第 号  
令和 年 月 日

埼 玉 県 知 事 様

市町村長名 印

死体の搜索期間の延長承認申請書

月 日 地方を襲った による 害は、その被害規模が極めて甚大であり、搜索期間である 日間では搜索を打切ることが困難な実情にありますので、次のとおり搜索期間の延長を御承認下さるよう申請します。

記

- 1 延長を要する期間
- 2 期間の延長を要する具体的理由
- 3 期間を延長することによって搜索されるべき死体数
- 4 その他

様式19

第 号  
令和 年 月 日

埼 玉 県 知 事 様

市町村長名 印

死体処理期間の延長承認申請書

月 日 地方を襲った による 害は、その被害規模が極めて甚大であり、死体処理期間である 日間では、死体の処理を打切ることが困難な実情にありますので、次のとおり処理期間の延長を御承認下さるよう申請します。

記

- 1 延長を要する期間
- 2 期間の延長を要する具体的理由
- 3 期間を延長することによって処理されるべき死体数
- 4 その他

様式20

第 号  
令和 年 月 日

埼 玉 県 知 事 様

市町村長名 印

### 障害物除去戸数の限度引上げ承認申請書

月 日 地方を襲った による被害は極めて大きく特に障害物の流入が甚だしく加えて住民の経済能力等も悪く基準の除去戸数のみでは、り災者の保護の万全を期することが困難な実情にありますので、次のとおり除去戸数の限度引上げを御承認下さるよう申請します。

#### 記

- 1 障害物除去戸数の引上げ数 ((1)-(2)) 戸  
(1) 除去戸数の総数 戸  
(2) 除去基準戸数 戸 (半壊、床上浸水世帯 戸×15%)
- 2 除去戸数の引上げを要する具体的理由
- 3 障害物の除去対象者名簿
- 4 その他

様式21

第 号  
令和 年 月 日

埼 玉 県 知 事 様

市町村長名 印

### 障害物除去期間の延長承認申請書

月 日 地方を襲った による被害は極めて大きく特に障害物の流入が甚だしく除去期間である 日間では、除去が困難な実情にありますので、次のとおり除去期間の延長を御承認下さるよう申請します。

#### 記

- 1 延長を要する期間
- 2 期間の延長を要する具体的理由
- 3 期間の延長を要する地区ごとの除去戸数
- 4 その他

様式22

第 号  
令和 年 月 日

埼 玉 県 知 事 様

市町村長名 印

### 輸送の特例承認申請書

月 日発生した による被害は極めて大きく、次のとおり輸送を実施する必要がありますので御承認下されたく申請します。

#### 記

- 1 輸送を要する救助の種類及び輸送する物資等の内容
- 2 輸送区間又は距離
- 3 輸送を要する物資等の数量又は積載台数
- 4 輸送を実施しようとする期間
- 5 輸送のために必要とする経費の内容及び金額
- 6 輸送を要する具体的理由
- 7 その他

様式23

第 号  
令和 年 月 日

埼 玉 県 知 事 様

市町村長名 印

### 輸送期間の延長承認申請書

月 日発生した による被害は極めて大きく、次のとおり輸送期間の延長を必要とするので、御承認下されたく申請します。

#### 記

- 1 延長を要する期間
- 2 輸送目的又は輸送物資等の品名
- 3 輸送区間又は距離
- 4 輸送物資（人員）の数量又は積載台数
- 5 輸送のために必要とする経費の内容及び金額
- 6 期間の延長を要する具体的理由
- 7 その他

様式24

第 号  
令和 年 月 日

埼 玉 県 知 事 様

市町村長名 印

人夫の雇上げの特例承認申請書

月 日発生した による被害は、極めて大きく次のとおり人夫の雇上げをする必要がありますので御承認下されたく申請します。

記

- 1 人夫の雇上げを要する目的又は救助の種類
- 2 人夫の所要人員
- 3 雇上げを要する期間
- 4 人夫の雇上げに要する経費
- 5 人夫の雇上げを要する具体的理由
- 6 その他

様式25

第 号  
令和 年 月 日

埼 玉 県 知 事 様

市町村長名 印

人夫雇上げ期間の延長承認申請書

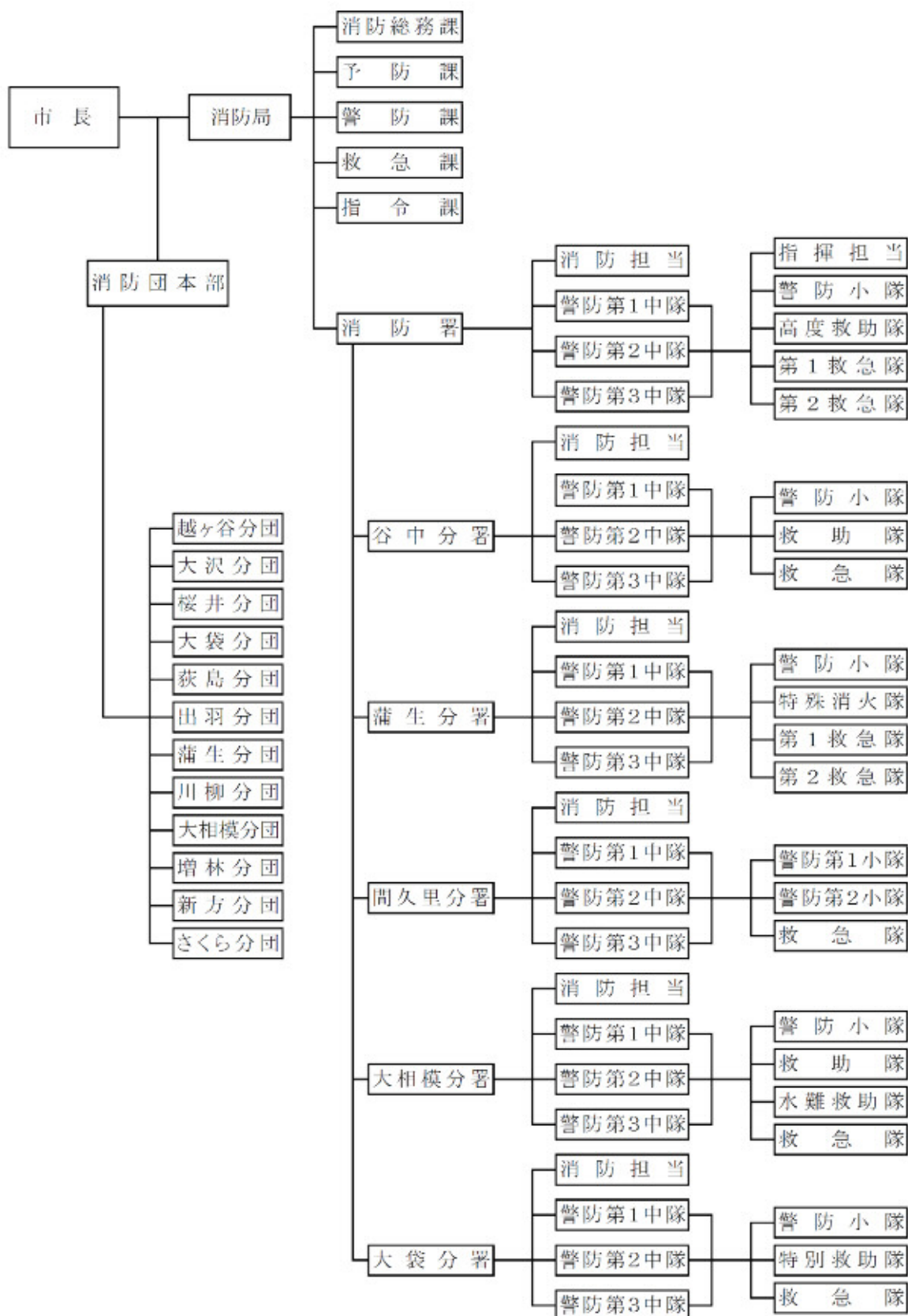
月 日発生した による被害は、極めて大きく、次のとおり人夫の雇上げ期間の延長を必要とするので、御承認下されたく申請します。

記

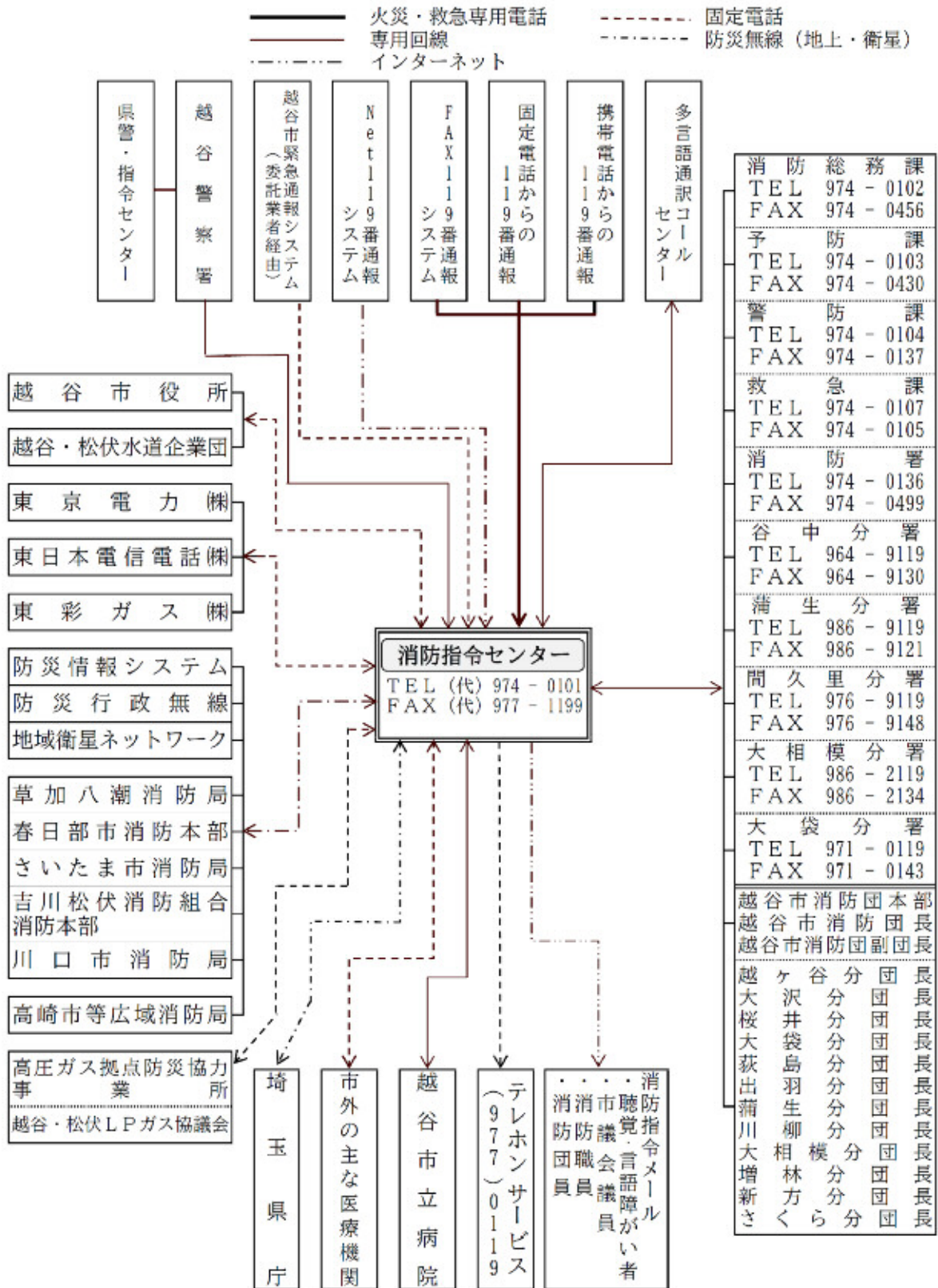
- 1 延長を要する期間
- 2 人夫の雇上げの目的又は救助の種類
- 3 雇上げの人員
- 4 使用場所
- 5 期間の延長を要する具体的理由
- 6 その他

消防機構図

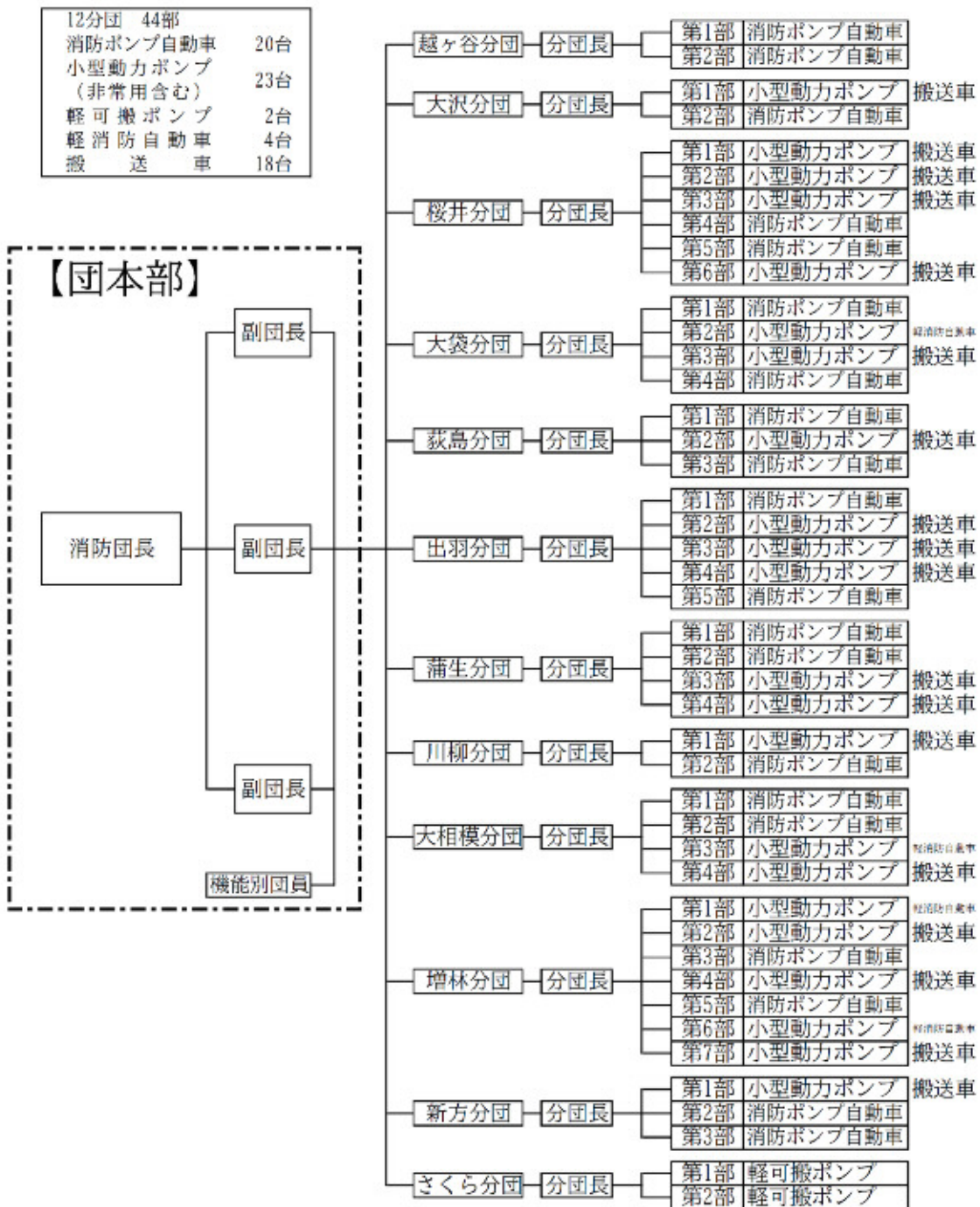
令和3年4月1日現在



令和3年4月1日現在



令和3年4月1日現在





令和4年1月現在

No	医療機関名	診療科目	電話番号	住所
1	けやきクリニック	内科・外科	969-2525	宮本町 3-63-1
2	アオキクリニック	内科・精神科(認知症外来のみ)・心療内科	962-5560	瓦曾根 2-9-20
3	青木耳鼻咽喉科	耳鼻咽喉科	971-4933	北越谷 2-19-5
4	あおき整形外科	整形外科・リハビリテーション科	954-4000	千間台東 1-4-1
5	秋山内科小児科医院	小児科・アレルギー科(小児のみ)・内科・糖尿病科	999-6619	南越谷 4丁目 1-17
6	医療法人社団晴光会 ひまわりクリニック	内科・消化器科・リハビリテーション科・整形外科・小児科	990-8801	蒲生旭町 7-21
7	医療法人敬愛会 リハビリテーション天草 病院	内科・神経内科・リハビリテーション科・整形外科・歯科	974-1171	平方 343-1
8	南越谷メンタルクリニック	心療内科・精神科	990-6636	南越谷 4-13-12 2F
9	いいやま泌尿器科	泌尿器科	960-7511	弥生町 17-1 越谷ツインシティA シティ305-3
10	医療法人社団温和会 石川医院	内科・循環器科・消化器科・小児科	976-4900	北越谷 2-20-11
11	医療法人社団 石川 医院	内科・胃腸科・小児科・アレルギー科	962-3370	越ヶ谷 2-3-20
12	医療法人社団 石川 眼科	眼科	966-4123	越ヶ谷 2-3-21
13	乳腺レディースクリニック 越谷	乳腺外来	988-5550	南越谷 1-19-2 アバンセ南越谷 5階
14	医療法人社団明輝会 こしがや眼科クリニック	眼科	967-6888	赤山町 2-29-3 イハシ 第3ビル 1階
15	医療法人社団 蒲生東診療所	内科・小児科・リハビリテーション科	986-7500	蒲生東町 7-32
16	医療法人社団 南越谷内科クリニック	内科・小児科・リウマチ科	989-0006	南越谷 1-6-62
17	医療法人純心会 市川胃腸科外科病院	内科・胃腸科・外科・肛門科・皮膚科	965-7100	東越谷 7-2-5
18	一番ヶ瀬医院	小児科・内科	976-8111	平方 1973-1



No	医療機関名	診療科目	電話番号	住所
19	医療法人健身会 駅ビル医院「せんげん 台」	内科・小児科・皮膚 科・リハビリテーショ ン科・消化器科・ア レルギー科・呼吸器 科	978-1113	千間台西 1-67トスカ 5 階
20	医療法人 井上耳鼻 咽喉科	耳鼻咽喉科	979-4300	大澤 3-9-24
21	医療法人社団青葉会 花田内科クリニック	内科・消化器内科	966-1610	花田 1-21-7
22	医療法人慶至会 江 川整形外科	整形外科・リハビリ テーション科・リウマ チ科	985-7166	登戸町 16-26
23	えのもと整形外科クリ ニック	整形外科・リハビリ テーション科	967-5156	弥十郎 451-1
24	医療法人 遠藤クリニ ック	内科・小児科・リハ ビリテーション科	978-1781	千間台東 1-9-1
25	医療法人社団大和会 慶和病院	内科・外科・整形外 科・リハビリテーショ ン科・放射線科・精 神科・歯科・歯科口 腔外科・乳腺外来・ (人口透析)	978-0033	千間台西 2-12-8
26	医療法人社団恵重会 大越医院	内科・循環器科・小 児科	976-5102	平方 1705-1
27	医療法人大沢会 大 沢医院	内科・胃腸科・循環 器科・眼科	978-3210	大房 1039-1
28	小尾医院	内科	988-8835	東町 2-116
29	医療法人社団信英会 越谷大袋クリニック	内科	978-1611	袋山 1557-25
30	医療法人社団大康会 おおばクリニック	循環器科・内科	970-0800	北越谷 2-32-1
31	医療法人社団 しらこぼと子供クリニック	小児科・アレルギー科	976-6787	千間台西 1-9-17
32	医療法人社団幸晃会 おか内科クリニック	内科・消化器内科	972-8800	下間久里 790-1
33	医療法人社団悠翔会 悠翔会在宅クリニック 越谷	内科・皮膚科・精神 科・整形外科 ※訪問診療のみ	971-7717	南越谷 4-13-20 2 階

No	医療機関名	診療科目	電話番号	住所
34	医療法人社団貴昌会 岡野クリニック	内科・小児科・呼吸器科・循環器科・アレルギー科・リハビリテーション科	969-0223	赤山本町 7-2
35	おきつ内科クリニック	内科・消化器内科	999-6728	新越谷 1 丁目 26-1
36	医療法人社団順天会 大泊クリニック	内科・小児科	978-6323	大泊 793-5
37	医療法人 加藤医院	内科・小児科	985-1626	南越谷 4-5-3
38	医療法人社団LCG レイクタウンこどもクリニック	小児科・アレルギー科	987-1233	レイクタウン 6-25-3
39	医療法人桂名会埼玉 クリニック	内科・呼吸器科・胃腸科・循環器科・神経内科	961-7700	相模町 3-217-1
40	医療法人社団至峰会 川原眼科	眼科	954-9887	袋山 1403-1
41	レイクタウン眼科	眼科	988-7245	レイクタウン 8-10-6 レイクタウン DM ビル 3 階
42	医療法人広心会 木 村クリニック	内科・精神科・神経科	985-1881	登戸町 38-3
43	医療法人社団 清松 クリニック	内科・胃腸科・外科・皮膚科・リハビリテーション科	986-6105	南越谷 1-16-1 布武ビル
44	医療法人社団 工藤 脳神経外科クリニック	脳神経外科・内科・リハビリテーション科	966-2500	花田 2-33-19
45	医療法人 栗山眼科 医院	眼科	974-7114	千間台西 2-4-12
46	越谷くろす内科クリ ニック	内科・血液内科・アレルギー科	972-5556	宮前 1-5-21
47	軍司整形外科	外科・整形外科・リハビリテーション科	986-2408	南越谷 4-23-8
48	小泉クリニック	内科・小児科・アレルギー科	969-0678	中町 10-22-101
49	小島医院	内科・胃腸内科・小児科	962-8400	東越谷 2-6-1
50	まくり整形外科クリ ニック	内科・整形外科・リハビリテーション科	975-3131	下間久里 171-1
51	南越谷小林眼科医院	眼科	989-7271	南越谷 1-20-12 MTビル

No	医療機関名	診療科目	電話番号	住所
52	医療法人社団 境医院	内科・小児科・外科・皮膚科	974-0552	下間久里 886-66
53	医療法人社団新世紀 献心会 新世紀脳神経外科	脳神経外科・神経 内科	971-3366	船渡 117-1
54	和光クリニック	皮膚科	964-6055	赤山町 1-52
55	相良醫院	内科・外科・胃腸 科・リハビリテーショ ン科	960-3141	瓦曾根 1-20-35
56	医療法人公央会 越谷西口皮膚科医院	皮膚科	964-3549	赤山本町 8-5
57	医療法人公央会 佐々木医院	整形外科・眼科・皮 膚科・内科	985-1190	蒲生旭町 11-46
58	医療法人社団 志会 新越谷肛門胃腸クリ ニック	肛門外科・消化器 内科	960-2233	赤山本町 8-5 山六ビル 2F
59	医療法人辰和会 佐 藤産婦人科	産科・婦人科	985-0310	新越谷 1-34-4
60	医療法人社団仁心会 越谷ハートフルクリニック	内科・消化器科・循 環器科・整形外科・ 皮膚科・外科・リハ ビリテーション科・糖 尿病内科	989-8020	川柳町 3-50-1
61	医療法人社団泰昇会 さめしま整形外科	整形外科・リハビリ テーション科・内科・ リウマチ科	969-1154	赤山本町 6-7
62	医療法人 南越谷病院	整形外科・外科・内 科・皮膚科・リハビリ テーション科	987-2811	南越谷 1-4-63
63	しもかわクリニック	内科・神経内科・呼 吸器科・消化器科・ 循環器科・小児科・ 皮膚科・胃腸科	970-7770	袋山 2048-1

No	医療機関名	診療科目	電話番号	住所
64	医療法人健身会 南越谷健身会クリニック	内科・呼吸器科・消化器科(胃腸科)・循環器科・形成外科・脳神経外科・整形外科・アレルギー科・リウマチ科・リハビリテーション科・婦人科・皮膚科・小児科	990-0777	七左町 1-304-1
65	医療法人千杏会 しらみず産婦人科クリニック	産婦人科・小児科	976-3541	上間久里 1050
66	医療法人社団大里会 おおさとファミリークリニック	内科・循環器内科・糖尿病内科・小児科	971-3043	大字大里字新田 193-1
67	医療法人一幸会 かずよし内科クリニック	内科・消化器内科(胃腸内科)	966-8810	越ヶ谷 1-3-8 2F
68	順天堂大学医学部附属 順天堂越谷病院	メンタルクリニック(精神科)・神経内科・内科・皮膚科・整形外科	975-0321	袋山 560
69	医療法人社団俊睿会 南埼玉病院	精神科・神経科・心療内科	965-1151	増森 252
70	医療法人社団康翔会 南越谷たかせクリニック	消化器内科(胃腸内科)・内科・外科・肛門外科	961-5211	南越谷 4-9-5 1F
71	医療法人社団埼玉光明会 東大沢整形外科内科 リハビリテーションクリニック	内科・アレルギー科・整形外科・リハビリテーション科・麻酔科	967-1231	大沢 3219-19
72	医療法人社団おひさま会 たかはしキッズクリニック	小児科	978-0415	大里 10-1 サクライメディカルプラザ 2F
73	ファミリークリニック越谷	内科	972-5810	千間台西 1-8-7-302
74	高見澤産婦人科医院	産婦人科	966-8088	宮本町 3-4
75	滝口皮フ科	皮膚科・アレルギー科	986-4112	蒲生 3-1-30
76	医療法人嗣祐会 武重医院	外科・内科・消化器科・アレルギー科	975-0405	袋山 1418-2 Nビル 2F

No	医療機関名	診療科目	電話番号	住所
77	田代クリニック愛	内科・皮膚科	984-7124	相模町 6-484
78	医療法人花英会 多田小児科クリニック	小児科	963-0352	東越谷 6-23-13
79	医療法人社団玉恵会 こしがや脳神経外科	脳神経外科・神経 内科	988-7892	蒲生寿町 5 番 7 号
80	医療法人三仁会 越 谷津田医院	内科・循環器科	977-1177	大沢 3-21-11 1 階
81	医療法人社団鶴翔会 こしがや胃腸内科・皮 膚科	内科・呼吸器内科・ 胃腸内科・皮膚科	973-7846	蒲生寿町 4-18
82	医療法人賢仁会 産 婦人科菅原病院	産婦人科	964-3321	越ヶ谷 1-15-2
83	医療法人社団仁悠会 おおさと痛みのクリニック	整形外科・麻酔科・ リハビリテーション 科・ペインクリニック	975-3000	大里 193-1 大里メディカルプラザ 2F
84	医療法人徳丸医院 とくまる耳鼻咽喉科	耳鼻咽喉科	986-1394	蒲生旭町 13-1
85	登坂耳鼻咽喉科医院	耳鼻咽喉科・アレルギー科・小児科	962-7119	弥生町 1-8
86	医療法人社団泰輝会 中井皮膚科医院	皮膚科	965-7127	越ヶ谷 1-11-33 第 1 海野ビル 1F
87	医療法人回春堂 中 尾医院	内科・小児科	986-3007	蒲生愛宕町 1-13
88	中川耳鼻咽喉科	耳鼻咽喉科・アレルギー科	964-3387	越ヶ谷 5-2-5
89	埼玉こころの在宅診 療所	精神科・心療内科・ 内科	940-3067	越ヶ谷 1-3-26 光ビル 2F
90	きたこしキッズクリニック	小児科	973-0415	北越谷 2-4-23
91	ながね泌尿器科皮膚科	泌尿器科・皮膚科・ 内科	940-0128	赤山町 4-9-69
92	医療法人社団古香堂 越谷駅前クリニック	内科・循環器科	992-8010	弥生町 17-1 越谷ツインシティ A シティ 301-1
93	医療法人興陽会 中 村医院	内科・小児科	987-5261	大成町 2-113
94	医療法人共愛会 新 越谷アイクリニック	眼科	988-8686	南越谷 1-11-4 東武新越谷駅ビルプラザ館 2F

No	医療機関名	診療科目	電話番号	住所
95	医療法人秀峰会 北辰病院	精神科・神経科・心療内科・内科	985-3333	七左町 4-358
96	医療法人社団正祐会 かがやき眼科皮膚科クリニック	眼科	999-6071	相模町 3-244-9
97	医療法人健身会 大袋医院	皮膚科	977-1234	袋山 1199 山崎ビル 1A
98	医療法人社団貴良会 西川皮膚科医院	内科・小児科・皮膚科	988-1200	南越谷 4-9-5
99	越谷にしはら眼科	皮膚科	972-6266	レイクタウン 3-1-1
100	医療法人三献会 越谷ふれあいクリニック	眼科	960-5380	赤山本町 10-16
101	蒲生天神橋クリニック	脳神経外科・内科・外科・整形外科	961-7800	伊原 1-4-52
102	医療法人財団明理会 新越谷病院	皮膚科・リハビリテーション科	964-2211	元柳田町 6-45
103	医療法人社団順生会 はにゅう整形外科	内科・消化器科・リハビリテーション科	961-5577	相模町 3-139-1
104	医療法人社団聖心会 十全病院	整形外科・リハビリテーション科・リュウマチ科	964-7377	赤山町 5-10-18
105	ハラクリニック	外科・内科・整形外科・皮膚科・泌尿器科・肛門科・胃腸科・形成外科・美容外科・リハビリテーション科・循環器内科	987-1511	大間野町 4-176-1
106	神明診療所	内科・胃腸科・循環器科・外科・皮膚科・リハビリテーション科	974-8861	神明町 3-385-2
107	医療法人道心会 埼玉東部循環器病院	内科・消化器内科・皮膚科・肛門科	960-7100	大沢 3187-1
108	蒲生クリニック	循環器科・心臓血管外科	988-7766	蒲生茜町 19-6
109	ふじおかクリニック	泌尿器科・内科	971-6273	千間台西 2-12-1
110	医療法人社団健幸会 藤田医院	内科・消化器内科	962-2247	瓦曾根 1-7-2

No	医療機関名	診療科目	電話番号	住所
111	医療法人社団健幸会 藤田医院	整形外科・リウマチ科	962-2247	瓦曾根 1-7-2
112	医療法人レイクタウン 内科 越谷レイクタウン内科	内科・糖尿病内科	967-5012	レイクタウン 8-10-6
113	弥栄医院	内科・小児科	974-4407	弥栄町 1-105-184
114	堀中医院	産婦人科	962-5331	越ヶ谷 3-1-26
115	医療法人社団 松尾 医院	内科・小児科・循環 器内科・皮膚科	977-5963	恩間 283
116	医療法人研整会 松 田整形外科	整形外科・リハビリ テーション科・リウマ チ科・外科・内科・ 皮膚科	960-3600	瓦曾根 2-1-14
117	まつもと内科	内科・糖尿病内科	970-4976	北越谷 4-3-12-102
118	医療法人晃久会 松 本クリニック	内科・循環器科	963-4976	花田 1-35-18
119	さくら皮フ科クリニック	皮膚科・内科・禁煙 外来	964-1222	東越谷 6-27-14
120	北越谷クリニック	内科・消化器科・外 科・大腸肛門外科	978-1501	北越谷 2-18-8
121	医療法人燦英会 宮 本医院	内科・皮膚科・泌尿 器科・肛門科・循環 器科	972-1211	三野宮新田前 806-6
122	河本眼科医院	眼科	962-7204	中町 5-1
123	医療法人桂名会 越谷泌尿器科・内科	内科・泌尿器科	961-7701	相模町 3-217-1
124	医療法人社団愛育会 桃木診療所	小児科	965-2040	越ヶ谷本町 6-6
125	医療法人社団湊光会 やざわ整形外科クリニ ック	整形外科・リハビリ テーション科	964-5252	花田 2-26-5
126	医療法人 山口整形 外科・内科クリニック	整形外科・内科・リ ハビリテーション科	977-0123	袋山 1361-8
127	山口醫院	内科・呼吸器内科・ アレルギー科	962-7201	中町 5-1
128	やまぐち内科クリニック	内科・神経内科・リ ハビリテーション科	992-7300	東越谷 9-32-7
129	つむぎこどもクリニック	小児科	989-2650	レイクタウン 2-2-6

No	医療機関名	診療科目	電話番号	住所
130	医療法人泰玲会 吉田耳鼻咽喉科クリ ニック	耳鼻咽喉科	988-3387	南越谷 4-16-6
131	医療法人社団協友会 越谷誠和病院	内科・消化器科・循 環器科・小児科・外 科・整形外科・リハ ビリテーション科・呼 吸器科・形成外科・ 皮膚科泌尿器科	966-2711	谷中町 4-25-5
132	医療法人 吉村胃腸 科クリニック	内科・胃腸科・外科	963-2100	越ヶ谷 1-10-19
133	萬屋クリニック	内科・小児科・消化器 内科・循環器内科	986-6700	蒲生寿町 15-21
134	医療法人社団信和会 関医院	内科・消化器内科・ 皮膚科	975-2707	弥十郎 94-1
135	医療法人紫雲会 わ かば眼科	眼科	970-1658	大澤 3-6-1-304
136	渡辺クリニック	内科・胃腸科	989-6010	南町 2-12-4
137	越谷市立病院	内科・神経内科・呼 吸器科・消化器科・ 循環器科・小児科 (外科)・皮膚科・整 形外科・脳神経外 科・泌尿器科・産 科・婦人科・耳鼻咽 喉科・リハビリテーシ ョン科・放射線科・ 麻酔科・眼科	965-2221	東越谷 10-32



No	医療機関名	診療科目	電話番号	住所
138	獨協医科大学埼玉医療センター	内科(内分泌代謝・血液・神経)・呼吸器・アレルギー内科・消化器内科・循環器内科・小児科・外科・整形外科・心臓血管外科・小児外科・産科・婦人科・眼科・耳鼻科・脳神経外科・泌尿器科・皮膚科・精神科・麻酔科・放射線科	965-1111	南越谷 2-1-50

資料：越谷市医師会資料

NO.	設置場所	所在地
1	桜井地区センター	下間久里 792-1
2	増林地区センター	増林 3-4-1
3	千間台小学校	千間台西 5-4
4	荻島地区センター	南荻島 190-1
5	出羽地区センター	谷中町 2-69
6	南越谷地区センター	南越谷 4-21-1
7	南中学校	川柳町 1-198
8	大相模地区センター	相模町 3-165
9	栄進中学校	大沢 659-1
10	越ヶ谷小学校	中町 1-41

災害拠点病院 区分	病 院 名	所 在 地
基幹災害 医療センター	川口市立医療センター	川口市西新井宿180
	埼玉医科大学総合医療センター	川越市鴨田1981
	さいたま赤十字病院	さいたま市中央区新都心1-5
地域災害 拠点病院	自治医科大学附属 さいたま医療センター	さいたま市大宮区天沼町1-847
	北里大学メディカルセンター	北本市荒井6-100
	埼玉県済生会栗橋病院	久喜市小右衛門714-6
	深谷赤十字病院	深谷市上柴町西5-8-1
	獨協医科大学越谷病院	越谷市南越谷2-1-50
	さいたま市立病院	さいたま市緑区三室2460
	防衛医科大学校病院	所沢市並木3-2
	埼玉県済生会川口総合病院	川口市西川口5-11-5
	埼玉医科大学国際医療センター	日高市山根1397-1
	社会医療法人壮幸会行田総合病院	行田市持田376
	新久喜総合病院	久喜市上早見418-1
	独立行政法人国立病院機構埼玉病院	和光市諏訪2-1
	草加市立病院	草加市草加2-21-1
	埼玉医科大学病院	入間郡毛呂山町毛呂本郷38
	さいたま市民医療センター	さいたま市西区島根299-1
	上尾中央総合病院	上尾市柏座1-10-10
	羽生総合病院	羽生市大字下岩瀬446
	埼玉県立小児医療センター	さいたま市中央区新都心1-2
戸田中央総合病院	戸田市本町1-19-3	

資料：埼玉県ホームページ

## 避難所状況報告書

活動拠点 ( 地区センター) 【 避難所】

報告日時	年 月 日 時現在	受信時刻 時 分	
発信者名		受信者	
連絡手段	電話	無線	
避難者内訳			
年齢区分	男性	女性	備考
乳 児	人	人	
幼 児	人	人	
小 学 生	人	人	
中 学 生	人	人	
高 校 生	人	人	
大 学 生	人	人	
成 人	人	人	
高 齢 者 (65歳以上)	人	人	
外 国 人	人	人	
緊急に必要な物資			
避難所の状況			

# 避難者名簿

報告様式2-1

【 避難所 】

集計日時 \_\_\_\_\_年 \_\_\_\_\_月 \_\_\_\_\_日 \_\_\_\_\_時現在

NO.	避難者名	住 所	年齢	性別	ケガの状況・家屋の被害等
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					
26					
27					
28					
29					
30					

## 越谷市被災建築物応急危険度判定要領

### 第1 (目的)

この要領は、地震により多くの建築物が被災した場合、余震等による建築物の倒壊及び部材の落下等から生ずる二次災害を防止し、被災建築物応急危険度判定に関し必要な事項を定めることにより、市民の安全の確保を図ることを目的とする。

### 第2 (定義)

この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

#### (1) 被災建築物応急危険度判定（以下「判定」という。）

地震により被災した建築物の余震等による倒壊及び部材の落下等から生じる二次災害を防止し、市民の安全の確保を図るため、建築物の被害の状況を調査し、余震等による二次災害発生の危険度の判定、表示等を行うことをいう。

#### (2) 応急危険度判定士（以下「判定士」という。）

判定業務に従事する者として、埼玉県被災建築物応急危険度判定士認定要綱に基づき知事の認定を受けた者又は埼玉県以外の都道府県の知事が定める者を言う。

#### (3) 応急危険度判定コーディネーター（以下「コーディネーター」という。）

判定の実施に当たり、判定実施本部、判定支援本部及び災害対策本部と判定士との連絡調整に当たる行政職員及び判定業務に精通した県内の建築関連団体等に属する者をいう。

### 第3 (判定の実施)

- 1 市長は、地震により相当数の建築物が被災し、余震等により二次災害の発生のおそれがあると判断したときは、直ちに判定の実施を決定し、判定実施本部の設置その他必要な措置を講じるものとする。
- 2 市長は、地震災害に備え、判定実施本部の体制について、あらかじめ整備しておくものとする。

#### 第4 (判定計画)

- 1 市長は、判定士、コーディネーター及びその他の判定業務従事者（以下「判定士等」という。）の人員並びに判定の対象となる建築物の範囲等を定めた計画を定めるものとする。
- 2 前項の計画には、あらかじめ地震の規模、被災建築物等を推定し、判定を行うべき施設、区域及び判定対象建築物の決定等の基準を整備しておくものとする。

#### 第5 (判定の実施に関する県との連絡調整等)

- 1 市長は、判定実施本部の設置を決定したときは、埼玉県県土整備部建築指導課長に速やかに連絡するものとする。
- 2 市長は、判定実施の決定に伴い、被災建築物数及び判定士等の計画から、短期に判定を終了することが困難と思われるとき等は、埼玉県知事に対して判定に関する支援を要請することができる。
- 3 判定実施本部の長は、埼玉県判定支援本部の長に対し現地の被災状況を随時報告するとともに、支援の内容、支援開始時期等について協議、調整するものとする。

#### 第6 (判定体制の周知)

市長は、判定体制の充実のため、埼玉県、彩の国既存建築物地震対策協議会と協力して広報等を行い、判定活動の周知に努めるものとする。

#### 第7 (判定士等の確保、判定の実施体制等)

市長は、判定士等を招集するための連絡網を作成し、判定実施時における判定士等の速やかな確保に努めるものとする。

#### 第8 (コーディネーターの任命、養成)

市長は、実施本部と判定士等との連絡調整及び判定士等に対しガイダンス等を行うため、判定所管課職員及び判定士の内から必要な者をコーディネーターに任命するものとする。

#### 第9 (判定の方法及び判定結果の表示)

- 1 判定は、全国被災建築物応急危険度判定協議会で定める判定調査票に基づき実施するものとする。

- 2 判定を行った被災建築物については、判定結果に基づき、当該建築物の見やすい場所に「危険」、「要注意」、「調査済」のいずれかの表示を行うものとする。

第10 （判定士等の判定区域までの移動方法及び宿泊場所の設定等）

- 1 市長は、判定士等の判定区域までの移動について、判定の実施の決定後速やかに被災状況等を検討し、輸送方法を手配するものとする。
- 2 市長は、判定士等の食料の準備及び必要に応じ宿泊場所の確保等を行うものとする。

第11 （判定用資機材の調達）

市長は、判定活動に必要な判定用資機材の調達・備蓄を行うものとする。

第12 （判定活動等における補償）

市長は、判定活動に民間の判定士等を判定活動に従事させる場合は、全国被災建築物応急危険度民間判定士等補償制度運用要領に基づく補償制度を適用するものとする。

第13 （その他）

市長は、判定の円滑な実施を図るため、必要な財政上の措置、組織体制上の措置その他所要の措置を講じるものとする。

附 則

この要領は、平成16年2月5日から施行する。



様式1

第 号  
年 月 日

埼玉県知事様

市町村長名 印

請 書

年 月 日第 号をもって委任の通知を受けた災害救助法による応急仮設住宅設置事業を次の条件により承諾します。

記

- 1 設置戸数 戸
- 2 規模構造 1戸当り 26.4㎡ 円以内
- 3 着工期日 年 月 日まで
- 4 事業内容 上記の金額の範囲内で「災害救助法による応急仮設住宅設置要領」に基づき応急仮設住宅の設置事業を行う。

様式2

応急仮設住宅に収容を要する者の名簿

選考月日

(市町村名)

選考順位	住 所	氏 名	家族数	職 業	月 収	世帯の状況

(注) 世帯の状況は、生活保護世帯、老人世帯、身体障害者世帯等の別を記入すること。

様式3

第 号  
年 月 日

埼 玉 県 知 事 様

市町村長名 印

災害救助法による応急仮設住宅の着工について

月 日第 号により委任された標記住宅については、下記のとおり着工したのでお届けします。

記

- 1 設置戸数 戸
- 2 着工月日 月 日
- 3 竣工予定 月 日
- 4 添付書類 請負業者の着工届の写 別紙のとおり

注 請負業者別に着工、竣工予定の違う場合には、その区分明細によりわけて記入すること。

様式4

第 号  
年 月 日

埼 玉 県 知 事 様

市町村長名 印

災害救助法による応急仮設住宅の竣工について

月 日第 号により委任された標記住宅については、下記のとおり竣工したのでお届けします。

記

- 1 設置戸数 戸
- 2 着工月日 月 日
- 3 竣工月日 月 日
- 4 市町村の竣工検査日 月 日
- 5 添付書類 請負業者の竣工届の写 別紙のとおり

様式5

請 求（概算・精算） 書

一金 円也  
ただし による災害救助法による応急仮設住宅設置費 戸分  
上記のとおり請求します。

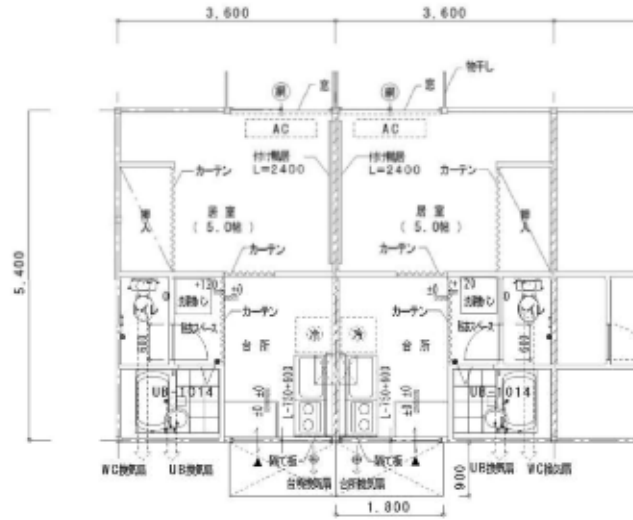
令和 年 月 日

埼 玉 県 知 事 様

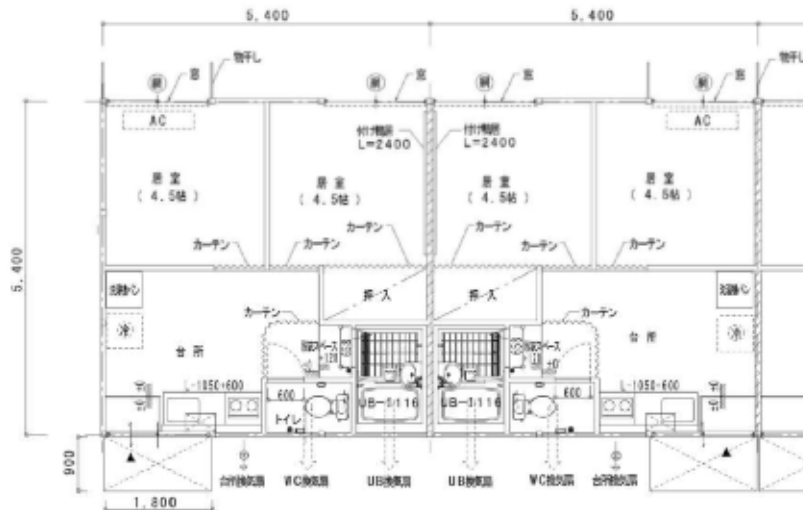
市町村長名 印

添付書類 支出調書及び領収書の写

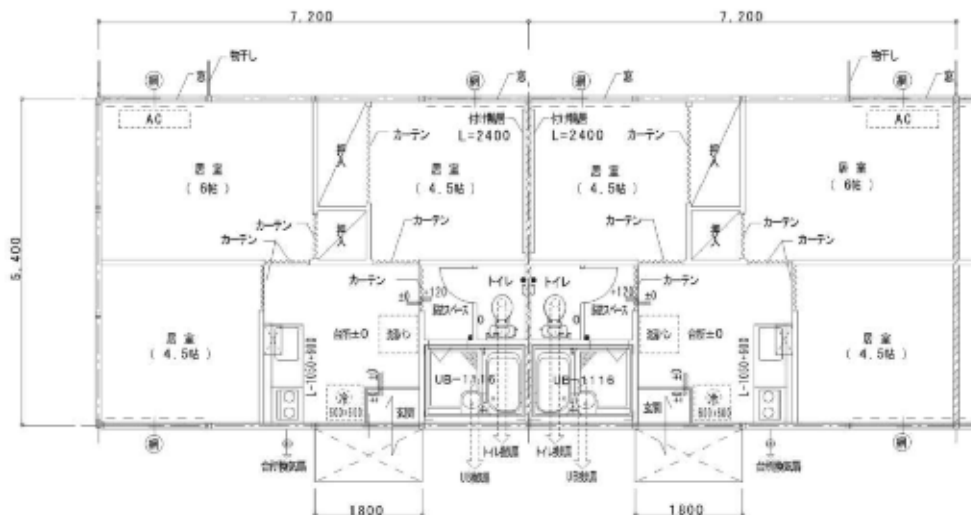
1DK



2DK



3K



仕上表（内部）

室名	床	巾木	間仕切壁	天井	備考
居室	タイルカーペット 下地合板t=4	木製 又は塩ビ製	化粧石膏ボード t=9.5	カラー合板 t=2.5	防災レースカーテン 遮光防災カーテン（ふさかけ付） エアコン取付下地（1ヶ所/1戸）
押入	タイルカーペット 下地合板t=4	木製 又は塩ビ製	化粧石膏ボード t=9.5	カラー合板 t=2.5	中段付（天袋無し）FL+800中段 天端 防災カーテン（ふさかけ付）
台所	CFシートt=1.8 下地合板t=4	木製 又は塩ビ製	化粧石膏ボード t=9.5	カラー合板 t=2.5	流し台L=750（1DKタイプ） 流し台L=1050（2DK, 3Kタイプ） コンロ台L=600 吊戸棚H=500～700 （FL+1450吊戸棚下端、下地補） バックガード付2口コンロ（グリル付） 洗濯機パン（1DKは脱衣スペースに設置） 面台高さFL+130
浴室	ユニットバス 1014サイズ（1DK）、1116サイズ（2DK及び3K） ユニットバス下部 合板t=12補強 入口跨ぎ高さは180未満とする 但し、180以上の場合は、踏み台を設置する				2点式セットタイプ 手摺を内部に1ヶ所設置 外部に1ヶ所設置 （縦型FL=+900取付芯）
トイレ	CFシートt=1.8 下地合板t=4	木製 又は塩ビ製	化粧石膏ボード t=9.5	カラー合板 t=2.5	手摺付き（縦棒タイプL=450） 洋式水洗便器 手洗い付ロータンク ペーパーホルダー（FL+700上端） タオル掛け
玄関	CFシートt=1.8 下地合板t=4	木製 又は塩ビ製	化粧石膏ボード t=9.5	カラー合板 t=2.5	床見切り

（社団法人プレハブ建築協会標準図（組立ハウス）参考）

罹災証明書交付申請書

罹災申告書受理証明書交付申請書

越谷市長 宛

罹災状況	罹災の原因			
	罹災年月日	年	月	日
	罹災場所	越谷市		
	状況			
世帯人員	氏名	続柄	年齢	備考
		世帯主		
備考				
部数	部			
使用目的				
送付方法	1. 郵送（申請者住所と異なる場合は送付先をご記入ください。）			
	送付先：			
	2. 電話連絡を受け、市役所で受取			
上記のとおり申請します。				
<p style="text-align: center;">年 月 日 申請者 住所 氏名 電話番号</p>				

※罹災の状況を確認できる写真を添付してください。

## 罹災証明書

世帯主住所			
世帯主氏名			
世帯構成員	氏名	続柄	年齢

罹災原因	
------	--

被災住家※の 所在地	
住家※の被害の 程度	
浸水区分	

※住家とは、現実に居住(世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。)のために使用している建物のこと。(被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家)

住家以外の被害	
---------	--

上記のとおり、相違ないことを証明します。

年 月 日

越谷市長

## 罹災申告書受理証明書

世帯主住所	
世帯主氏名	

罹災原因	
------	--

住家以外の被害	罹災場所	
	被害状況	

上記のとおり、申請があったことを証明します。

年 月 日

越谷市長



別記様式

被災証明書交付申請書兼被災証明書

年 月 日	
越谷市消防長 宛	
申請人 住 所 氏 名 電話番号	
被災年月日 及び時分	年 月 日 時 分 頃
被災の場所	越谷市 被災の種別 <input type="checkbox"/> 火災 <input type="checkbox"/> 火災以外 ( )
被災物件	<input type="checkbox"/> 建 物 <input type="checkbox"/> 収容物（家財等） <input type="checkbox"/> 車 両 <input type="checkbox"/> そ の 他
申請人と被	<input type="checkbox"/> 所 有 者 <input type="checkbox"/> 管 理 者 <input type="checkbox"/> 占 有 者 <input type="checkbox"/> そ の 他
被災状況	<input type="checkbox"/> 全 焼 <input type="checkbox"/> 半 焼 <input type="checkbox"/> 水 損 <input type="checkbox"/> そ の 他 ( )
<p style="text-align: right;">第 号</p> <p>上記のとおり証明する。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">越谷市消防長 印</p>	

備考

- 1 太線枠内のみ記入し、該当する□内にレ印を記入してください。
- 2 この証明書は、申請内容に基づき被災した事実を証明するものであり、被災状況（全焼、半焼等の被害の程度）や災害との因果関係を認定・証明するものではありません。
- 3 この証明書は、民事上の権利義務関係に効力を有するものではありません。
- 4 被災証明書でも各種支援制度を受けられる場合があります。各支援機関等にご確認ください。

## 越谷市災害弔慰金の支給等に関する条例

昭和49年9月30日

条例第44号

## 目次

- 第1章 総則(第1条・第2条)
- 第2章 災害弔慰金の支給(第3条-第8条)
- 第3章 災害障害見舞金の支給(第9条-第11条)
- 第4章 災害援護資金の貸付け(第12条-第16条)
- 附則

## 第1章 総則

## (目的)

第1条 この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和48年法律第82号。以下「法」という。)及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令(昭和48年政令第374号。以下「令」という。)の規定に準拠し、暴風、豪雨等の自然災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給を行い、自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた市民に災害障害見舞金の支給を行い、並びに自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けを行い、もつて市民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。

## (対象者)

第2条 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付けの対象となる者は、災害により被害を受けた当時越谷市内に住所を有した者(以下「市民」という。)とする。

## 第2章 災害弔慰金の支給

### (災害弔慰金の支給)

第3条 市は、市民が令第1条に規定する災害(以下この章及び次章において「災害」という。)により死亡したときは、その者の遺族に対し災害弔慰金の支給を行うものとする。

### (災害弔慰金を支給する遺族)

第4条 災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第3条第2項の遺族の範囲とし、その順位は、次に掲げるとおりとする。

(1) 死亡者の死亡当時において、死亡者により生計を主として維持していた遺族を先にし、その他の遺族を後にする。

(2) 前号の場合において、同順位の遺族については、配偶者、子、父母、孫、祖母の順序とする。

2 前項の場合において、父母については、養父母を先にし、実父母を後にする。

3 遺族が遠隔地にある場合その他の事情により、前2項の規定により難いときは、前2項の規定にかかわらず、第1項の遺族のうち、市長が適当と認める者に支給することができる。

4 前3項の場合において、災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が2人以上あるときは、その1人に対してした支給は、全員に対して支給したものとみなす。

### (災害弔慰金の額)

第5条 災害により死亡した者1人当たりの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時においてその死亡に関し災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあつては5,000,000円とし、その他の場合にあつては2,500,000円とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し既に次章に規定する災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

(死亡の推定)

第6条 災害の際現にその場にいあわせた者についての死亡の推定については、法第4条の規定によるものとする。

(支給の制限)

第7条 弔慰金は、次の各号に掲げる場合には支給しない。

- (1) 当該死亡者の死亡が、その者の故意又は重大な過失により生じたものである場合
- (2) 令第2条に規定する場合

(支給の手続)

第8条 市長は、災害弔慰金の支給を行うべき理由があると認めるときは、規則で定めるところにより、支給を行うものとする。

2 市長は、災害弔慰金の支給に関し遺族に対し、必要な報告又は書類の提出を求めることができる。

### 第3章 災害障害見舞金の支給

(災害障害見舞金の支給)

第9条 市は、市民が災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき(その症状が固定したときを含む。)に法別表に掲げる程度の障害があるときは、当該市民(以下「障害者」という。)に対し、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

(災害障害見舞金の額)

第10条 障害者1人当たりの災害障害見舞金の額は、当該障害者が災害により負傷し、又は疾病にかかった当時においてその属する世帯の生計を主として維持していた場合にあつては2,500,000円とし、その他の場合にあつては1,250,000円とする。

(準用規定)

第11条 第7条及び第8条の規定は、災害障害見舞金について準用する。

#### 第4章 災害援護資金の貸付け

(災害援護資金の貸付け)

第12条 市は、令第3条に掲げる災害により、法第10条第1項各号に掲げる被害を受けた世帯の市民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行うものとする。

2 前項に掲げる世帯は、その所得について法第10条第1項に規定する要件に該当するものでなければならない。

(災害援護資金の限度額等)

第13条 災害援護資金の1災害における1世帯当たりの貸付限度額は、災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じ、それぞれ次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 療養に要する期間がおおむね1月以上である世帯主の負傷(以下「世帯主の負傷」という。)があり、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 家財についての被害金額がその家財の価額のおおむね3分の1以上である損害(以下「家財の損害」という。)及び住居の損害がない場合 1,500,000円

イ 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 2,500,000円

ウ 住居が半壊した場合 2,700,000円

エ 住居が全壊した場合 3,500,000円

(2) 世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 1,500,000円

イ 住居が半壊した場合 1,700,000円

ウ 住居が全壊した場合(エの場合を除く。) 2,500,000円

エ 住居の全体が滅失(全壊、全焼及び流失を含む。)した場合 3,500,000円

(3) 第1号ウ又は前号イ若しくはウにおいて、被災した住居を建て直すに際しその住

居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合には、  
「2,700,000円」とあるのは「3,500,000円」と、「1,700,000円」とあるのは「2,500,000  
円」と、「2,500,000円」とあるのは「3,500,000円」と読み替えるものとする。

- 2 災害援護資金の償還期間は、10年とし、据置期間はそのうち3年(令第7条第2項括弧書の場合は、5年)とする。

(利率)

第14条 災害援護資金は、無利子とする。

(償還等)

第15条 災害援護資金は、年賦償還又は半年賦償還とする。

- 2 償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、災害援護資金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。
- 3 償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金については、法第13条、第14条第1項及び第16条並びに令第8条、第9条及び第12条の規定によるものとする。

(規則への委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和49年9月1日から適用する。

附 則(昭和50年条例第25号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和50年6月1日から適用する。

附 則(昭和52年条例第6号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和52年3月1日から適用する。

附 則(昭和53年条例第18号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和53年6月1日から適用する。

附 則(昭和56年条例第21号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の越谷市災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する条例の規定は、昭和56年9月1日から適用する。

附 則(昭和57年条例第28号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の越谷市災害弔慰金の支給等に関する条例第9条、第10条及び第11条の規定は、昭和57年7月10日以後に生じた災害に関して適用する。

附 則(昭和62年条例第5号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第13条第1項の規定は、昭和62年3月1日から適用する。

附 則(平成4年条例第16号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第5条の規定は、平成3年6月3日以後に生じた災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第10条の規定は、当該災害により負傷し、又は疾病にかかった市民に対する災害障害見舞金の支給について、改正後の第13条第1項の規定は、同年5月26日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則(令和元年条例第10号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の越谷市災害弔慰金の支給等に関する条例の規定は、平成31年4月1日以後に

生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

附 則(令和2年条例第5号)

この条例は、公布の日から施行する。



○越谷市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則

昭和49年9月30日

規則第57号

改正 昭和58年1月28日規則第3号

平成23年7月5日規則第45号

平成29年9月17日規則第41号

平成31年3月11日規則第5号

(目的)

第1条 この規則は、越谷市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年条例第44号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(災害弔慰金の支給手続)

第2条 市長は、条例第3条の規定により災害弔慰金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行つたうえ、災害弔慰金の支給を行うものとする。

- (1) 死亡者（行方不明者を含む。以下同じ。）の氏名、性別及び生年月日
- (2) 死亡（行方不明を含む。）の年月日及び死亡の状況
- (3) 死亡者の遺族に関する事項
- (4) 支給の制限に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(必要書類の提出)

第3条 市長は、越谷市の区域外で死亡した市民の遺族に対し、死亡地の官公署の発行する被災証明書提出させるものとする。ただし、市長がやむを得ない事由があると認めるときは、災害により死亡したことを証明する他の書類をもつてこれに代えることができる。

2 市長は、市民でない遺族に対しては、遺族であることを証明する書類を提出させ

るものとする。

(支給の手続)

第4条 市長は、条例第9条の規定により災害障害見舞金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行つたうえ、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

- (1) 障害者の氏名、性別及び生年月日
- (2) 障害の原因となる負傷又は疾病の状態となつた年月日及び負傷又は疾病の状況
- (3) 障害の種類及び程度に関する事項
- (4) 支給の制限に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(必要書類の提出)

第5条 市長は、障害者に対し、その原因となる負傷又は疾病が越谷市の区域外において発生した災害によるときは、災害発生地のお官公署の発行する被災証明書を提出させるものとする。ただし、市長がやむを得ない事由があると認めるときは、災害により負傷し、又は疾病にかかつたことを証明する他の書類をもつてこれに代えることができる。

2 市長は、障害者に対し、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）別表に規定する障害を有することを証明する医師の診断書（第1号様式）を提出させるものとする。

(災害援護資金の借入申込)

第6条 災害援護資金（以下「資金」という。）の貸付けを受けようとする者（以下「借入申込者」という。）は、災害援護資金借入申込書（第1号様式の2）を市長に提出しなければならない。

2 災害援護資金借入申込書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

- (1) 世帯主の負傷を理由とする災害援護資金借入申込書にあつては、医師の療

養見込期間及び療養概算額を記載した診断書

(2) 被害を受けた月の属する年の前年（当該被害を1月から5月までの間に受けた場合にあつては前々年とする。以下この号において同じ。）において、他の市町村に居住していた借入申込者にあつては、当該世帯の前年の所得に関する当該市町村長の証明書

(3) その他市長が必要と認めた書類

3 借入申込者は、災害援護資金借入申込書をその者の被災の日の属する月の翌月1日から起算して3月を経過する日までに提出しなければならない。

(調査)

第7条 市長は、災害援護資金借入申込書の提出を受けたときは、すみやかにその内容を検討のうえ、当該世帯の被害の状況、所得その他の必要な事項について調査を行うものとする。

(貸付けの決定)

第8条 市長は、借入申込者に対して資金を貸付ける旨を決定したときは、災害援護資金貸付決定通知書（第2号様式）を借入申込者に交付するものとする。

2 市長は、借入申込者に対して資金を貸付けない旨を決定したときは、災害援護資金貸付不承認決定通知書（第3号様式）を借入申込者に交付するものとする。

(借用書の提出)

第9条 災害援護資金貸付決定通知書の交付を受けた者は、すみやかに保証人の連署した災害援護資金借用書（第4号様式）に、資金の貸付けを受けた者（以下「借受人」という。）及び保証人の印鑑証明書を添えて、市長に提出しなければならない。

(貸付金の交付)

第10条 市長は、前条の災害援護資金借用書と引換えに貸付金を交付するものとする。

(償還の完了)

第11条 市長は、借受人が貸付金の償還を完了したときは、当該借受人に係る災害援護資金借用書及びこれに添えられた印鑑証明書を遅滞なく返還するものとする。

(繰上償還の申出)

第12条 繰上償還をしようとする者は、災害援護資金繰上償還申出書(第5号様式)を市長に提出しなければならない。

(償還金の支払猶予)

第13条 借受人は、償還金の支払猶予を申請しようとするときは、災害援護資金償還金支払猶予申請書(第6号様式)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、支払の猶予を認める旨を決定したときは、災害援護資金支払猶予承認通知書(第7号様式)を当該借受人に交付するものとする。

3 市長は、支払の猶予を認めない旨の決定をしたときは、災害援護資金支払猶予不承認通知書(第8号様式)を当該借受人に交付するものとする。

(違約金の支払免除)

第14条 借受人は、違約金の支払免除を申請しようとするときは、災害援護資金違約金支払免除申請書(第9号様式)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、違約金の支払免除を認める旨を決定したときは、災害援護資金違約金支払免除承認通知書(第10号様式)を当該借受人に交付するものとする。

3 市長は、支払免除を認めない旨を決定したときは、災害援護資金違約金支払免除不承認通知書(第11号様式)を当該借受人に交付するものとする。

(償還免除)

第15条 資金の償還未済額の全部又は一部の償還の免除を受けようとする者(以下「償還免除申請書」という。)は、災害援護資金償還免除申請書(第12号様式)

を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げるいずれかの書類を添えなければならない。

(1) 借受人の死亡を証する書類

(2) 借受人が精神若しくは身体に著しい障害を受けて貸付金を償還することができなくなったことを証する書類

3 市長は、償還の免除を認める旨を決定したときは、災害援護資金償還免除承認通知書（第13号様式）を当該償還免除申請書に交付するものとする。

4 市長は、償還の免除を認めない旨を決定したときは、災害援護資金償還免除不承認通知書（第14号様式）を当該償還免除申請者に交付するものとする。

(督促)

第16条 市長は、償還金を納付期限までに納入しない者があるときは、督促状を発行するものとする。

(氏名又は住所の変更届等)

第17条 借受人又は保証人について、氏名又は住所の変更等災害援護資金借用書に記載した事項に異動を生じたときは、借受人はすみやかにその旨を市長に氏名等変更届（第15号様式）を提出しなければならない。ただし、借受人が死亡したときは、同居の親族又は保証人が代ってその旨を届け出るものとする。

第18条 この規則に定めるもののほか、越谷市災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付けの手続きについて必要な事項は別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和49年9月1日から適用する。

附 則（昭和58年規則第3号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の越谷市災害弔慰金の支給等に関する条

例施行規則第4条及び第5条の規定は、昭和57年7月10日以後に生じた災害に関して適用する。

附 則（平成23年規則第45号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の第3条及び第5条の規定は、平成23年3月11日以後に生じた災害に係る災害弔慰金及び災害障害見舞金について適用する。

附 則（平成29年規則第49号）

（施行期日）

1 この規則は、平成30年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に改正前のそれぞれの規則の様式の規定により作成されている用紙は、改正後のそれぞれの規則の様式の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附 則（平成31年規則第5号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際、現に改正前のそれぞれの規則の様式の規定により作成されている用紙は、改正後のそれぞれの規則の様式の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

第1号様式

診 断 書

氏 名		生年月日	年 月 日	性別	男・女					
傷 病 名		負傷発病年月日	年 月 日							
障害の部位		初 診 年 月 日	年 月 日							
既 往 症	既存障害	治 ゆ 年 月 日	年 月 日							
療養及び経過の内容										
障害の詳細	(図で示すことができるものは図解すること)									
関節運動範囲	種類範囲									
	部位									
		右								
		左								
		右								
		左								
		右								
		左								
上記のとおり診断します。		郵便番号	電話番号	局 番						
病院又は 診療所の		所在地								
年 月 日	名 称	診療担当者 氏 名			印					

第1号様式の2

災害援護資金借入 申込書

※受付日		※受付番号		※受付者		※貸付番号			
被災日時		年 月 日 時		災害名					
被害の種類		1 世帯主の負傷 2 住居の全壊 3 住居の半壊 4 家財の損害		被害場所					
返す方法		1 年賦 2 半年賦		いつまでに返せますか		年 月 ( 回)			
借入申込者について	フリガナ				男・女		年 月 日生( 歳)		
	氏名								
	フリガナ				郵便番号		電話番号		
	現住所		( 方)		〒		局 番		
	本籍				勤務先の名称と所在地				
	職業								
	世帯の状況と収入	氏名		世帯主との続柄		年齢		健否	
収入合計		円		支出合計		円			
資産の状況	土地		(1)住宅 m <sup>2</sup> (2)田畑 m <sup>2</sup> (3)山林 m <sup>2</sup>		住居の状況		(1)自家 (2)借家 (3)借間 (4)同居		
	建物		(1)自宅 m <sup>2</sup> (2)その他 m <sup>2</sup>		生活保護		年 月 日より受給(生住教医)		
	負債		(内容)		(金額)		円		
連帯保証人(保証人が書いて下さい)	氏名				男・女		年 月 日生( 歳)		
	現住所				本籍地				
	職業		月収 円		申込者との関係		家族数 人		
	資産		土地 (1)宅地 m <sup>2</sup> (2)田畑 m <sup>2</sup> (3)山林 m <sup>2</sup>		勤務地		名称 所在地 電話 局 番		
		建物 (1)自宅 m <sup>2</sup> (2)その他 m <sup>2</sup>							
この災害の前一年以内に被災したことの有無及びその状況				(有・無) (状況)					
この災害により世帯主が死亡又は重度障害者となった事実の有無				(有・無)					
資金の使途	資金の使い方総額		円		資金の内訳		合計 円		
			円		災害援護資金で		円		
			円		手持資金で		円		
			円		その他( )で		円		
			円						



被害の状況	被災時の具体的状況					負傷	全治	カ月
	住居の被害	(1) 全壊			(2) 半壊			
	被害の状況	家財被害	品名	現在購入に要する費用	被害額	品名	現在購入に要する費用	被害額
			和だんす			婦人用腕時計		
			整理だんす			畳(畳中で畳が被害)		
			洋服だんす			障子		
			鏡台			ふすま		
			腰掛机					
			本箱・本だな					
			食器・戸だな			小計		
			食卓・茶ぶ台			その他被害のあつた家財		
			げた箱			品名	現在購入に要する費用	被害額
			照明器具					
			じゅうたん					
			扇風機					
			石油ストーブ					
			電気やぐらこたつ					
			電気冷蔵庫					
			電気・ガス炊飯器					
			電気洗たく機					
			電気掃き機					
			ミシン					
			電気アイロン					
			自転車					
			テレビ					
ラジオ								
柱時計								
目覚し時計				小計				
紳士用腕時計				合計				
<p>上記のとおり災害援護資金を借入letak申込みます。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">借入申込者 印</p> <p>上記の借入れに対し、連帯して債務を負担します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">連帯保証人 印</p> <p>越谷市長 宛</p>								

第2号様式

第 年 月 日

様

越谷市長

印

災害援護資金貸付決定通知書

年 月 日お申込みになりました災害援護資金は、下記のとおり貸付けを決定いたしましたのでお知らせします。

記

受付番号	第	号			
貸付金額		円			
据置期間	年 月 日から	年 月	日まで		
償還期間	年 月 日から	年 月	日まで		
償還方法	年賦・半年賦				
利 子	年3パーセント				

資金をお渡しする日と手続について

- 1 貸付金交付日 年 月 日
- 2 場 所
- 3 ご持参なさるもの
  - (1) この通知書
  - (2) 同封の借用書
  - (3) あなたの印鑑
  - (4) あなたと保証人の印鑑証明書各一通

第3号様式

第 年 月 日

様

越谷市長

印

災害援護資金貸付不承認決定通知書

年 月 日お申込みになりました災害援護資金は、次の理由で不承認となりましたのでお知らせします。  
(不承認の理由)

第4号様式

貸付決定番号 号

災害援護資金借用書

借用金額		円			
利子	年3パーセント				
据置期間	年 月	日から	年 月	日まで	
償還期間	年 月	日から	年 月	日まで	
償還方法	年賦・半年賦				

上記のとおり借用いたします。  
については、災害弔慰金の支給等に関する法律及びこれに基づく命令等の定めるところに誠実に従い、相違なく償還いたします。

年 月 日

住 所	
借受人氏名	印
住 所	
保証人氏名	印

第5号様式

年 月 日

越谷市長 宛

借受人住所	
氏 名	印

災害援護資金繰上償還申出書

下記のとおり災害援護資金の繰上償還を行います。

記

貸付番号  
借受人氏名  
貸付けを受けた日  
貸付けを受けた金額  
償還期限  
償還金額  
償還未済額  
繰上償還をする日  
繰上償還をする金額

第6号様式

年 月 日

越谷市長 宛

借受人住所  
氏 名 印  
連帯保証人住所  
氏 名 印

災害援護資金償還金支払猶予申請書

下記のとおり償還金の支払猶予を申請いたします。

申請の理由 (具体的に)				
貸付の条件	借入金額	円		貸付番号
	据置期間	1 3年 2 5年	希望猶予 期間等	ただし 年 月 日 第 回 償還以降
	償還方法	1 年賦 2 半年賦	変更後の 償還期間	年 月 日から 年 月 日まで
	償還期間	年 月 日から 年 月 日まで		
支払猶予期間 の根拠	(変更後の償還期日に支払が可能と認められる具体的な理由)			

第7号様式

第 年 月 日 号

様

越谷市長 印

災害援護資金支払猶予承認通知書

年 月 日申請のありました償還金の支払猶予につきましては、次のとおり承認となりましたのでお知らせいたします。

支払猶予承認期間 年 月 日から 箇月

変更後の償還期間 年 月 日から 年 月 日まで

第8号様式

第 年 月 日

様

越谷市長

印

災害援護資金支払猶予不承認通知書

年 月 日申請がありました償還金の支払猶予につきましては、次の理由で不承認となりましたので、当初の計画により償還されるようお願いいたします。  
(不承認の理由)

第9号様式

年 月 日

越谷市長

宛

借受人住所  
氏 名  
連帯保証人住所  
氏 名

印

印

災害援護資金違約金支払免除申請書

下記のとおり違約金の支払免除を申請します。

記

貸付番号					
支払免除を申請する違約金の金額				円	
内容	回数	期別	元金	利子	申請日までの違約金
		年 月期			
違約金の支払免除を要する具体的な理由					

第10号様式

第 年 月 日  
年 月 日

様

越谷市長

印

災害援護資金違約金支払免除承認通知書

年 月 日申請のありました違約金の支払免除につきましては、下記のとおり承認されましたのでお知らせいたします。

記

年 月 日償還予定の第 回償還金元金 円、利子 円に係る  
年 月 日における違約金 円の支払を免除いたします。

第11号様式

第 年 月 日  
年 月 日

様

越谷市長

印

災害援護資金違約金支払免除不承認通知書

年 月 日に申請のありました違約金の支払免除につきましては、次の理由で不承認となりましたのでお知らせいたします。  
(理由)

なお、あなたの 年 月 日償還予定の第 回償還(元利合計 円)に係る違約金は 年 月 日現在 円となっておりますので至急償還を願います。

第12号様式

災害援護資金償還免除申請書

貸付番号					
借受人氏名		貸付けを受けた日	年 月 日	貸付金額	円
償還方法	年賦・半年賦	償還期限	年 月 日	償還金額	円
免除申請額	円 (償還未済額の全部一部で)				円)
免除申請理由及び理由発生年月日又は理由継続期間					
免除申請者	フリガナ			男・女	年 月 日生
	氏名				
	現住所				
	本籍				
	借受人との関係			職業	
	勤務先及び所在地				
借受人又はその相続人	フリガナ			男・女	年 月 日生
	氏名				
	現住所			借受人との続柄	
	職業			勤務先及び所在地	
保証人	フリガナ			男・女	年 月 日生
	氏名				
	現住所			借受人との関係	
職業			勤務先及び所在地		
上記のとおり災害援護資金の償還を免除されたく申請します。					
年 月 日					
				免除申請者	印
越谷市長		宛			

第13号様式

第 年 月 日 号

様

越谷市長

印

災害援護資金償還免除承認通知書

年 月 日申請のあった災害援護資金の償還免除につきましては、次のとおり行うことになりましたのでお知らせいたします。

(承認内容)

全部免除・一部免除

申請日現在の償還未済額

元	金	円
利	子	円
違	約	円
合	計	円

償還を免除した額

元	金	円
利	子	円
違	約	円
合	計	円

申請日現在の状況で今後償還を必要とする額

元	金	円
利	子	円
違	約	円
合	計	円

償還未済額がある場合は、定められた償還期間経過により、償還未済額につき年利10.75%の率で違約金がさらに加算されます。

第14号様式

第 年 月 日 号

様

越谷市長

印

災害援護資金償還免除不承認通知書

年 月 日申請のあった災害援護資金の償還免除につきましては、次の理由で不承認となりましたのでお知らせいたします。

(不承認の理由)

なお、申請日現在の状況で今後償還を必要とする額は次のとおりとなっており、償還未済額がある場合は、定められた償還期間経過により、償還未済額につき年10.75%の率で違約金がさらに加算されます。

元	金	円
利	子	円
違	約	円
合	計	円



第15号様式

氏名等変更届

貸付番号			
借受人	氏名		住所
連帯保証人	氏名		住所
○で囲むこと 1 住所変更 2 改姓又は改名 3 死亡又は行方不明 4 その他	(変更の内容)		
災害援護資金を借用中のところ、上記のとおり異動いたしましたのでお届けいたします。  年 月 日  借受人(又は同居の親族) 住 所 氏 名 印 連帯保証人 住 所 氏 名 印  越谷市長 宛			

## ○越谷市災害見舞金等支給条例

昭和48年3月31日

条例第18号

改正 昭和55年3月26日条例第13号

昭和57年9月20日条例第18号

平成3年9月20日条例第23号

平成5年8月27日条例第15号

平成24年6月26日条例第22号

平成27年9月17日条例第22号

## (目的)

第1条 この条例は、市民が災害により被害をうけたときに被災者またはその遺族等に対し、見舞金または弔慰金（以下「見舞金等」という。）を支給することにより、市民の福祉の向上を図ることを目的とする。

## (対象)

第2条 市民が次の各号の一に該当するときは、被災者またはその遺族等に対し、見舞金等を支給する。

- (1) 火災により被災したとき。
- (2) 風水害その他気象災害により被災したとき。
- (3) 地震により被災したとき。
- (4) 前各号に定めるもののほか、市長がとくに必要と認めたとき。

2 家屋の被害については、市内に所在するもののみを対象とする。

## (受給資格)

第3条 見舞金等の支給を受けることができる者は、災害発生時に本市において、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）により住民基本台帳に登録されている者とする。

2 弔慰金の支給を受けることができる者は、災害発生時に死亡者と同居している親族又は葬祭を行う者とする。

## (支給額)

第4条 見舞金等の額は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 家屋の全焼、全壊または流失 1世帯につき 100,000円
- (2) 家屋の半焼、半壊 1世帯につき 50,000円
- (3) 住家の床上浸水 1世帯につき 30,000円
- (4) 死亡者 1人につき 100,000円
- (5) 重傷者 1人につき 30,000円

## (支給の制限)

第5条 市長は、第2条に規定する災害で、災害救助法（昭和22年法律第118号）に基づく救助が適用される場合は、前条の規定にかかわらず見舞金等の額を減額することができる。

(申請)

第6条 見舞金等の支給をうけようとする者は、災害をうけた日から30日以内に被災証明書等または医師の診断書等を添えて、市長に申請しなければならない。ただし、申請しがたい特別の理由がある場合は、この限りでない。

(支給の決定)

第7条 市長は、前条の申請があつたときは、その内容を確認し、すみやかに支給の可否を決定するものとする。

(見舞金等の返還等)

第8条 市長は、災害の原因が被災をうけた者の故意によるものであるときは、見舞金等を支給しないことができる。

2 市長は、前項の規定に該当する場合、すでに支給した見舞金等について返還を命ずることができる。偽りその他不正の手段によつて見舞金等の支給をうけたときも同様とする。

(委任)

第9条 この条例で定めるもののほか、必要な事項は、規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、昭和48年4月1日から施行する。
- 2 昭和57年台風18号により床上浸水の被害をうけたり災者に対し支給する見舞金については、第4条第3号中「10,000円」とあるのは「20,000円」とする。
- 3 平成3年台風18号により床上浸水の被害を受けた者に対し支給する見舞金に係る第4条第3号の規定の適用については、同号中「10,000円」とあるのは「20,000円」と読み替えるものとする。
- 4 平成5年台風11号により床上浸水の被害を受けた者に対し支給する見舞金に係る第4条第3号の規定の適用については、同号中「10,000円」とあるのは「20,000円」と読み替えるものとする。

附 則 (昭和55年条例第13号)

この条例は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則 (昭和57年条例第18号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成3年条例第23号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成5年条例第15号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成24年条例第22号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成24年7月9日から施行する。

(経過措置)

- 2 災害発生時において出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成21年法律第79号）第4条の規定による廃止前の外国人登録法（昭和27年法律第125号）の規定に基づき本市の外国人登録原票に登録されていた者で、当該災害により被害を受けたもの（以下「外国人被災者」という。）に係る見舞金等の支給については、当該外国人被災者を改正後の越谷市災害見舞金等支給条例（以下「改正後の条例」という。）第3条第1項に規定する者とみなして、改正後の条例の規定を適用する。

附 則(平成27年条例第41号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

- 2 改正後の第4条第3号の規定は、平成27年台風18号に伴う大雨による床上浸水の被災者に対し支給する見舞金から適用する。

## 越谷市災害見舞金等支給条例施行規則

昭和48年3月31日

規則第15号

## (趣旨)

第1条 この規則は、越谷市災害見舞金等支給条例(昭和48年条例第18号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

## (用語の意義)

第2条 条例第2条第1項第2号に規定するその他気象災害とは、雷雨、竜巻、突風及び雪害をいう。

2 条例中家屋とは、専ら居住の用に供する建物をいう。

## (被災の種類)

第3条 条例第4条各号に規定する被災の種類は、次の各号の定めるところによる。

- (1) 全焼、全壊又は流失とは、家屋の焼失、損壊又は流失した部分の床面積がその家屋の70パーセント以上に達したとき又は70パーセントには達しないがその家屋を改築しなければ再び家屋として使用することができない程度の被害をいう。
- (2) 半焼とは、越谷市火災調査規程(平成13年消防本部訓令第3号)第35条第1項第2号に定める半焼をいう。
- (3) 半壊とは、家屋の損壊した部分の床面積がその家屋の50パーセント以上70パーセント未満のもので、その残存部分に補修を加えることによつて再び家屋として使用できる程度の被害をいう。
- (4) 床上浸水とは、浸水がその家屋の床以上に達したとき又は前各号に該当しないが土砂等のたい積のため一時的にその家屋に居住することができない程度の被害をいう。
- (5) 死亡者とは、災害が原因で死亡し、死体を確認された者又は死体を確認することができないが死亡したことが確実であると推定される者をいう。
- (6) 重傷者とは、災害のため負傷し、1月以上治療を要すると認められる者をいう。

## (延焼防止のための全壊、半壊)

第4条 前条第1号及び第3号に規定する全壊又は半壊には、消防法(昭和23年法律第186号)第29条の規定に基づく全壊又は半壊を含むものとする。

## (負傷後の死亡)

第5条 条例第2条第1項に規定する被災で負傷し、これにより被災発生後1月以内に死亡した者については、被災による死亡とみなす。

## (申請)

第6条 条例第6条の規定による申請は、被災届(第1号様式)、死亡届(第2号様式)又は負傷届(第3号様式)を提出して行なうものとする。

2 条例第6条中申請し難い特別の理由とは、災害によつて被災を受けた世帯に属する者がすべて死亡し、又は重傷を負い、申請し難いと市長が認めたときをいう。

## (被災事実等の認定)

第7条 市長は、申請を受理したときは、その被害事実、程度等について関係機関に確認のうえ認定す

るものとする。

(決定通知書)

第8条 市長は、見舞金等の支給を決定したときは、災害見舞金等支給決定通知書(第4号様式)により申請者に通知するものとする。

(台帳の備え付け)

第9条 見舞金等の支給事由、支給額等を明らかにするため、見舞金等支給台帳(第5号様式)を備えるものとする。

附 則

この規則は、昭和48年4月1日から施行する。

附 則(昭和62年規則第43号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成21年規則第12号)

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第1号様式の改訂規定は、平成21年4月1日から施行する。

第1号様式(第6条関係)

被災届

年 月 日

越谷市長 宛

住所  
申請者  
氏名 印

越谷市災害見舞金等支給条例第6条の規定によりお届けします。  
なお、り災状況に関する事項を消防署等に確認することについて同意します。

1 被災者	
2 現住所	
3 被災年月日	
4 災害発生原因	
5 災害の程度	

備考 本届出書は災害を受けてから30日以内に提出のこと。

第2号様式(第6条関係)

死亡届

年 月 日

越谷市長 宛

住所  
申請者  
氏名 印

越谷市災害見舞金等支給条例第6条の規定によりお届けします。

1 現住所	
2 死亡者氏名	
3 申請者との続柄	
4 死亡者生年月日	
5 病名	
6 死亡の日時	
7 死亡の場所	
8 死亡の原因	

備考 医師の診断書を添付のこと。

本届出書は災害を受けてから30日以内に提出のこと。

第3号様式(第6条関係)

負傷届

年 月 日

越谷市長 宛

住所  
申請者  
氏名 印

越谷市災害見舞金等支給条例第6条の規定によりお届けします。

1 現住所	
2 負傷者氏名	
3 申請者との続柄	
4 負傷年月日	
5 負傷の程度	
6 負傷の場所	
7 負傷の原因	

備考 医師の診断書を添付のこと。

本届出書は災害を受けてから30日以内に提出のこと。

第4号様式(第8条関係)

災害見舞金等支給決定通知書

年 月 日

様

越谷市長 印

先に申請のあった災害見舞金等の支給について、越谷市災害見舞金等支給条例施行規則第7条の規定により、下記のとおり決定しましたのでお知らせします。

記

被災内容	支給額
	円

備考 支給決定日から30日以内に、本決定通知書と印かんをもってご来庁下さい。

第5号様式(第9条関係)

災害見舞金等支給台帳

受付 番号	受付年 月日	被災者		申請者		金額	被災内容	支給年 月日
		氏名	住所	氏名	住所			



## 埼玉県・市町村被災者安心支援に関する基本協定

(平成26年3月31日締結)

埼玉県（以下「甲」という。）と埼玉県内の全市町村（以下「乙」という。）は、埼玉県・市町村被災者安心支援に関し、以下のとおり協定を締結する。

## (目的)

第1条 この協定は、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた埼玉県内の住民及び被害を受けた市町村に対し、甲及び乙が相互扶助の観点から、埼玉県・市町村生活再建支援金（以下「支援金」という。）の支給、埼玉県・市町村家賃給付金（以下「給付金」という。）の支給及び埼玉県・市町村人的相互応援（以下「人的相互応援」という。）のための制度を定めることにより、住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資することを目的とする。

## (定義)

第2条 この協定において、自然災害とは、被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）第2条第1号に定める自然災害をいう。

2 この協定において、災害とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害をいう。

## (支援金の制度)

第3条 甲及び乙は、自然災害によりその居住する住宅が全壊等した埼玉県内の世帯に対して、その生活の再建を支援するため、支援金の支援をする。

2 支援金の支給対象世帯、支給額、申請期間その他支援金の支給に関し必要な事項は、別に定める。

## (給付金の制度)

第4条 甲及び乙は、自然災害によりその居住する住宅が全壊した埼玉県内の世帯について、特別な理由があるため甲及び乙等が提供する公営住宅等（国家公務員住宅等の公的住宅を含む。）に入居せず民間賃貸住宅に入居した場合、当該世帯に対してその生活の再建を支援するため、給付金の支援をする。

2 給付金の額、申請期間その他給付金の支給に関し必要な事項は、別に定める。

## (人的相互応援の制度)

第5条 甲及び乙は、災害により被災した市町村のみでは、十分かつ迅速な応急対策及び復旧対策を実施することが困難な場合に、速やかな復興に資するため、被災した市町村からの求めに応じ職員を派遣する。

2 職員の派遣方法、派遣期間その他人的相互応援に関し必要な事項は、別に定める。

## (疑義等の協議)

第6条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関する疑義が生じたときは、甲と乙が協議し

て定めるものとする。

附 則

- 1 この協定は、平成26年4月1日から適用する。
- 2 この協定の成立は、埼玉県知事及び県内全市町村長の同意書をもって証する。

## 埼玉県・市町村生活再建支援金に関する要綱

(平成26年3月31日知事決裁)

(令和2年3月31日改正)

(令和3年3月31日改正)

(趣旨)

第1条 埼玉県（以下「甲」という。）及び埼玉県内の全市町村（以下「乙」という。）は、埼玉県・市町村被災者安心支援に関する基本協定（以下「基本協定」という。）に基づき、自然災害によりその居住する住宅が全壊等した埼玉県内の世帯の生活の再建を支援するため、これらの世帯に対し埼玉県・市町村生活再建支援金（以下「支援金」という。）、埼玉県・市町村半壊特別給付金（以下「特別給付金」という。）の支援をする。

2 前項の支援金及び特別給付金（以下「支援金等」という。）の支援に関しては、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 自然災害 被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号。以下「法」という。）第2条第1号に定める自然災害をいう。

(2) 被災世帯 自然災害により被害を受けた世帯であつて次に掲げるものをいう。

ア 当該自然災害によりその居住する住宅が全壊した世帯

イ 当該自然災害により、その居住する住宅が半壊し、又はその居住する住宅の敷地に被害が生じ、当該住宅の倒壊による危険を防止するため必要があること、当該住宅に居住するために必要な補修費等が著しく高額となることその他これらに準ずるやむを得ない事由により、当該住宅を解体し、又は解体されるに至った世帯

ウ 当該自然災害により火砕流等による被害が発生する危険な状況が継続することその他の事由により、その居住する住宅が居住不能のものとなり、かつ、その状態が長期にわたり継続することが見込まれる

世帯

エ 当該自然災害によりその居住する住宅が半壊し、基礎、基礎ぐい、壁、柱等であつて構造耐力上主要な部分として被災者生活再建支援法施行令（平成10年政令第361号）第2条に定めるものの補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯（イ及びウに掲げる世帯を除く。次条において「大規模半壊世帯」という。）

オ 当該自然災害によりその居住する住宅が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯（イからエまでに掲げる世帯を除く。次条において「中規模半壊世帯」という。）

カ 当該自然災害によりその居住する住宅が半壊した世帯（イからオまでに掲げる世帯を除く。次条及び第4条において「半壊世帯」という。）

(3) 住家被災市町村支援金等の支給対象となる被災世帯が被災時点において居住する市町村を

いう。

(支援金の支給)

第3条 甲は県内で被災世帯となった世帯の世帯主（以下「被災世帯主」という。）に対して、当該被災世帯主の申請に基づき、支援金の支給を行うものとする。

2 被災世帯（被災世帯であって自然災害の発生時においてその属する者の数が1である世帯（以下「単数世帯」という。）を除く。以下第6項までにおいて同じ。）のうち前条第2号アからエまでのいずれかに該当するものの世帯主に対する支援金の額は、100万円（大規模半壊世帯にあつては、50万円とする。以下「基礎支援金」という。）に、当該被災世帯が次の各号に掲げる世帯であるときは、当該各号に定める額を加えた額とする。

(1) その居住する住宅を建設し、又は購入する世帯 200万円

(2) その居住する住宅を補修する世帯 100万円

(3) その居住する住宅（公営住宅法（昭和26年法律第193号）第2条第2号に規定する公営住宅（第5項第3号及び第4条において「公営住宅」という。）を除く。）を賃借する世帯 50万円

3 前項の規定にかかわらず、同項に規定する被災世帯が同一の自然災害により同項各号のうち2以上に該当するときの当該世帯の世帯主に対する支援金の額は、100万円（大規模半壊世帯にあつては、50万円）に当該世帯が該当する同項各号に定める額のうち最も高いものを加えた額とする。

4 前2項の規定にかかわらず、前条第2号ウに該当する被災世帯については、法第3条第4項の規定の例による。

5 被災世帯のうち中規模半壊世帯の世帯主に対する支援金の額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) その居住する住宅を建設し、又は購入する世帯 100万円

(2) その居住する住宅を補修する世帯 50万円

(3) その居住する住宅（公営住宅を除く。）を賃借する世帯 25万円

6 前項の規定にかかわらず、同項に規定する被災世帯が同一の自然災害により同項各号のうち2以上に該当するときの当該世帯の世帯主に対する支援金の額は、当該世帯が該当する同項各号に定める額のうち最も高い額とする。

7 単数世帯の世帯主に対する支援金の額については、第2項から前項までの規定を準用する。この場合において、第2項、第3項及び第5項中「100万円」とあるのは「75万円」と、「50万円」とあるのは「37万5千円」と、第2項中「200万円」とあるのは「150万円」と、第5項中「25万円」とあるのは「18万7千5百円」と読み替えるものとする。

8 被害の程度は住家被災市町村がその認定を行うものとする。

9 同一の自然災害により、法による被災者生活再建支援金が支給される被災世帯主に対しては支援金を支給しない。

10 被災世帯が、同一の自然災害により第2項第3号及び第5項第3号の支援金又は基本協定第4条の規定に基づく埼玉県・市町村家賃給付金（以下「給付金」という。）のいずれも支給の対象となるときは、当該被災世帯の選択に従い、いずれか一方のみを支給することとし、併給はしない。

11 被災世帯が、災害救助法（昭和22年法律第118号）第4条第1項第6号に基づき被災した住宅の応急修理の救助を受ける場合には、当該救助に要する費用を超えて自己の費用をもって同一の住宅を補修する場合に、第2項第2号及び第5項第2号の支援金を支給する。

12 第1項の規定にかかわらず、埼玉県暴力団排除条例（平成23年埼玉県条例第39号）第2条第2号に規定する暴力団員が属する世帯に対しては支援金を支給しない。

13 第1項の規定にかかわらず、半壊世帯に対しては支援金を支給しない。

(特別給付金の支給)

第4条 甲は県内で半壊世帯となり自ら住宅を補修又は住宅（公営住宅を除く。）を賃借した被災世帯主に対して、当該被災世帯主の申請に基づき、予算の範囲内において特別給付金の支給を行うものとする。

2 半壊世帯（半壊世帯であって自然災害の発生時においてその属する者の数が1である世帯（以下「単数半壊世帯」という。）を除く。）の世帯主に対する特別給付金の額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) その居住する住宅を補修する世帯 50万円

(2) その居住する住宅（公営住宅を除く。）を賃借する世帯 25万円

3 単数半壊世帯の世帯主に対する特別給付金の額は、前2項の規定を準用する。この場合において、第2項中「50万円」とあるのは「37万5千円」と、「25万円」とあるのは「18万7千5百円」と読み替えるものとする。

4 半壊世帯が、同一の自然災害により、災害救助法（昭和22年法律第118号）の救助の対象となる場合は、特別給付金を支給しない。

5 被害の程度は住家被災市町村がその認定を行うものとする。

6 同一の自然災害により、法による被災者生活再建支援金及び支援金が支給される被災世帯主に対しては特別給付金を支給しない。

7 前項の規定にかかわらず、半壊世帯の世帯主が特別給付金を受給した後、支援金の受給が可能となった場合は、当該世帯主に対し支援金の受給限度額と受給済みの特別給付金の差額を支給するものとする。

8 第1項の規定にかかわらず、埼玉県暴力団排除条例（平成23年埼玉県条例第39号）第2条第2号に規定する暴力団員が属する世帯に対しては特別給付金を支給しない。

(支給の申請)

第5条 支援金等の支給を申請するときは、被災世帯主が住家被災市町村を経由して甲に、支援金等支給申請書（様式第1号）及び次の各号に掲げる添付書面等を提出することにより行うものとする。

(1) 住民票等の世帯が居住する住宅の所在、世帯の構成が確認できる市町村が発行する証明書

(2) 被災世帯主名義の預貯金通帳のうち、支援金等を振り込む口座を確認できる部分の写し

(3) 住宅が全壊、大規模半壊、中規模半壊又は半壊の被害を受けたことが確認できる住家被災市町村の発行する罹災証明書及び住宅が半壊し、又は住宅の敷地に被害が生じ、当該住宅の倒壊による危険を防止するため必要があること、当該住宅に居住するために必要な補修費等が著しく高額となることその他これらに準ずるやむを得ない事由により、当該住宅を解体したことが確認できる証明書類

(4) 第3条第2項各号及び同条第5項各号の支援金（以下「加算支援金」という。）の支給を申請するときは、前3号に加え住宅を建設、購入、補修若しくは賃借したことが確認できる契約書等の写し

(5) 特別給付金の支給を申請するときは、第1号から第3号に加え住宅を補修若しくは賃借したことが確認できる契約書等の写し

(6) その他、甲が指示する書面等

2 前項の規定による支援金等の支給の申請は、当該支援金等の支給に係る自然災害による被害が発生した日から起算して、基礎支援金にあつては13月を経過する日まで、加算支援金及び特別給付金にあつては37月を経過する日までに、住家被災市町村に提出して行わなければならない

らない。

3 前項の規定にかかわらず、甲は、被災地における危険な状況の継続その他やむを得ない事情により被災世帯主が前項に規定する期間内に支援金等の支給の申請をすることができないと認めるときは、その期間を延長することができる。

4 被災世帯主から申請を受理した住家被災市町村は、申請内容について支援金等支給申請に係る進達文書（様式第2号）及び支援金等申請者一覧表（様式第3号）を添えて、被災世帯主からの申請書面等を速やかに甲に進達するものとする。

#### （支給の決定）

第6条 甲は、前条第4項の規定による進達を受理したときは、申請内容を審査の上、支援金等の支給についてその可否を決定する。

2 甲は、前項の規定による審査において疑義等が生じた場合には、当該申請を受理した住家被災市町村等に確認又は申請書及び添付書面等の補正等を求めることができる。

#### （決定の通知）

第7条 甲は、前条第1項の規定による決定の内容を支援金等の決定通知書（様式第4号）により被災世帯主に通知するとともに、その写しを当該被災世帯主からの申請を受理した住家被災市町村に送付する。

#### （支給決定の取消）

第8条 甲は、被災世帯主が次の各号のいずれかに該当した場合には、支援金等の支給の決定の全部又は一部を取り消すことができるものとする。

(1) 偽りその他不正の手段によって支援金等の支給を受けたとき。

(2) その他、支援金等の支給の決定の内容若しくはこれに付した条件に違反し、又はこの要綱に基づく請求に応じないとき。

2 前項の規定による決定をした場合は、甲は、支援金等支給決定取消通知書（様式第5号）により当該被災世帯主に通知するとともに、その写しを当該被災世帯主からの申請を受理した住家被災市町村に送付する。

#### （支援金等の返還）

第9条 規則第17条第1項の規定による返還の命令をする場合は、甲は、支援金等返還請求書（様式第6号）により当該被災世帯主に返還を命ずるとともに、その写しを当該被災世帯主からの申請を受理した住家被災市町村に送付する。

2 前項の支援金等返還請求書の写しを受理した住家被災市町村は、支援金等の返還並びに加算金及び延滞金の納付について、当該被災世帯主と連絡調整を行うものとする。

#### （他の支給の一時停止等）

第10条 被災世帯主に対し支援金等の返還を命じ、当該被災世帯主が当該支援金等、加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、当該被災世帯主に対して、基本協定に基づき他の支給すべき金銭があるときは、相当の限度においてその支給を一時停止し、又は当該金銭と未納付額とを相殺するものとする。

#### （支援金等の財源）

第11条 支援金等は、甲の予算から支出するものとする。

2 甲は、前年12月から当年11月までに支給した支援金等の総額を集計し、当年12月20

日までに、市町村ごとの負担額を明示し各市町村に負担金を請求するものとする。

3 各市町村は、甲から請求を受けた後、翌年4月末日までに、請求のあった年度の甲の会計に自己の負担金を納付するものとする。

(証拠書類の保存)

第12条 甲及び乙は、この支援金等の支給に係る予算及び決算並びに申請受理から支給決定までに関する証拠書類等を支給完了後5年間保管しておかなければならない。

(疑義等の協議)

第13条 この要綱に定めのない事項又はこの要綱に関する疑義が生じたときは、甲及び乙又は甲及び住家被災市町村が協議して定めるものとする。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、支援金等に関して必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、平成26年4月1日から施行し、同日以後に生じた自然災害に係る支援金の支給について適用する。

附則

この要綱は、令和2年4月1日から施行し、同日以後に生じた自然災害に係る支援金等の支給について適用する。

附則

この要綱は、令和3年4月1日から施行し、同日以後に生じた自然災害に係る支援金等の支給について適用する。

## 埼玉県・市町村家賃給付金に関する要綱

(平成26年3月31日知事決裁)

## (趣旨)

第1条 埼玉県（以下「甲」という。）及び埼玉県内の全市町村（以下「乙」という。）は、埼玉県・市町村被災者安心支援に関する基本協定（以下「基本協定」という。）に基づき、県内で発生する自然災害によりその居住する住宅が全壊した世帯の生活の再建を図ることを支援するため、埼玉県・市町村家賃給付金（以下「給付金」という。）の支援をする。

2 前項の給付金の支援に関しては、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

## (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 自然災害 被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号。以下「法」という。）第2条第1号に定める自然災害をいう。
- (2) 全壊世帯 自然災害によりその居住する住宅が全壊した世帯をいう。
- (3) 住家被災市町村 給付金の支給対象となる全壊世帯が被災時点において居住する市町村をいう。
- (4) 公営住宅等 甲及び市町村営の公営住宅並びに甲及び市町村が斡旋する国家公務員宿舎、雇用促進住宅、独立行政法人都市再生機構の住宅等の公的住宅をいう。

## (支給対象世帯)

第3条 甲は、特別な理由により甲又は市町村が提供し、又は斡旋する公営住宅等に入居せず、自己の費用をもって賃借した民間賃貸住宅（以下「仮住宅」という。）に入居した全壊世帯に対して、給付金を支給する。

2 前項の特別な理由とは、次に定めるものとする。

- (1) 全壊世帯に身体障害者がおり、近隣の公営住宅等にバリアフリー住宅がないこと。
- (2) 全壊世帯に児童又は生徒がおり、公営住宅等に入居すると通学区域が変更になること。
- (3) 公営住宅等に入居すると1週間に1日以上通院しているかかりつけ医療機関から離れ、自動車等の通院手段がなく通院が困難になること。
- (4) 公営住宅等に入居すると全壊した住宅の所在地から離れて遠くなり、親族の介護、介助が困難になること。
- (5) 公営住宅等に入居すると、入居の規定により、当該自然災害発生前から飼育しているペットの飼育が困難になること。
- (6) その他、前各号に準ずるやむを得ないと認められる理由

3 第1項の支給対象となる全壊世帯は、当該自然災害のため新たに仮住宅に入居した世帯に限るものとする。

4 第1項の規定にかかわらず、次に該当する世帯に対しては給付金を支給しない。

- (1) 生活保護のうち住宅扶助を受給している世帯
- (2) 中国残留邦人等に対する支援給付のうち住宅扶助を受給している世帯



- (3) 国の住居等困窮離職者支援施策における住宅支援給付を受給している世帯（平成26年度まで）
- (4) 生活困窮者自立支援法に基づく住居確保給付金を受給している世帯（平成27年度から）
- (5) 埼玉県暴力団排除条例（平成23年埼玉県条例第39号）第2条第2号に規定する暴力団員が属する世帯

（給付金の支給）

- 第4条 甲は県内で被災した前条第1項に規定する全壊世帯（以下「支給対象世帯」という。）の世帯主に対して、当該世帯主の請求に基づき、給付金の支給を行うものとする。
- 2 支給対象世帯の世帯主に対する給付金の額は、仮住宅の賃借料相当額（敷金、礼金、権利金、共益費、管理費等を除く。）とし、月額6万円を上限とする。
  - 3 前項の規定にかかわらず、支給対象世帯の世帯員が5人以上である場合には、給付金の額は月額9万円を上限とする。
  - 4 被害の程度は住家被災市町村がその認定を行うものとする。
  - 5 給付金の支給期間は、仮住宅に連続して入居する期間とし、最長12月とする。
  - 6 同一の自然災害により、法第3条第2項第3号の規定による被災者生活再建支援金の支給を受ける全壊世帯に対しては、給付金を支給しない。
  - 7 全壊世帯が、同一の自然災害により給付金又は基本協定第3条の規定に基づく埼玉県・市町村生活再建支援金（以下「支援金」という。）のいずれも支給の対象となるときは、当該支給対象世帯の選択に従い、いずれか一方のみを支給することとし、併給はしない。

（支給の申請）

- 第5条 給付金の支給を申請するときは、支給対象得世帯の世帯主が住家被災市町村を経由して甲に、仮住宅の賃貸借契約を締結した日から30日以内に給付金支給申請書（様式第1号）及び次の各号に掲げる添付書面等を提出することにより行うものとする。
- (1) 住民票（外国人世帯にあつては、外国人登録済証明書）等世帯が居住する住宅の所在、世帯の構成が確認できる市町村が発行する証明書
  - (2) 住宅が全壊の被害を受けたことが確認できる住家被災市町村の発行する罹災証明書
  - (3) 仮住宅の賃貸借契約書の写し
  - (4) 公営住宅等に入居しない特別な理由を証明する書面等
  - (5) 被災世帯主名義の預貯金通帳のうち、給付金を振り込む口座を確認できる部分の写し
  - (6) その他、甲が指示する書面等
- 2 前項の規定による給付金の支給の申請は、当該給付金の支給に係る自然災害による被害が発生した日から起算して、3月を経過する日までに住家被災市町村に提出しなければならない。
  - 3 前2項の規定にかかわらず、甲は、やむを得ない事情により支給対象世帯の世帯主が、これらの規定に定める期間内に給付金の支給の申請をすることができないと認めるときは、その期間を延長することができる。
  - 4 支給対象世帯の世帯主から申請を受理した住家被災市町村は、申請内容について給付金支給申請に係る進達文書（様式第2号）及び給付金申請者一覧表（様式第3号）を添えて、支給対象世帯の世帯主からの申請書面等を速やかに甲に進達するものとする。

（支給の決定）

- 第6条 甲は、前条第4項の規定による進達を受理したときは、申請内容を審査の上、給付金の支給についてその可否を決定する。
- 2 甲は、前項の規定による審査において疑義等が生じた場合には、当該申請を受理した住家被災

災市町村等に確認又は申請書及び添付書面等の補正等を求めることができる。

(決定の通知)

第7条 甲は、前条第1項による決定の内容を給付金の決定通知書(様式第4号)により支給対象世帯の世帯主に通知するとともに、その写しを当該世帯主からの申請を受理した住家被災市町村に送付する。

(支給の請求)

第8条 給付金の支給の決定を受けた者(以下「支給決定世帯主」という。)は、給付金の支給を受けようとするときは、給付金の支給を受けようとする月の末日までに給付金請求書(様式第5号)に関係書類を添えて、住家被災市町村に提出しなければならない。

2 前項の規定による請求を受理した住家被災市町村は、請求内容を確認の上、速やかに甲に進達するものとする。

(支給の時期)

第9条 甲は、前条の規定により請求があった場合には、請求のあった月の翌月の末日までに、支給決定世帯主に給付金を支給するものとする。

(支給決定の取消)

第10条 甲は、支給決定世帯主が次の各号のいずれかに該当した場合には、給付金の支給決定の全部又は一部を取り消すことができるものとする。

(1) 偽りその他不正の手段によって給付金の支給を受けたとき。

(2) その他、給付金の支給の決定の内容若しくはこれに付した条件に違反し、又はこの要綱に基づく請求に応じないとき。

2 前項の規定による決定をした場合は、甲は、給付金支給決定取消通知書(様式第6号)により支給決定世帯主に通知するとともに、その写しを当該世帯主からの申請を受理した住家被災市町村に送付する。

(給付金の返還)

第11条 規則第17条第1項の規定による返還の命令をする場合は、甲は、給付金返還請求書(様式第7号)により当該支給決定世帯主に返還を命ずるとともに、その写しを当該世帯主からの申請を受理した住家被災市町村に送付する。

2 前項の給付金返還請求書の写しを受理した住家被災市町村は、給付金の返還並びに加算金及び延滞金の納付について、当該支給決定世帯主と連絡調整を行うものとする。

(他の支給の一時停止等)

第12条 支給決定世帯主に対し給付金の返還を命じ、当該支給決定世帯主が当該給付金、加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、当該支給決定世帯主に対して、基本協定に基づき他の支給すべき金銭があるときは、相当の限度においてその支給を一時停止し、又は当該金銭と未納付額とを相殺するものとする。

(給付金の財源)

第13条 給付金は、甲の予算から支出するものとする。

2 甲は、前年12月から当年11月までに支給した給付金の総額を集計し、当年12月20日までに、各市町村ごとの負担額を明示し各市町村に負担金を請求するものとする。

3 各市町村は、甲から請求を受けた後、翌年4月末日までに、請求のあった年度の甲の会計に自己の負担金を納付するものとする。

(証拠書類の保存)

第14条 甲及び乙は、この給付金の支給に係る予算及び決算並びに申請受理から支給決定までに関する証拠書類等を支給完了後5年間保管しておかなければならない。

(疑義等の協議)

第15条 この要綱に定めのない事項又はこの要綱に関する疑義が生じたときは、甲及び乙又は甲及び住家被災市町村が協議して定めるものとする。

(委任)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行し、同日以後に生じた自然災害に係る給付金の支給について適用する。

## 埼玉県・市町村人的相互応援に関する要綱

(平成26年3月31日締結)

## (趣旨)

第1条 埼玉県（以下「甲」という。）及び県内の全市町村（以下「乙」という。）は、埼玉県・市町村被災者安心支援に関する基本協定（以下「基本協定」という。）に基づき、県内で発生する災害による被災市町村の迅速な応急対策及び復旧対策を応援し、もって被災者の速やかな生活の再建を支援するため、被災市町村に職員を短期間派遣する埼玉県・市町村人的相互応援（以下「人的相互応援」という。）を実施する。

2 人的相互応援に関しては、災害時における埼玉県内市町村間の相互応援に関する基本協定（平成19年5月1日締結）（以下「相互応援基本協定」という。）及び災害時の相互応援に関する実施要領にかかわらず、この要綱の定めるところによる。

## (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害をいう。
- (2) 被災市町村 災害により、住民や管内の公共物に被害が発生した市町村をいう。

## (人的相互応援の制度)

第3条 甲及び乙は、被災市町村のみでは十分かつ迅速に救助、応急対策及び復旧対策を実施することが困難な場合に、必要な技術職、事務職及び技能職等の職員を被災市町村からの要請に応じて短期間派遣するものとする。

## (派遣要請の手続)

第4条 被災市町村の長は、甲又は乙に職員の短期派遣を要請しようとするときは、派遣要請依頼書（様式第1号）により、次に掲げる事項を明らかにして、甲に派遣の要請を依頼するものとする。

- (1) 派遣に係る人数及び職種
- (2) 派遣に係る業務内容
- (3) 派遣に係る期間
- (4) 派遣場所及び派遣場所への経路
- (5) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

2 前項第3号の期間は、短期間のものに限る。

3 甲は、前項の依頼を受けたときは、市町村又は甲の機関に対して派遣の可否についての照会をする。

4 甲は、前項の派遣の可否についての回答を基に、職員の派遣をする市町村（以下「派遣市町村」という。）又は甲の機関（以下「派遣機関」という。）と派遣に係る人数など第1項各号に規定する事項について調整する。

5 甲は、前項の調整をしたときは、派遣調整結果通知書（様式第2号）により、調整結果を派

遣の要請を依頼した被災市町村（以下「要請市町村」という。）、派遣市町村及び派遣機関に通知するものとする。

- 6 前項の通知を受けた要請市町村は派遣市町村又は派遣機関に対して、派遣要請書（様式第3号）を提出する。
- 7 特段の理由がない限り、前項に規定する派遣要請書の提出及び受領によって要請市町村及び派遣市町村又は派遣機関は、派遣についての合意をしたものとみなす。

#### （派遣の実施）

第5条 前条第6項の派遣要請書を受領した派遣市町村又は派遣機関は速やかに職員の派遣を実施する。

#### （派遣の調整）

第6条 甲は、前条の規定による派遣が迅速かつ円滑に実施されるよう、派遣の調整を行うことができる。

#### （派遣の取扱い）

- 第7条 第5条の規定により職員を派遣する場合の取扱いは、短期の職務命令による派遣の扱いとする。ただし、要請市町村と派遣市町村及び派遣機関が別途協議し、これと異なる取扱いをすることを妨げない。
- 2 派遣市町村及び派遣機関から派遣される職員は、要請市町村において、要請市町村の職員が行う業務の補助を行う。

#### （疑義等の協議）

- 第8条 この要綱に定めのない事項又はこの要綱に関する疑義が生じたときは、甲と乙が協議して定めるものとする。
- 2 前項に規定する協議について、そのいとまがないときには、甲、要請市町村、派遣市町村及び派遣機関等の派遣に関わる関係者が、その都度協議して定めるものとする。

#### 附 則

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から施行し、同日以後に生じた災害に係る人的相互応援について適用する。
- 2 この要綱の成立は、埼玉県知事及び県内全市町村長の同意書をもって証する。

## 火災警報に関する協議書

昭和53年 2月13日

改正 昭和56年12月21日

改正 平成6年 3月 1日

改正 平成28年 4月 1日

改正 令和 3年 4月 1日

(趣旨)

第1 この協議書は、消防法(昭和23年法律第186号)第22条第3項の規定により気象状況が火災予防上危険と予想されるとき、火災警報を発令するために必要な気象情報を収集し、以って警報発令に伴う事務処理を共同で行うことを協議するものとする。ただし、構成消防本部において独自に火災警報を発令するときは、幹事消防長に連絡する。

(協議機関)

第2 協議機関は、別表1に掲げる消防本部とする。

(観測の指定)

第3 気象観測は、熊谷地方気象台長並びに埼玉県知事からの異常気象通報のほか、別表2に定める各消防本部の指定する気象観測機器により観測するものとする。

2 消防長は、気象台長等から異常気象の通報があったとき、又は気象の状況が火災予防及び警戒上特に必要があると認めるときは、観測を強化するものとする。

(異常気象の報告)

第4 指定消防本部において異常気象を観測したときは、速やかに幹事消防本部に通報するものとする。

(警戒発令の事前協議)

第5 幹事消防長は、異常気象を認めるときは、速やかに関係消防長と電話で協議して警報発令の措置をとるものとする。

(火災警報の基準)

第6 火災警報は、気象状況が次の基準に該当し、火災発生及び延焼拡大の危険が極めて大であると認める場合に発令し、平常の気象に復したとき解除する。

- (1) 実効湿度が55パーセント以下で最小湿度が25パーセント以下になったとき。
- (2) 実効湿度が60パーセント以下であって最小湿度が30パーセント以下となり、最大風速毎秒10メートルを超える見込みのとき。
- (3) 風速毎秒12メートル以上が1時間以上連続して吹く見込みのとき。

(幹事消防本部)

第7 幹事消防本部は、別表3に定める順番制で担当し、1年ごとに交代するものとする。

2 前項の事務引継ぎは、年度を以って行うものとする。

(会議)

第8 引継ぎに際し、担当者会議を年度内に開催する。

以上、二市二組合消防相互の理解のもとに本会議を結ぶものとする。

別表1(第2関係)  
協議機関

消防本部名
越谷市消防局
草加八潮消防局
三郷市消防本部
吉川松伏消防組合消防本部

別表2(第3関係)  
観測機関

消防本部名
越谷市消防局
草加八潮消防局
三郷市消防本部
吉川松伏消防組合消防本部

別表3(第7関係)  
幹事消防本部

消防本部名
越谷市消防局
草加八潮消防局
三郷市消防本部
吉川松伏消防組合消防本部

## (1) 学校（令和5年1月1日現在）

## ① 幼稚園

No.	施設名称	所在地	電話番号
1	越谷教会附属越谷幼稚園	御殿町 4-33	962-2743
2	萩原第一幼稚園	赤山本町 3-13	962-4358
3	照蓮院さくら幼稚園	瓦曾根 1 丁目 5-43	962-4837
4	越谷わかば幼稚園	南越谷 5 丁目 20-5	986-5645
5	愛隣幼稚園	蒲生 3 丁目 9-13	986-4915
6	越谷くるみ幼稚園	神明町 1 丁目 82	962-8555
7	ぶどうぞの幼稚園	南荻島 4336-5	976-1972
8	精華幼稚園	登戸町 20-33	986-3747
9	あやの幼稚園	大成町 1 丁目 40-2	985-2395
10	大沢幼稚園	大沢 578-1	974-6443
11	大袋わかば幼稚園	大杉 492-1	976-4880
12	アスナロ幼稚園	弥十郎 737-1	975-2948
13	大袋幼稚園	大竹 822	975-5050
14	南越谷幼稚園	川柳町 1 丁目 111	987-0161
15	松沢幼稚園	谷中町 2 丁目 94-1	966-8686
16	萩原第二幼稚園	新越谷 1 丁目 294	986-6891
17	さなえ幼稚園	東町 3 丁目 330	985-3120
18	清浄院幼稚園	大松 700	976-1361
19	あゆみ幼稚園	恩間新田 221	978-4188
20	レイクアスナロ幼稚園	レイクタウン 9 丁目 2-7	961-8889

## ② 小学校

No.	施設名称	所在地	電話番号
1	越ヶ谷小学校	中町 1-41	963-0180
2	大沢小学校	大沢 2 丁目 13-21	974-8522
3	新方小学校	北川崎 178	974-6779
4	桜井小学校	大泊 1140	974-5397
5	大袋小学校	大竹 147	974-7756
6	荻島小学校	南荻島 902	976-5974
7	出羽小学校	谷中町 2 丁目 69	962-2029
8	大相模小学校	大成町 2 丁目 1	985-2362
9	増林小学校	増林 2 丁目 512	962-2740
10	川柳小学校	川柳町 1 丁目 471-1	986-3243
11	南越谷小学校	南越谷 4 丁目 21-1	988-5582
12	東越谷小学校	東越谷 6 丁目 1040	964-0675
13	大沢北小学校	大林 580	976-4384
14	大袋北小学校	袋山 515	975-3211
15	蒲生南小学校	南町 1 丁目 8-1	985-8281

No.	施設名称	所在地	電話番号
16	北越谷小学校	北越谷3丁目10-38	975-6931
17	大袋東小学校	袋山1750	975-4918
18	平方小学校	平方2784	976-1586
19	弥栄小学校	北川崎725	976-1588
20	大間野小学校	大間野町2丁目115	985-3382
21	宮本小学校	宮本町5丁目85	965-2273
22	西方小学校	西方2丁目12-1	965-2275
23	鷺後小学校	東大沢2丁目1-1	977-3454
24	明正小学校	川柳町1丁目401	987-7560
25	千間台小学校	千間台西5丁目4	976-1001
26	桜井南小学校	下間久里226	976-6614
27	花田小学校	花田4丁目14-1	966-7273
28	城ノ上小学校	増林6066-1	960-3000
29	蒲生小学校	蒲生旭町1-75	985-6812

③ 中学校

No.	施設名称	所在地	電話番号
1	中央中学校	宮前1丁目18-1	962-9180
2	東中学校	東越谷9丁目3160	962-2366
3	西中学校	神明町2丁目385	976-5868
4	南中学校	川柳町1丁目198	986-1031
5	北中学校	袋山870	975-1009
6	富士中学校	新越谷1丁目85	966-0317
7	北陽中学校	大松450	975-4591
8	栄進中学校	大沢659-1	975-5551
9	光陽中学校	川柳町1丁目498	987-7940
10	平方中学校	平方2115	977-3451
11	武蔵野中学校	大間野町4丁目357	987-9651
12	大袋中学校	大竹236	975-3830
13	新栄中学校	大吉435	976-6615
14	大相模中学校	相模町3丁目165	987-2111
15	千間台中学校	三野宮1141	977-8778

(2) 社会福祉施設（令和5年1月1日現在）

① 老人福祉施設

No.	施設名称	所在地	電話番号
1	老人福祉センターけやき荘	新川町2丁目55	965-5822
2	老人福祉センターくすのき荘	大杉655	979-6600
3	老人福祉センターゆりのき荘	増林3丁目2-2	992-6601
4	老人福祉センターひのき荘	川柳町2丁目507-1	973-7903
5	MILKY ジム&デイ レイクタウン	レイクタウン4丁目3	940-8639
6	スマイルリハビリデイサービス	越ヶ谷2649	965-8585



No.	施設名称	所在地	電話番号
7	早稲田イーライフ越谷大袋	下間久里 290-2	940-7010
8	デイサービス ソラスト北越谷	花田 3 丁目 4-16	992-6030
9	癒しのデイサービス越谷	花田 3 丁目 4-9	967-6515
10	リハてらす 花田苑	花田 6 丁目 4-10	960-2753
11	リハてらす 越谷	花田 7 丁目 10-1	972-4990
12	通所介護事業所 かけはし	蒲生 2 丁目 9-30	985-5261
13	ひまわりデイサービス	蒲生 3 丁目 17-5	940-1211
14	あずみ苑 蒲生	蒲生 4 丁目 17-1	990-6521
15	デイサービスさんすまいる	蒲生茜町 11-6	940-7426
16	GENK I N E X T 越谷蒲生	蒲生寿町 18-32	940-5823
17	健康アカデミー別邸	蒲生寿町 4-28	972-4980
18	健康アカデミー認知症介護支援センター	蒲生寿町 5-7	972-4880
19	アズハイム越谷蒲生デイサービスセンター	蒲生西町 1 丁目 5-3	988-3801
20	特別養護老人ホームグレースガーデン越谷	砂原 125-1	940-3915
21	医療法人秀峰会デイサービス里仁	七左町 4 丁目 100-4	985-3385
22	特別養護老人ホーム えくぼ	七左町 6 丁目 191-1	987-4787
23	ツクイ南越谷	新越谷 1 丁目 28-3	990-3533
24	ニチイケアセンター茜	新越谷 1 丁目 69-9	961-5271
25	タムスさくらの杜越谷	新川町 2 丁目 247	940-6110
26	デイサービス北越谷	神明町 2 丁目 181-6	947-2741
27	特別養護老人ホーム さち	神明町 3 丁目 18	966-2525
28	リバティーガーデン	西新井 1016-1	964-4446
29	デイサービス ケアセンター あいあい	赤山町 2 丁目 27	969-1711
30	美と健康のデイサービス ソラレ&ひだまり	赤山町 5 丁目 9-17	967-1002
31	デイサービスセンターこころ	千間台西 1 丁目 6-2	940-8903
32	あおぞら整骨院デイサービス	千間台東 1 丁目 15-5	973-0100
33	GENK I N E X T 越谷千間台東	千間台東 2 丁目 6-12	940-1482
34	リハビリ特化型デイサービスリアン	千間台東 3 丁目 19-7	973-0061
35	地域密着型介護老人福祉施設 越谷なごみの郷	川柳町 3 丁目 55-1	987-8753
36	越谷なごみの郷	川柳町 3 丁目 60-1	987-0753
37	特別養護老人ホームみちみち	船渡 2046	979-5381
38	特別養護老人ホーム桃の里	船渡 43	974-2006
39	コミュニティ・ライフ越谷	相模町 1 丁目 93-1	918-1399
40	にこにこリハビリデイサービス	相模町 3 丁目 105-1	940-6101
41	喜左衛門	相模町 6 丁目 442-28	985-0086

No.	施設名称	所在地	電話番号
42	介護老人福祉施設憩いの里	増森 1 丁目 85	963-5151
43	越谷リハビリケアセンター	増林 4403-1	960-5408
44	クローバーホーム	増林 5445-1	967-0500
45	コスモ越谷	増林 5905-2	963-6221
46	ほっと倶楽部 若	袋山 1320-3	977-9870
47	デイサービスそら大袋	袋山 1402-1	940-7363
48	リハタイム大袋	袋山 200-26	918-1706
49	デイサービス飛鳥	袋山 249-8	999-6847
50	キャンベルホーム	大吉 552-1	970-3330
51	デイサービスセンターらいふリハ 大沢	大沢 3 丁目 28-1	970-0500
52	樹楽 北越谷	大沢 3406-5	916-5017
53	なでしこ	大沢 4 丁目 19-41	960-6081
54	GENKI NEXT 北越谷	大沢 4 丁目 6-24	940-7720
55	デイサービスセンター あいあい	大竹 831-1	970-1155
56	リハビリ特化型デイサービス グ リーンガーデン大道	大道 547	940-8011
57	イオンマイル北越谷店	大林 384-1	972-4041
58	デイサービス ななみ	大林 589-2	971-5778
59	介護老人福祉施設嘉祥園	谷中町 4 丁目 29	966-7337
60	あさひ リハビリデイサービス	東越谷 10 丁目 23-1	947-0595
61	デイサービスセンター ケアサポ ートこしがや	東越谷 6 丁目 15-11	969-1165
62	パナソニック エイジフリーケア センター東越谷・ショートステイ	東越谷 7 丁目 15-3	969-0101
63	通所介護事業所 かがやき	東越谷 8 丁目 23-4	969-0550
64	通所介護事業所 さわやかサロン	東越谷 8 丁目 20-6	969-1051
65	けあらーず越谷指定通所介護事業 所	東越谷 9 丁目 29-5	971-7590
66	デイサービス 笑顔の家	東大沢 2 丁目 23-2	940-1747
67	デイサービス純誠会こしがや	東大沢 4 丁目 13-3	940-0303
68	越谷ケアセンター そよ風	東大沢 4 丁目 31-12	960-5160
69	南こしがや翔裕館	南越谷 1 丁目 2-16	961-3770
70	デイサービスセンターシエロ 新 越谷	南越谷 3 丁目 3-5	961-8563
71	介護老人福祉施設越谷ホーム	南荻島 1987	978-5500
72	地域密着型特別養護老人ホーム 輝の杜こしがや	南荻島 492-1	971-1211
73	レコードブック南越谷	南町 3 丁目 9-20	940-3566
74	リハビリデイたから越谷店	平方 1710-2	970-7250
75	木下の介護 越谷	平方 2162-8	971-5208
76	ツクイ 北越谷	北越谷 3 丁目 15-29	970-5115

No.	施設名称	所在地	電話番号
77	SOMPO ケア 北越谷駅前 デイサービス	北越谷 4 丁目 23-8	911-0300
78	お泊りデイサービス越谷	弥栄町 3 丁目 43-196	971-6485
79	地域密着型療養通所介護 めぐり	弥十郎 582-1	972-6307
80	リハプライド・越谷駅前	越ヶ谷本町 5-23	971-7919
81	地域密着型デイサービス七左町	七左町 4 丁目 189-3	989-5035
82	デイサービスそら新川	新川町 1 丁目 217-2	947-9906
83	学研ココファン南越谷	新越谷 1 丁目 68-1	961-2180
84	デイサービスセンターエクラシア 越谷大成	大成町 1 丁目 2247-1	050-6865-6182
85	nozomi こしがや	東大沢 1 丁目 17-2	973-7021
86	デイサービスセンター 越谷ホーム	南荻島 1987	978-5808
87	お泊りデイサービスプエンテ	東越谷 2 丁目 12-1	967-5228
88	コスモ療養通所 アンジュ	西方 2 丁目 10-12	940-8652
89	こしがや翔裕館	平方 2815-1	972-6580
90	越谷よさこいホーム	恩間新田 53-1	999-6262
91	越谷れんげの杜	相模町 2 丁目 277-1	989-0222
92	けやきデイサービス	下間久里 788-1	967-5424
93	ケアセンターつどいせんげん台	千間台西 4 丁目 3-14	970-8375
94	デイサービス さわらび	南荻島 1987	978-2220
95	デイサービスセンター エクラシア 越谷神明	神明町 3 丁目 497-1	050-6865-6181
96	デイサービスセンター エクラシア 越谷レイクタウン	レイクタウン 6 丁目 4-3	050-6865-6183
97	リハセンター あいあい	赤山町 2 丁目 27	969-1711
98	在宅支援センター 夢のつづき	三野宮 175-1	971-5877
99	リハタイム南越谷	瓦曾根 2 丁目 8-66	918-2113
100	学び舎カフェ	大里 508-3	940-7028
101	デイサービスひかり	恩間新田 386-1	967-5885
102	地域密着型通所介護 はあべすと	赤山町 1 丁目 5 7-1	080-1121-4664

② 有料老人ホーム

No.	施設名称	所在地	電話番号
1	和楽居	大里 173-1	971-5322
2	越谷幸楽園	大沢 2 丁目 13-31	970-7070
3	ケヤキ倶楽部越谷	大道 111	978-0050
4	ハーウィル北越谷	北越谷 1 丁目 9-18	050-2018-1804
5	エクラシア越谷神明	神明町 3 丁目 497-1	050-6865-6181
6	エクラシア越谷大成	大成町 1 丁目 2247-1	050-6865-6182
7	ホームホスピス晴れる家	花田 7 丁目 14-16	971-6199
8	南こしがや翔裕館	南越谷 1 丁目 2-16	961-3770
9	住宅型有料老人ホーム 輪	弥十郎 582-1	972-6317

No.	施設名称	所在地	電話番号
10	エクラシア越谷レイクタウン	レイクタウン6丁目4-3	050-6865-6183
11	応援家族 越谷	伊原1丁目4-52	987-0333
12	大袋ケアコミュニティそよ風	下間久里1078-1	973-5535
13	有料老人ホーム アペックス越谷 B棟	花田1丁目34-20	960-5001
14	有料老人ホーム アペックス越谷 A棟	花田1丁目35-14	965-2659
15	蒲生めいせい	蒲生3795-1	961-7080
16	スマイリングホームメディス越谷 蒲生	蒲生西町2丁目2-25	989-3511
17	スタイルケア越谷	瓦曾根2丁目5-73	940-0160
18	スタイルケア南越谷	瓦曾根3丁目6-57	967-4165
19	アミカの郷越谷	宮本町3丁目142-1	960-5910
20	そんぼの家 越谷	宮本町3丁目78-1	960-3377
21	ココファン南越谷	新越谷1丁目68-1	961-2180
22	つくしんぼ壺番館	赤山町2丁目235-1	969-5011
23	つくしんぼ式番館	赤山町2丁目235-2	969-5011
24	SOMPOケア ラヴィーレ越谷	赤山町2丁目55-1	962-2233
25	有料老人ホーム ソラスト越谷	赤山町2丁目84-1	960-1555
26	有料老人ホーム サニーライフ越 谷	赤山町3丁目197-1	969-2700
27	有料老人ホーム 越谷なごみ苑	川柳町1丁目166-1	990-6753
28	白小鳩橋めいせい	相模町7丁目3928-1	961-3080
29	ココファン大袋	袋山1400-1	970-5111
30	有料老人ホーム サニーライフ越 谷北	袋山249-1	970-3600
31	ニチイケアセンター越谷	袋山249-6	970-1351
32	ベストライフ越谷	大沢2丁目13-40	970-8837
33	ケアタウンつどい大沢	大沢3丁目23-3	970-0808
34	イリーゼ北越谷	大道53-1	970-1031
35	シーハーツ越谷	南越谷5丁目7-1	961-1465
36	スマイリングホームメディス北越 谷	北越谷3丁目8-20	971-3405
37	シニアの杜・越谷	七左町5丁目1-2	990-5588
38	ロングライフ越谷	千間台西3丁目2-15	940-8950
39	ライブラリ越谷	赤山町2丁目92-1	940-6230
40	ゆとり庵北越谷ナーシングホーム	大道643	967-5560
41	ハーモニーライフ越谷	下間久里581-1	979-3330
42	医心館 越谷	越ヶ谷1丁目6-3	967-5817
43	住宅型有料老人ホーム 三郷憲生	恩間新田383	967-5885

③ 認知症対応型老人共同生活援助事業の用に供する施設

No.	施設名称	所在地	電話番号
1	エスケアホーム越谷蒲生	蒲生2丁目11-9	990-7500
2	エスケアホーム越谷	七左町1丁目69-3	961-1705
3	グループホームケアセンターあい あい	赤山町2丁目27	969-1711
4	ニチイケアセンター越谷北	千間台西2丁目23-5	973-6027
5	グループホーム つどい「小宮家」	千間台西4丁目3-14	970-8331
6	グループホーム ひまわり	川柳町1丁目305	951-2318
7	愛の家グループホーム 越谷相模	相模町5丁目226-1	990-7260
8	グループホーム 越谷スマイル館	増林3610	965-6616
9	グループホーム ふくしのまち大 袋	袋山1088-1	940-2943
10	愛の家グループホーム 越谷	谷中町3丁目71-1	969-5250
11	グループホーム ケアサポートこ しがや	東越谷6丁目15-11	969-1165
12	グループホームつどい「東大沢家」	東大沢4丁目2-6	940-3907
13	越谷西ケアセンターそよ風	南荻島565-1	970-0170
14	こしがや翔裕館	平方2815-1	972-6580
15	あすなろホーム越谷	平方393-2	974-0476
16	SOMPO ケア そんぼの家GH 北越谷	北越谷1丁目18-2	970-7003
17	グループホーム オ・ハナ	弥栄町3丁目43-189	970-4848
18	愛の家グループホーム越谷平方	平方2254	970-2500
19	はなまるホーム北越谷	弥栄町2丁目511-1	970-1162
20	憩いの里	増森1丁目85	963-5151
21	ゆとり庵北越谷グループホーム	大道643	967-5412
22	グループホーム晴苑	谷中町4丁目293-1	963-8700

④ 障害者支援施設

No.	施設名称	所在地	電話番号
1	桃の里	南荻島770	972-0544
2	神明苑	神明町3丁目176	963-3289
3	こしがや希望の里	向畑231	978-2111

⑤ 地域活動支援センター

No.	施設名称	所在地	電話番号
1	有朋	七左町4丁目100-4	985-3386
2	ひかりの森	弥生町1-9	962-9888

⑥ 障害者福祉サービスの用に供する施設

No.	施設名称	所在地	電話番号
1	ぱれっと1	花田2丁目8-14	964-3687
2	ぱれっと2	花田2丁目8-14	940-2833
3	ぱれっと3	大沢3丁目5-3	971-5937

No.	施設名称	所在地	電話番号
4	ぱれっと4	東大沢2丁目3-6	971-9203
5	ぱれっと5	東大沢2丁目3-6	971-9165
6	ぱれっと6	東大沢2丁目29-10	940-0149
7	ぱれっと7	東大沢2丁目29-10	940-0153
8	グループホーム 色音	赤山町3丁目152-1	961-8440
9	グループホーム 一瓢	七左町4丁目100-4	985-3385
10	グループホーム 一瓢2	七左町4丁目100-4	985-3385
11	こもれび	平方2864-1	972-6122
12	グループホームエクボ	増森2538-1	090-5209-0233
13	グループホームみつばA	千間台西4丁目7-40	971-6204
14	グループホームみつばB	千間台西4丁目7-7	971-6204
15	グループホームみつばC	千間台西4丁目7-7	971-6204
16	ねいる	大泊168-1	971-6893
17	トパーズ南越谷	南越谷5丁目24-18	940-8241
18	トパーズ北越谷	花田2丁目1-11	971-8772
19	トパーズレイクタウン	レイクタウン6丁目1-1	971-9851
20	あやせホーム1	レイクタウン6丁目13-1	080-9872-7892
21	あやせホーム2	レイクタウン6丁目13-11	080-9872-7893
22	あやせホーム3	レイクタウン6丁目13-12	080-9872-7894
23	あやせホーム4	レイクタウン6丁目13-13	080-9872-7895
24	あやせホーム5	下間久里936-17	080-9872-7896
25	グループホーム葉	蒲生3丁目6-7	940-8805
26	グループホームしゅしゅ	赤山町3丁目14-103	972-6548
27	グランディール越谷A	千間台東2丁目437-4	999-6142
28	グランディール越谷B	千間台西5丁目10-2	070-1529-4087
29	グランディール越谷C	千間台西5丁目10-2	080-4386-7226
30	グランディール越谷D	千間台西5丁目10-13	999-6142
31	リリーフハウス越谷	増林2丁目475-10	940-8548
32	リリーフハウス越谷レイクタウン	大成町2丁目93-11	287-9103
33	リリーフハウス大袋	袋山1678-7	974-3920
34	あいの家	大泊549-1	971-6590
35	クリスホーム	花田3丁目14-30	080-2158-3641
36	クリスホーム2	神明町2丁目305-8	080-2217-5013
37	クリスホーム3	東越谷8丁目10-26	080-2216-9878
38	クリスホーム4	下間久里1063-10	080-2218-3164
39	クリスホーム5	弥十郎723-4	080-2218-3171
40	Lamp	下間久里939-8	973-7856
41	LampⅡ	下間久里939-6	973-7856
42	LampⅢ	下間久里939-7	973-7856
43	l a m pⅣ	下間久里939-5	973-7856
44	グループホーム 希のこ	大吉464-1	961-8830
45	風見鶏	千間台西5丁目3-15	080-7639-5963

No.	施設名称	所在地	電話番号
46	ソーシャルインクルーホーム越谷 花田Ⅰ	花田4丁目12-12	971-6905
47	ソーシャルインクルーホーム越谷 花田Ⅱ	花田4丁目12-12	971-6905
48	まるん	大道165	940-0765
49	ぷちまるん	南荻島4196-2	940-0765
50	グループホーム太陽の家	大林337-6	971-9101
51	グループホーム太陽の家2	上間久里397-10	971-9101
52	グループホームふわふわ越谷A	花田1丁目23-1	967-5837
53	グループホームふわふわ越谷B	花田1丁目23-1	967-5837
54	ぼたら	東町5丁目245-3	940-0302
55	アイアイ障害福祉会	花田700-21	984-7424
56	グループホーム ひだまり	南越谷3丁目1-20	972-5732
57	トリオ障害福祉会 越谷	花田4丁目19-49	972-4969
58	STUDIO BREMEN KOSHIGAYA 1	弥十郎143-10	03-5284-8310
59	メダカほーむ	下間久里926-12	070-5597-2993
60	グループホーム くるみ	大林589-2	070-5083-8059

⑦ 障害者福祉サービスの用に供する施設及び障害者通所支援事業の用に供する施設

No.	施設名称	所在地	電話番号
1	あかり	千間台東1丁目1-6	973-2940
2	エバプラ越谷	北越谷4丁目3-12	971-6932
3	朋	花田1丁目13-26	967-2940
4	stara 越谷	瓦曾根1丁目20-6	967-8799
5	stara 新越谷	南越谷1丁目19-5	988-9999
6	未来工房 南越谷	南越谷4丁目5-2	990-3535
7	未来工房 越谷	赤山本町5-2	969-7711
8	stara せんげん台	上間久里416-2	973-5910
9	フィットワーク	北越谷2丁目40-1	973-7422
10	タルト	越ヶ谷1丁目13-2	999-6834
11	payforward	北越谷4丁目14-2	967-5520
12	FULCRUM (フルクラム)	西方2丁目9-3	971-9781
13	しらこぼと	増林5830-4	965-6541
14	おぎしま園	南荻島1494-1	976-4891
15	第3テイク	南荻島210-1	940-6186
16	ステップ工房	東越谷9丁目144-2	964-1935
17	工房きらり	越ヶ谷2丁目8-9	962-6606
18	きずなファクトリー	千間台西1丁目10-2	979-0173
19	アポロ1号	東大沢5丁目6-3	973-7591
20	Bon Bon Bakery	相模町3丁目227-1	971-8516
21	ひよせ	弥栄町1丁目195-172	940-1413
22	ココロスキップ	大沢3丁目10-28	978-9198

No.	施設名称	所在地	電話番号
23	るりえ	袋山 2045-1	940-2942
24	Café にじさんぽ	大沢 4 丁目 2-13	947-7791
25	Bon Bon Terrasse	平方 987-1	973-7344
26	Mountain & Valley	大沢 3 丁目 19-13	971-7865
27	アトリエ・アンノウン	南荻島 1023-1	940-7318
28	カルディアこしがや	南越谷 4 丁目 13-20	999-6703
29	ウーリー南越谷	南越谷 3 丁目 7-18	918-4271
30	BELL 新越谷	新越谷 1 丁目 47-1	961-4000
31	就労継続支援 B 型事業所 クローバー	赤山町 1 丁目 48	967-5645
32	就労継続支援 B 型事業所 FUN IS ONE	弥生町 2-19	964-6468
33	ウーリー北越谷	北越谷 2 丁目 38-32	947-9963
34	サニースポット新越谷	南越谷 1 丁目 6-62	03-3519-7787
35	Melth 越谷	弥生町 11-5	940-0047
36	ウェルビー新越谷駅前センター	南越谷 4 丁目 13-3	990-5656
37	ウェルビー新越谷駅前第 2 センター	南越谷 1 丁目 12-11	990-5533
38	カルディアこしがや駅前	赤山本町 8-14	999-6946
39	せんげん台「世一緒」	千間台西 3 丁目 1-16	971-8038
40	Cocorport 南越谷駅前 Office	南越谷 1 丁目 20-6	971-7269
41	LITALICO ワークス南越谷	南越谷 1 丁目 2875-2	961-6005
42	サムズアップワークス	越ヶ谷 1 丁目 11-36	940-6232
43	就労移行支援事業所リンクス新越谷	南越谷 4 丁目 17-5	940-8895
44	くらしセンター ベしみ	恩間新田 249	975-8511
45	あおい空	大林 539-6	971-0577
46	あかね	宮本町 4 丁目 37-5	961-8816
47	風座	東大沢 3 丁目 2-5	947-5528
48	第 1 テイク	東大沢 3 丁目 7-1	970-3003
49	第 2 テイク	花田 2 丁目 4-9	963-8747
50	千草園	花田 4 丁目 8-16	971-7351
51	野の花	大成町 1 丁目 119-1	988-6549
52	生活介護合	大泊 549-1	978-6449
53	はるか	北川崎 234-2	940-6279
54	ソレイユ	新川町 2 丁目 45-1	971-8883
55	ふりい座	レイクタウン 6 丁目 22-9	999-6515
56	ゴールデン座	川柳町 3 丁目 12-1	940-1018
57	重症児者多機能型デイサービスあすなる	恩間新田 280-1	940-7671
58	障害福祉サービス事業所かなめ	増林 6042-1	969-7000
59	生活介護 ゆうむ	弥十郎 187-1	945-5552
60	かつら	南町 1 丁目 10-5	940-6302



No.	施設名称	所在地	電話番号
61	多機能型デイサービス ひだまり	赤山町3丁目158-1	972-4742
62	リズム南荻島	南荻島1023-1	999-6668
63	コスモ重心型生活介護 ヴィヴ	西方2丁目10-12	940-8652
64	デイサービスななみ	大林589-2	971-5778
65	就労継続支援B型事業所 ひかりの森	赤山本町12-4	940-0114
66	就労継続支援B型事業所 クローバー東越谷	東越谷1丁目21-12	971-9201
67	カルディアせんげん台	千間台東1丁目5-14	967-5905
68	就労継続支援B型事業所 Cuddle	大沢3丁目10-48	925-4377
69	blanc(ブロン)	赤山本町4-1	964-5700
70	トモイキ	蒲生茜町12-9	971-5505
71	就労継続支援A型事業所 HAPPY	南荻島1417	940-0100
72	生活介護 たいが	平方1927-1	984-7435
73	Life Innovation	東大沢4丁目32-8	984-7240
74	花キラリ	大沢4丁目17-28	930-7195

⑧ 障害児通所支援事業の用に供する施設

No.	施設名称	所在地	電話番号
1	Kids 合	大里729-1	978-6449
2	ピノッキー越谷	新川町2丁目143-1	999-6987
3	児童デイサービス いっぼいっぼ	平方2003-10	967-0813
4	児童デイサービス みつば	千間台西5丁目23-11	999-6261
5	児童デイ げんこつ	北越谷1丁目23-1	971-7872
6	放課後等デイサービスおりひめ	相模町5丁目228-4	972-5289
7	いっぼいっぼ中央	東越谷6丁目204-1	967-3878
8	Kids ドロップ	東大沢2丁目4-10	940-2788
9	児童デイ 第2げんこつ	北越谷2丁目18-13	970-6101
10	放課後等デイサービスひかり	川柳町1丁目565-1	940-7790
11	LITALICO ジュニア南越谷教室	南越谷1丁目19-2	990-8780
12	DEKITA北越谷	北越谷4丁目3-12	973-2512
13	ぼぼ	大泊168-1	971-6892
14	ふくおーれ	赤山本町3-1	963-2105
15	DEKITA越谷	越ヶ谷2丁目8-21	969-7801
16	わくわくクラブ ジュニア	南越谷1丁目15-1	990-3577
17	放課後等デイサービスひなた	南町3丁目18-34	940-3753
18	にじいろクラスフラット越谷	恩間601-14	876-9546
19	こどもサポート教室「きらり」新越谷校	新越谷2丁目12-9	940-1979
20	いっぼいっぼ蒲生	蒲生茜町29-1	961-8467
21	どんぐり	蒲生3丁目8-12	993-4323
22	児童デイ第3げんこつ	大沢4丁目17-21	973-7916

No.	施設名称	所在地	電話番号
23	ワオンスタジオ	蒲生3丁目13-36	947-1939
24	Kids プチとまと	千間台西2丁目19-48	961-8507
25	療育園そらいろ	登戸町15-5	989-2294
26	DEKITA越谷レイクタウン	レイクタウン8丁目11-5	990-3238
27	こぼんはうすさくら 南越谷教室	新越谷1丁目68-1	940-3864
28	こぼんはうすさくら 蒲生茜町教室	蒲生茜町6-8	940-2226
29	放課後等デイサービスこのは	千間台西1丁目6-17	971-7691
30	児童デイサービス トライきっず	大林400-2	947-3250
31	キッズホーム Fit 越谷教室	大里41-6	915-6313
32	ハッピーキッズスペースみんと越谷	越ヶ谷2丁目8-21	960-5025
33	運動療育センターすてっぷプラス 越谷教室	東大沢5丁目6-3	971-5665
34	こどもサポート教室「きらり」せんげん台校	千間台西3丁目1-22	940-6764
35	児童発達支援 すもも	蒲生3丁目3-58	915-6446
36	重症児者多機能型デイサービスあすなろ	恩間新田280-1	940-7671
37	アルク純誠会こしがや	弥栄町1丁目172-22	969-6803
38	LITALICO ジュニア越谷教室	弥生町3-43	975-8777
39	Spirit	南越谷1丁目27-5	971-5807
40	トライきっず プラス	大房996-4	947-1660
41	ハビー越谷教室	弥生町17-1	971-6553
42	児童デイ第4げんこつ	北越谷4丁目2-14	915-7520
43	こぼんはうすさくら蒲生茜町第2教室	蒲生茜町25-4	971-9755
44	放課後等デイサービス ひまわり	東越谷1丁目2-14	940-6257
45	放課後等デイサービス ASSIST	北越谷2丁目40-19	940-3098
46	放課後等デイサービス ウィズ・ユニー新越谷	新越谷1丁目64-6	940-2161
47	ヒトツナ	袋山1431-4	999-6814
48	Grip キッズ 越谷校	南越谷1丁目4-54	965-5258
49	Move	南越谷5丁目14-16	940-3482
50	すてっぷ蒲生教室	蒲生寿町15-45	971-9140
51	Kids えん 越谷	大泊549-1	961-8506
52	どんぐり北越谷	東大沢1丁目46-12	940-2451
53	Kids 花音	蒲生寿町15-37	940-1225
54	多機能型デイサービス ひだまり	赤山町3丁目158-1	972-4742
55	ここのね	千間台西1丁目8-2	915-8611
56	ハッピーキッズスペース みんと北越谷	北越谷4丁目3-22	973-1860

No.	施設名称	所在地	電話番号
57	コペルプラス 越谷教室	赤山本町 4-1	971-9579
58	コペルプラス せんげん台教室	千間台西 2 丁目 4-21	940-6747
59	コペルプラス 蒲生教室	蒲生寿町 18-43	972-4824
60	ここのね 2 号店	千間台西 1 丁目 6-25	915-8611
61	KIDSBASE さんかく	大泊 378-3	971-5026
62	コスモ重心型児童発達支援・放課後等デイサービス アミイ	西方 2 丁目 10-12	940-8653
63	G R I T 越谷教室	越ヶ谷 1 丁目 12-19	940-5199
64	放課後等デイサービス ぶるーむ 千間台	千間台西 5 丁目 3-7 4	971-6644
65	すまいるサムアップ	神明町 1 丁目 119-10	907-1024
66	ネイスぷらす 越谷校	レイクタウン 6 丁目 19-4	940-8568
67	キッズホーム F i t 北越谷教室	花田 3 丁目 3-1 0	940-2414
68	にじいろクラスフラット越谷南	弥十郎 139-5	090-7657-2525
69	叶夢	柳町 1-14	967-5628
70	ゆめの森	東大沢 5 丁目 14-5	940-1070
71	いっぽいっぽはないろ	花田 7 丁目 5-4	940-7682
72	てらびあぼけっと 越谷大袋教室	袋山 2045-1	972-4737
73	放課後等デイサービス Grip キッズ 越谷校	瓦曾根 1 丁目 2-23	999-6000
74	こどもプラス 越谷せんげん台教室	千間台東 1 丁目 7-26	971-5400
75	こばんはうすさくら蒲生第 3 教室	蒲生寿町 18-48	971-7533
76	K i d s 合南荻島	南荻島 3683-4	940-2852
77	放課後等デイサービスヒトツナ 北越谷教室	北越谷 5 丁目 10-17	971-6025
78	重症児デイサービス しゃち	北越谷 2 丁目 17-19	080-1215-8266
79	ともキッズ	南越谷 5 丁目 2-20	930-7277

⑨ 児童福祉施設

No.	施設名称	所在地	電話番号
1	児童発達支援センター	増林 5827-1	940-5951
2	蒲生保育所	蒲生寿町 9-23	986-3942
3	大袋保育所	恩間 150-3	976-2852
4	大相模保育所	大成町 2 丁目 288-1	985-3040
5	桜井保育所	平方 1349	974-0449
6	増林保育所（地域子育て支援センターおひさまの子併設）	東越谷 8 丁目 41-1	963-0089
7	大沢第一保育所	大沢 3 丁目 16-45	974-6284
8	中央保育所	越ヶ谷 3 丁目 2-28	964-3977
9	深田保育所	下間久里 318-1	975-1411
10	七左保育所	七左町 1 丁目 184	988-7359

No.	施設名称	所在地	電話番号
11	荻島保育所（地域子育て支援センターぽかぽか併設）	南荻島 330-1	975-6517
12	赤山保育所	赤山町 4 丁目 2-11	965-3400
13	蒲生南保育所	南町 1 丁目 10-20	985-0468
14	新方保育所（地域子育て支援センターにっこ併設）	北川崎 729-1	976-1494
15	大袋北保育所	袋山 475-3	974-8591
16	宮本保育所	宮本町 5 丁目 250-1	966-3468
17	登戸保育所	登戸町 42-10	987-7518
18	赤山第二保育所	赤山町 2 丁目 58-1	966-7266
19	蒲生第三保育所	蒲生 2 丁目 13-9	987-6435
20	越ヶ谷保育園	越ヶ谷本町 3-7	962-2526
21	おおたけ保育園（地域子育て支援センターたけのこ併設）	大竹 815-1	977-2497
22	の〜びる保育園	相模町 2 丁目 63-3	985-7127
23	の〜びるこどもの家保育園	相模町 3 丁目 220-1	990-7201
24	袋山保育園（地域子育て支援センターたんぽぽ併設）	袋山 1956-1	975-8065
25	第二越谷保育園	増森 396-1	963-8212
26	わかばの森保育園	大杉 492-1	976-4890
27	南越谷保育園（地域子育て支援センターすくすく併設）	七左町 1 丁目 347	990-5001
28	越谷レイクタウンさくら保育園（地域子育て支援センターげんき併設）	レイクタウン 8 丁目 3-5	988-0861
29	越谷レイクタウンさくら保育園分園	レイクタウン 2 丁目 7-7	990-1811
30	松沢保育園（地域子育て支援センターきらきら併設）	谷中町 2 丁目 88-4	972-6028
31	越谷どろんこ保育園	平方 3207-1	970-2280
32	あぜがみりんご保育園	蒲生寿町 1-28	985-2060
33	埼玉東萌保育園	川柳町 1 丁目 582-1	973-7461
34	越谷レイクタウンどろんこ保育園	レイクタウン 5 丁目 15-5	972-4111
35	第二おおたけ保育園	北越谷 5 丁目 6-33	940-3517
36	西大袋保育園	大竹 818-3	940-8181
37	東大沢保育園	東大沢 4 丁目 31-1	940-3037
38	みずべこどもの家保育園（越谷市病児保育室併設）	レイクタウン 6 丁目 11-4	967-5570
39	つぐみ保育園	レイクタウン 5 丁目 7-2	987-6667
40	つぐみ保育園分園	レイクタウン 8 丁目 13-2	940-8885
41	にじの駅保育園（レイクタウン保育ステーション併設）	レイクタウン 4 丁目 4	940-2484
42	エンジェルハウス保育園	大沢 4 丁目 10-2	973-7498

No.	施設名称	所在地	電話番号
43	「こころの花」ほいくえんレイクタウン駅	流通団地4丁目115-5	971-8705
44	第二愛隣こども園	川柳町3丁目275-1	986-0318
45	認定こども園小牧	大間野町5丁目239-2	(保)985-0016 (教)985-4890
46	幼保連携型認定こども園越谷さくらの森	増林5987-1	(保)960-1301 (教)966-0301
47	こぼとの里こども園	神明町3丁目246-3	964-5660
48	認定こども園わかばの森ナーサリー	新越谷1丁目31-18	990-1983
49	認定こども園しらこぼと幼稚園	袋山631-3	977-8031
50	認定こども園北越谷幼稚園	北越谷3丁目2-18	976-5717
51	しらとりこども園	弥十郎275-1	977-7131
52	認定こども園まどか幼稚園	平方299-2	977-0320
53	越谷市北越谷病児保育室	北越谷2丁目4-23	940-0944
54	児童館コスモス	千間台東2丁目9	978-1515
55	児童館ヒマワリ	蒲生旭町11-35	986-3715

⑩ 一時預かり事業の用に供する施設

No.	施設名称	所在地	電話番号
1	社会福祉法人平徳会 こしがや希望の里	向畑231	978-2111
2	社会福祉法人埼玉福祉会 神明苑	神明町3丁目176	963-3289
3	社会福祉法人幸光福祉会 桃の里	南荻島770	972-0544
4	特定非営利活動法人 合 日中一時支援 合	千間台東2丁目18	940-0645
5	特定非営利活動法人 合 日中一時支援 第2合	大泊549-1	961-8506
6	特定非営利活動法人 青藍会 りんく	蒲生茜町29-1	961-8467
7	コスモプラス株式会社 コスモ重心型日中一時支援 シュシュ	西方2丁目10-12	940-8652
8	南越谷保育ステーション	南越谷1丁目12-11	987-6300
9	北越谷保育ステーション	大沢3丁目6-1	970-8200
10	レイクタウン保育ステーション	レイクタウン4丁目4	940-6883

⑪ 放課後児童健全育成事業の用に供する施設

No.	施設名称	所在地	電話番号
1	蒲生 (C-3) 学童保育室	蒲生旭町1-75	985-8861
2	南越谷 (C-1) 学童保育室	南越谷4丁目21-1	988-5713
3	南越谷 (C-2) 学童保育室	南越谷4丁目21-1	987-8237
4	大沢 (C-1) 学童保育室	大沢2丁目13-21	974-6311
5	大沢 (C-2) 学童保育室	大沢2丁目13-21	974-6201

No.	施設名称	所在地	電話番号
6	大袋 (C-1) 学童保育室	大竹 147	947-6312
7	東越谷 (C-1) 学童保育室	東越谷 6 丁目 1040	964-6660
8	弥栄 (C-1) 学童保育室	北川崎 725	977-7081
9	大袋北 (C-1) 学童保育室	袋山 515	975-6741
10	大袋北 (C-2) 学童保育室	袋山 515	975-9020
11	宮本 (C-1) 学童保育室	宮本町 5 丁目 5-85	966-2250
12	宮本 (C-2) 学童保育室	宮本町 5 丁目 5-85	966-3350
13	蒲生南 (C-1) 学童保育室	南町 1 丁目 8-1	987-6041
14	蒲生南 (C-2) 学童保育室	南町 1 丁目 8-1	987-6043
15	西方 (C-1) 学童保育室	西方 2 丁目 12-1	964-8118
16	西方 (C-2) 学童保育室	西方 2 丁目 12-1	964-6889
17	桜井南 (C-1) 学童保育室	下間久里 226	976-5590
18	桜井南 (C-2) 学童保育室	下間久里 226	976-5976
19	大沢北 (C-1) 学童保育室	大林 580	974-2313
20	鷺後 (C-1) 学童保育室	東大沢 2 丁目 1-1	977-2868
21	鷺後 (C-2) 学童保育室	東大沢 2 丁目 1-1	971-3910
22	千間台 (C-1) 学童保育室	千間台西 5 丁目 4	977-5143
23	千間台 (C-2) 学童保育室	千間台西 5 丁目 4	977-5510
24	花田 (C-1) 学童保育室	花田 4 丁目 14-1	966-6954
25	花田 (C-2) 学童保育室	花田 4 丁目 14-1	961-8287
26	出羽 (C-1) 学童保育室	谷中町 2 丁目 69	963-8922
27	出羽 (C-2) 学童保育室	谷中町 2 丁目 69	962-2580
28	増林 (C-1) 学童保育室	増林 2 丁目 512	963-0851
29	平方 (C-1) 学童保育室	平方 2784	979-6688
30	大間野 (C-1) 学童保育室	大間野町 2 丁目 115	985-9400
31	大間野 (C-2) 学童保育室	大間野町 2 丁目 115	987-7617
32	川柳 (C-1) 学童保育室	川柳町 1 丁目 471-1	987-0778
33	川柳 (C-2) 学童保育室	川柳町 1 丁目 471-1	987-0779
34	北越谷 (C-1) 学童保育室	北越谷 3 丁目 10-38	977-6469
35	大袋東 (C-1) 学童保育室	袋山 1750	978-8489
36	新方 (C-1) 学童保育室	北川崎 178	971-0683
37	大相模 (C-1) 学童保育室	大成町 2 丁目 1	986-5427
38	大相模 (C-2) 学童保育室	大成町 2 丁目 1	985-1810
39	大相模 (C-3) 学童保育室	大成町 2 丁目 1	989-7080
40	荻島 (C-1) 学童保育室	南荻島 902	971-2086
41	城ノ上 (C-1) 学童保育室	増林 6066-1	963-6001
42	城ノ上 (C-2) 学童保育室	増林 6066-1	962-6640
43	蒲生 (C-1) 学童保育室	蒲生旭町 1-75	988-5712
44	蒲生 (C-2) 学童保育室	蒲生旭町 1-75	988-1370
45	明正 (C-1) 学童保育室	川柳町 1 丁目 401	987-7844
46	明正 (C-2) 学童保育室	川柳町 1 丁目 401	987-8517
47	桜井 (C-1) 学童保育室	大泊 1140	971-1256

No.	施設名称	所在地	電話番号
48	桜井 (C-2) 学童保育室	大泊 1140	976-8165
49	越ヶ谷 (C-1) 学童保育室	中町 3-8-1	962-1120
50	越ヶ谷 (C-2) 学童保育室	中町 3-8-1	962-1120
51	越ヶ谷 (C-3) 学童保育室	中町 3-8-1	962-1120
52	越谷中央教室	越ヶ谷 2 丁目 9-6	964-8000
53	にじの駅学童クラブ	レイクタウン 4 丁目 4	940-6783

⑫ その他の社会福祉施設

No.	施設名称	所在地	電話番号
1	越谷市障害者生活支援センター苞	恩間 181-1	970-9393
2	生活支援センターこしがや	東越谷 4 丁目 3-9	964-2088
3	越谷地域生活支援センター有朋	七左町 4 丁目 100-4	985-3386
4	こしがや希望の里	向畑 231	978-2111
5	障害者相談支援センターテイク	南荻島 210-1	972-4783
6	相談支援事業所 A 4	蒲生茜町 29-1	940-1439
7	相談支援事業所えび	東大沢 3 丁目 2-5	961-8778
8	障害者支援センター合	大里 729-1	999-6015
9	越谷市障害者相談支援センターしらこぼと	増林 5830-4	965-6594
10	相談支援事業所 連	袋山 2045-1	971-2940
11	ソーシャルワーカー事務所らでん	相模町 5 丁目 422-1	940-8874
12	相談支援事業所 ひかりの森	弥生町 1-9	962-9888
13	相談支援センターつばめ	南越谷 2 丁目 3-24	960-5115
14	神明苑	神明町 3 丁目 176	963-3289
15	指定特定相談支援事業所「世一緒」	千間台西 3 丁目 1-16	971-8038
16	障害福祉サービス事業所 かなめ	増林 6042-1	999-6551
17	生活ホーム オエヴィス	恩間新田 232-3	975-1524
18	生活ホーム もんてん	恩間新田 249	975-1021
19	サポート合	千間台東 1 丁目 21-6	961-8507
20	生活サポートSGY	蒲生茜町 29-1	080-5964-8245
21	どんぐりの木	蒲生 3 丁目 8-12	993-4323
22	ソーシャルワーカー事務所らでん	相模町 5 丁目 422-1	940-8874
23	トライハート	大林 400-2	916-4958
24	生活サポートえーる	花田 4 丁目 8-9	090-3134-2696
25	サポートあかり	大里 729-1	978-6449
26	生活サポート ここのね	千間台西 1 丁目 8-2	915-8611
27	相談支援事業所カルディアクロト	赤山本町 3-1	971-9751
28	相談支援事業所 blancheur (ブロンシェール)	赤山本町 4-1	964-5707
29	相談支援事業所 3250	大林 400-2	080-6022-3250
30	医療法人秀峰会 介護老人保健施設 南面	七左町 4 丁目 161	989-7777

No.	施設名称	所在地	電話番号
31	介護老人保健施設 葵の園・越谷	七左町6丁目100-1	960-2255
32	介護老人保健施設 とまりや	谷中町4丁目293-1	963-1008
33	介護老人保健施設 シルバーケア 敬愛	平方272-1	978-8211
34	憩いの里	増森1丁目85	963-5151
35	介護老人保健施設 葵の園・越谷レ イクタウン	東町5丁目155-1	990-8200
36	よつば保育室	大泊690-49	971-3180
37	三和乳児園	南越谷3丁目1-55	964-5149
38	鈴木家庭保育室	南越谷3丁目5-22	962-6756
39	みらいほいくえん越谷園	東越谷2丁目15-13	963-8100
40	きらら・キッズ おおぶくろ	袋山1020-7	971-0666
41	ひだまり保育園	南越谷4丁目18-1	988-7700
42	エンゼルキッズ	千間台西2丁目6-18	973-6660
43	赤ちゃん保育アカデミー	花田4丁目8-14	964-3181
44	みらいほいくえん大袋駅前園	袋山1421	974-4000
45	K i d s ぶれいすバンビーノ	千間台東1丁目9-9	976-8880
46	キッズハウスクレヨン あんず組	千間台西2丁目13-1	972-5246
47	北越谷ひまわり園	北越谷5丁目9-28	971-1993
48	こうさぎ園 ひがしの森	弥生町3-36	971-7697
49	こうさぎ園 となりの森	弥生町3-36	971-7929
50	モンクール. 保育園 北越谷園	北越谷4丁目3-20	977-8120
51	キッズハウスクレヨン ひよこ組	千間台東1丁目19-8	979-7296
52	こうさぎ園 弥十郎の森	弥十郎377-5	971-8244
53	イオンせんげん台スマートスマイ ル保育園	千間台西3丁目2-12	973-7353
54	南越谷保育室 ポコ・ア・ポコ	南越谷4丁目9-7	987-5959
55	エンジェルハウス 越谷西口園	赤山町1丁目135	967-3358
56	レイクタウンひなた保育園	レイクタウン8丁目11-5	985-8878
57	モンクール. 保育園 越谷東口園	柳町1-43	940-8975
58	キッズハウスクレヨン いちご組	レイクタウン8丁目10-2	973-7709
59	キッズハウスクレヨン いるか組	レイクタウン8丁目10-2	961-8887
60	ぬくもりのおうち保育新越谷園	新越谷1丁目57-2	940-2088
61	レイクタウンひまわり園	レイクタウン5丁目11-6	973-7830
62	蒲生ちやいるど園	蒲生寿町18-43	916-7219
63	しらこぼと附属保育園大袋駅前	袋山1081-7	975-5810
64	モンクール. 保育園 蒲生園	蒲生寿町14-5	971-7447
65	しおどめ保育園越谷	相模町1丁目322-4	987-7070
66	アルタベビー越谷園	弥生町16-1	971-9742
67	しらこぼと附属保育園せんげん台 駅前	千間台東1丁目5-17	972-4153
68	うららか保育園	レイクタウン6丁目5-13	993-4715



No.	施設名称	所在地	電話番号
69	みらいほいくえん北越谷西口園	北越谷4丁目15-5	978-6100
70	アルタベビー東越谷園	東越谷3丁目5-9	961-8132
71	はなたどんぐり保育園	花田4丁目15-26	940-0389
72	西方保育室 ポコ・ア・ポコ	西方1丁目3379-2	940-6692
73	ファニー保育園	弥生町6-8	960-1212
74	ふえありい保育園 南越谷園	南越谷1丁目5-58	986-3375
75	ふえありい保育園 東越谷園	東越谷1丁目9-17	963-2351
76	ふえありい保育園 蒲生園	蒲生茜町28-13	989-3035
77	apple tree	千間台西6丁目4-24	915-9034
78	蒲生保育室 ポコ・ア・ポコ	蒲生茜町13-5	989-1981
79	エンジェルハウス 越谷東口園	越ヶ谷2丁目6-2	963-8377
80	エンジェルハウス 蒲生第一園	蒲生茜町11-5	990-1040
81	エンジェルハウス 蒲生第二園	蒲生茜町11-5	961-3131
82	モンクール. 保育園 レイクタウン 北口園	레이크タウン2丁目10-22	961-8332
83	モンクール. 保育園レイクタウン南 口園	레이크タウン7丁目11-14	907-1242
84	モンクール. 保育園南越谷園	南越谷1丁目1-59	907-1243
85	레이크タウン フルール園	레이크タウン1丁目28-4	967-5297
86	大袋保育室 ポコ・ア・ポコ	大里726-1	973-7273
87	アルタベビー越谷西口園	赤山本町19-1	940-8552
88	エンジェルハウス레이크タウン園	레이크タウン2丁目15-11	940-2344
89	ふえありい保育園레이크タウン・ト マト園	레이크タウン7丁目8-14	947-5698
90	ふえありい保育園레이크タウン・レ モン園	레이크タウン7丁目8-14	947-7750
91	레이크タウン保育室ポコ・ア・ポコ	레이크タウン8丁目10-1	971-9996
92	ぽかぽか保育園	南越谷4丁目12-7	990-6345
93	ふえありい保育園레이크タウン・み かん園	레이크タウン7丁目8-14	947-5114
94	コマーチナーサリー北越谷	大沢3219-14	964-5615
95	しらこぼと附属保育園北越谷駅前	北越谷4丁目25-25	940-0587
96	みらいほいくえん北越谷東口園	大沢2丁目15-3	974-1400
97	K i d s あいあい	大里729-1	940-1533
98	あいりんのおうち	蒲生3丁目8-53	940-3913
99	あおぞらたち保育園	大沢3丁目15-13	940-6815
100	イオンゆめみらい保育園레이크タ ウン	레이크タウン3丁目1-1	993-4221
101	すくすくキッズけいわ	千間台西2丁目11-14	978-0406

## (3) 病院・診療所（令和5年1月1日現在）

## ① 病院

No.	施設名称	所在地	電話番号
1	越谷市立病院	東越谷 10 丁目 32	965-2221
2	順天堂大学医学部附属 順天堂越谷病院	袋山 560	975-0321
3	医療法人財団明理会 新越谷病院	元柳田町 6-45	964-2211
4	リハビリテーション天草病院	平方 343-1	974-1171
5	医療法人社団聖心会 十全病院	赤山町 5 丁目 10-18	964-7377
6	医療法人社団俊睿会 南埼玉病院	増森 252	965-1151
7	医療法人秀峰会 北辰病院	七左町 4 丁目 358	985-3333
8	医療法人社団 南越谷病院	南越谷 1 丁目 4-63	987-2811
9	医療法人社団協友会 越谷誠和病院	谷中町 4 丁目 25-5	966-2711
10	獨協医科大学埼玉医療センター	南越谷 2 丁目 1-50	965-1111
11	医療法人社団大和会 慶和病院	千間台西 2 丁目 12-8	978-0033
12	市川胃腸科外科病院	東越谷 7 丁目 2-5	965-7100
13	産婦人科菅原病院	越ヶ谷 1 丁目 15-2	964-3321
14	医療法人道心会 埼玉東部循環器病院	大沢 3187-1	960-7100
15	レイクタウン整形外科病院	レイクタウン 5 丁目 13-6	987-2277

## ② 診療所

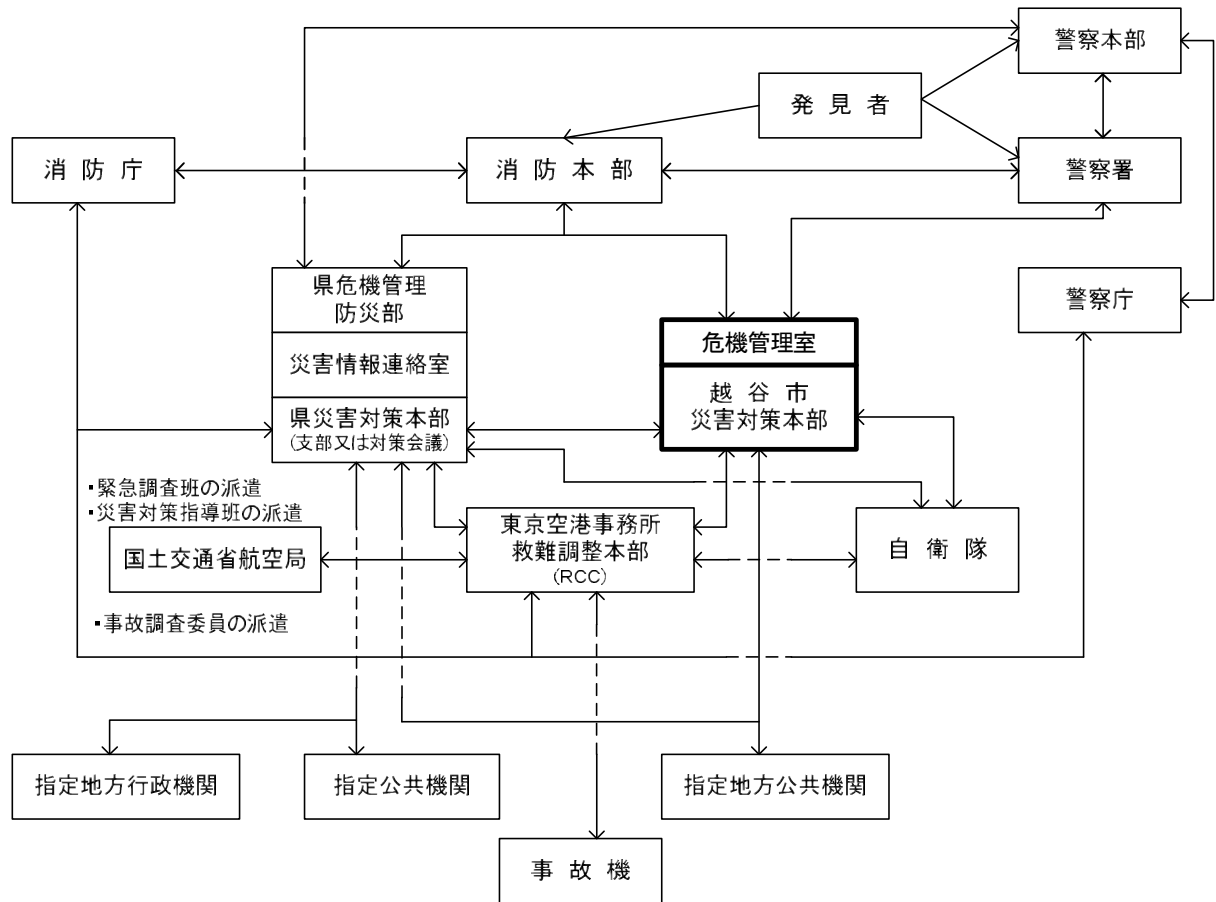
No.	施設名称	所在地	電話番号
1	医療法人社団勲和会 愛和クリニック	川柳町 1 丁目 590-1	989-2000
2	江川整形外科医院	登戸町 16-26	985-7166
3	越谷あずみの診療所	平方 3172-1	978-5920
4	越谷呼吸器クリニック	瓦曾根 3 丁目 7-6	969-6050
5	医療法人社団仁心会 越谷ハートフルクリニック	川柳町 3 丁目 50-1	989-8020
6	越谷泌尿器科・内科	相模町 3 丁目 217-1	961-7701
7	埼玉クリニック	相模町 3 丁目 217-1	961-7700
8	佐藤産婦人科	新越谷 1 丁目 34-4	985-0310
9	高見沢産婦人科医院	宮本町 3 丁目 4	966-8088
10	堀中医院	越ヶ谷 3 丁目 1-26	962-5331
11	医療法人研整会 松田整形外科	瓦曾根 2 丁目 1-14	960-3600
12	南越谷健身会クリニック	七左町 1 丁目 304-1	990-0777
13	医療法人燦英会 宮本医院	三野宮 806-6	972-1211
14	医療法人 EMS 酒井救急クリニック	大竹 561-8	967-5339

## ③ 助産所

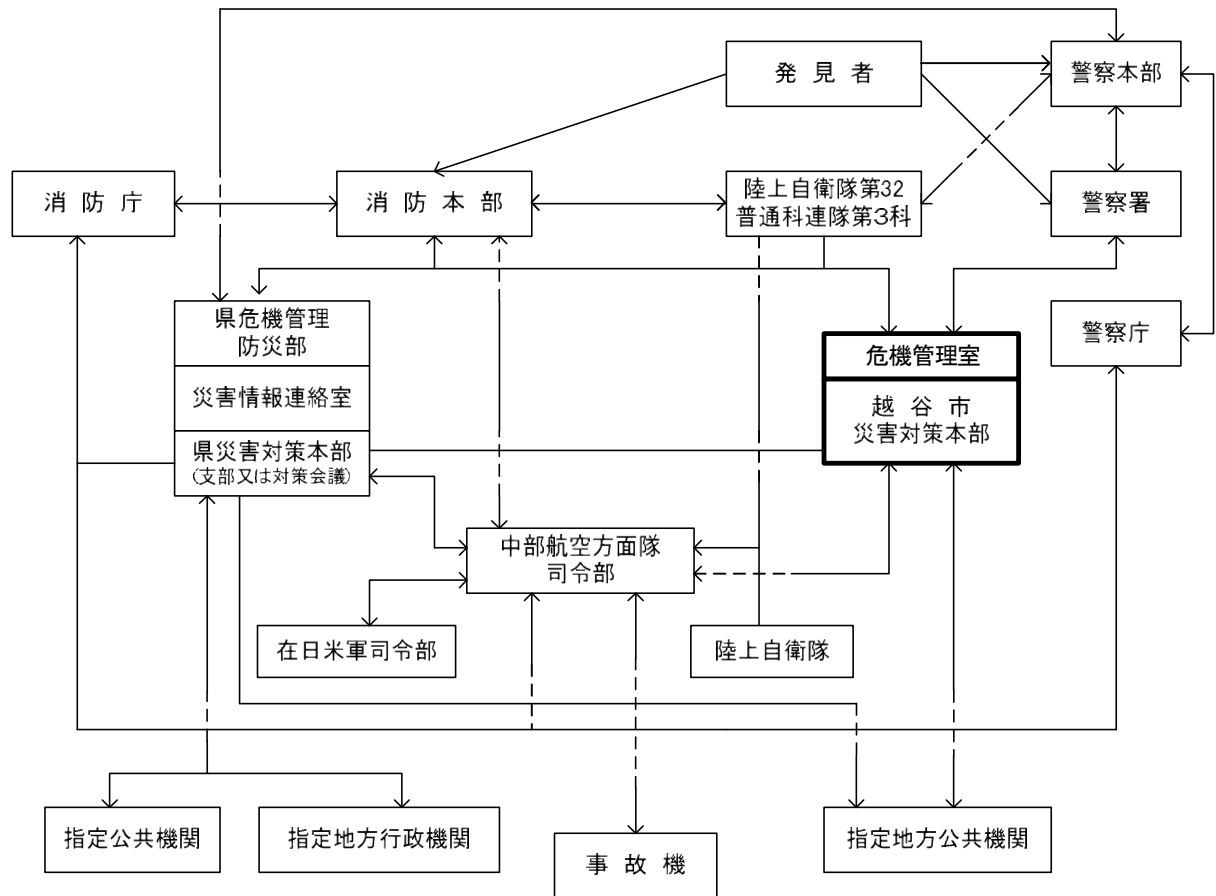
No.	施設名称	所在地	電話番号
1	息吹助産院	大泊 100-1	976-3317
2	牧岡マタニティハウス	大間野町 1 丁目 35-12	989-1761

No.	施設名称	所在地	電話番号
3	あごら助産院	瓦曾根1丁目11-13	960-4777
4	瀧田助産院	花田2丁目17-4	964-3664

民間航空機事故の場合



自衛隊・米軍航空機事故の場合



		現行の原災法等における基準を採用した当面のEAL	緊急事態区分における措置の概要
緊急事態区分	警戒事態	原子力規制委員会初動マニュアル中の特別警戒事象を採用 ①原子力施設等立地道府県 <sup>※1</sup> において、震度6弱以上の地震が発生した場合 ②原子力施設等立地道府県 <sup>※1</sup> において、大津波警報が発令 <sup>※2</sup> された場合 ③東海地震注意情報が発表された場合 <sup>※3</sup> ④原子力規制庁の審議官又は原子力防災課事故対処室長が警戒を必要と認める原子炉施設の重要な故障等 <sup>※4</sup> ⑤その他原子力規制委員長が原子力規制委員会原子力事故警戒本部の設置が必要と判断した場合	体制構築や情報収集を行い、住民防護のための準備を開始する。
	施設敷地緊急事態	原災法10条の通報すべき基準を採用（一部事象については、全面緊急事態に変更） ①原子炉冷却材の漏えい。 ②給水機能が喪失した場合の高圧注水系の非常用炉心冷却装置の不作動。 ③蒸気発生器へのすべての給水機能の喪失。 ④原子炉から主復水器により熱を除去する機能が喪失した場合の残留熱除去機能喪失。 ⑤全交流電源喪失（5分以上継続）。 ⑥非常用直流母線が一となった場合の直流母線に電気を供給する電源が一となる状態が5分以上継続。 ⑦原子炉停止中に原子炉容器内の水位が非常用炉心冷却装置が作動する水位まで低下。 ⑧原子炉停止中に原子炉を冷却するすべての機能が喪失。 ⑨原子炉制御室の使用不能。	PAZ内の住民等の避難準備、及び早期に実施が必要な住民避難、等の防護措置を行う。
	全面緊急事態	原災法15条の原子力緊急事態宣言の基準を採用（一部事象については、原災法10条より変更） ①原子炉の非常停止が必要な場合において、通常の中性子の吸収材により原子炉を停止することができない。 ②原子炉の非常停止が必要な場合において、原子炉を停止する全ての機能が喪失。 ③全ての非常用炉心冷却装置による当該原子炉への注水不能。 ④原子炉格納容器内圧力が設計上の最高使用圧力に到達。 ⑤原子炉から残留熱を除去する機能が喪失した場合に、原子炉格納容器の圧力抑制機能が喪失。 ⑥原子炉を冷却する全ての機能が喪失。 ⑦全ての非常用直流電源喪失が5分以上継続。 ⑧炉心の溶融を示す放射線量又は温度の検知。 ⑨原子炉容器内の照射済み燃料集合体の露出を示す原子炉容器内の液位の変化その他の事象の検知。 ⑩残留熱を除去する機能が喪失する水位まで低下した状態が1時間以上継続。 ⑪原子炉制御室等の使用不能。 ⑫照射済み燃料集合体の貯蔵槽の液位が、当該燃料集合体が露出する液面まで低下。 ⑬敷地境界の空間放射線量率 $5\mu\text{Sv/h}$ が10分以上継続。 <sup>※5</sup>	PAZ内の住民避難等の防護措置を行うとともに、UPZ及び必要に応じてそれ以遠の周辺地域において、放射性物質放出後の防護措置実施に備えた準備を開始する。放射性物質放出後は、計測される空間放射線量率などに基づく防護措置を実施する。

- ※1 北海道、青森県、宮城県、福島県、茨城県、神奈川県、静岡県、新潟県、石川県、福井県、大阪府、岡山県、鳥取県、島根県、愛媛県、佐賀県、鹿児島県。  
ただし、北海道については、後志総合振興局管内に限る。上斎原については、鳥取県も岡山県と同等の扱いとする。また、鹿児島県においては、薩摩川内市（甌島列島を含む）より南に位置する島嶼を除く。
- ※2 施設が津波の発生地域から内陸側となる、岡山県及び北海道太平洋沖に発令された場合を除く。
- ※3 中部電力株式会社浜岡原子力発電所を警戒事態の対象とする。
- ※4 想定される具体例は次のとおり。
- ・非常用母線への交流電源が1系統（たとえば、原子炉の運転中において、受電している非常用高圧母線への交流電源の供給が1つの電源）になった場合
  - ・原子炉の運転中に非常用直流電源が1系統になった場合
  - ・1次冷却材中の放射性ヨウ素濃度が所定の値を超えた場合
  - ・原子炉水位有効燃料長上端未満
  - ・自然災害により以下の状況となった場合
    - －プラントの設計基準を超える事象
    - －長期間にわたり原子力施設への侵入が困難になる事象
- ※5 落雷及び明らかに当該原子力施設以外の施設による放射性物質の影響がある場合は除く。

	基準の種類	基準の概要	初期設定値 <sup>※1</sup>			防護措置の概要
緊急防護措置	O I L 1	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500 $\mu$ Sv/h (地上1 mで計測した場合の空間放射線量率 <sup>※2</sup> )			数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施。 (移動が困難な者の一時屋内退避を含む)
	O I L 4	不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講じるための基準	$\beta$ 線：40,000cpm <sup>※3</sup> (皮膚から数cmでの検出器の計数率)			避難基準に基づいて避難した避難者等をスクリーニングして、基準を超える際は迅速に除染。
早期防護措置	O I L 2	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物 <sup>※5</sup> の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準	20 $\mu$ Sv/h (地上1 mで計測した場合の空間放射線量率 <sup>※2</sup> )			1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに1週間程度内に一時移転を実施。
飲食物摂取制限 <sup>※9</sup>	飲食物に係るスクリーニング基準	O I L 6による飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準	0.5 $\mu$ Sv/h <sup>※6</sup> (地上1 mで計測した場合の空間放射線量率 <sup>※2</sup> )			数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定。
			核種 <sup>※7</sup>	飲料水 牛乳・乳製品	野菜類、穀類、肉、卵、魚、その他	
		放射性ヨウ素	300Bq/kg	2,000Bq/kg <sup>※8</sup>		
		放射性セシウム	200Bq/kg	500Bq/kg		
		プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種	1Bq/kg	10Bq/kg		
	ウラン	20Bq/kg	100Bq/kg			



- ※1 「初期設定値」とは緊急事態当初に用いるOILの値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合にはOILの初期設定値は改定される。
- ※2 本値は地上1 mで計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用に当たっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上1 mでの線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。
- ※3 我が国において広く用いられているβ線の入射窓面積が20cm<sup>2</sup>の検出器を利用した場合の計数率であり、表面汚染密度は約120Bq/cm<sup>2</sup>相当となる。他の計測器を使用して測定する場合には、この表面汚染密度より入射窓面積や検出効率を勘案した計数率を求める必要がある。
- ※4 ※3と同様、表面汚染密度は約40Bq/cm<sup>2</sup>相当となり、計測器の仕様が異なる場合には、計数率の換算が必要である。
- ※5 「地域生産物」とは、放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品であって、数週間以内に消費されるもの（例えば野菜、該当地域の牧草を食べた牛の乳）をいう。
- ※6 実効性を考慮して、計測場所の自然放射線によるバックグラウンドによる寄与も含めた値とする。
- ※7 その他の核種の設定の必要性も含めて今後検討する。その際、IAEAのGSG-2におけるOIL6値を参考として数値を設定する。
- ※8 根菜、芋類を除く野菜類が対象。
- ※9 IAEAでは、OIL6に係る飲食物摂取制限が効果的かつ効率的に行われるよう、飲食物中の放射性核種濃度の測定が開始されるまでの間に暫定的に飲食物摂取制限を行うとともに、広い範囲における飲食物のスクリーニング作業を実施する地域を設定するための基準であるOIL3、その測定のためのスクリーニング基準であるOIL5が設定されている。ただし、OIL3については、IAEAの現在の出版物において空間放射線量率の測定結果と暫定的な飲食物摂取制限との関係が必ずしも明確でないこと、また、OIL5については我が国において核種ごとの濃度測定が比較的容易に行えることから、放射性核種濃度を測定すべき区域を特定するための基準である「飲食物に係るスクリーニング基準」を定める。



## 越谷市地域防災計画資料編

令和5年3月  
越谷市防災会議

事務局 越谷市危機管理室  
〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号  
電話 048-964-2111 (代表)

(この冊子は再生紙を使用しています)